

令和元年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見

子ども・子育て支援に関する  
事務の執行について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 高久 健一

## 目次

第1章	総論	3
第1	包括外部監査の概要	3
1	包括外部監査の種類	3
2	選定した特定の事件	3
3	外部監査の対象期間	3
4	外部監査の実施期間	3
5	特定の事件を選定した理由について	3
6	包括外部監査の方法	4
7	監査対象機関	5
8	外部監査の補助者	5
9	利害関係	5
第2	包括外部監査の監査結果	6
1	監査の結果について	6
2	監査の結果及び意見の集約リスト	7
第2章	いわき市の財政と人口の推移	26
第1	いわき市の財政の推移	26
1	普通会計の状況	26
2	一般会計の状況	30
3	今後の見通しについて	33
第2	いわき市の人口の推移	34
1	人口の推移	34
2	今後の人口の見通し	34
第3章	子ども・子育て支援の施策に関する状況	36
第1	国の取組の状況	36
1	これまでの経緯と新制度について	36
2	新制度の主なポイントについて	37
3	教育・保育の認定について	40
4	子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点について	41
第2	いわき市における子育て環境の現状	43
1	市の人口、出生数、世帯数等の現状	43
2	教育・保育施設と児童数の現状	46
3	待機児童数の状況	51
第3	いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況	52
1	事業計画の策定について	52
2	「いわき市こどもみらいプラン」の理念、目標及び施策体系について	52

3	子ども・子育て支援制度における教育・保育提供区域について.....	55
4	いわきネウボラについて .....	55
5	公立幼稚園及び公立保育所の整備について.....	56
6	指導監査について .....	58
7	監査の結果及び意見 .....	59
第4章	こどもみらい部における事務の執行状況について.....	62
第1	組織図 .....	62
第2	こどもみらい課 .....	63
1	事務分掌 .....	63
2	決算の状況 .....	64
3	主な歳出の状況 .....	69
4	監査の結果及び意見 .....	70
第3	こども支援課 .....	77
1	事務分掌 .....	77
2	決算の状況 .....	78
3	主な歳出の状況 .....	83
4	監査の結果及び意見 .....	84
第4	こども家庭課 .....	131
1	事務分掌 .....	131
2	決算の状況 .....	132
3	主な歳出の状況 .....	136
4	監査の結果及び意見 .....	137

## **第1章 総論**

### **第1 包括外部監査の概要**

#### **1 包括外部監査の種類**

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### **2 選定した特定の事件**

子ども・子育て支援に関する事務の執行について

#### **3 外部監査の対象期間**

原則として平成30年度の執行分  
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

#### **4 外部監査の実施期間**

令和元年9月2日から令和2年3月27日まで

#### **5 特定の事件を選定した理由について**

近年、子育て家庭や地域の子どもの育ちをめぐる環境は、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等の影響を受け一層多様化している。

このような中、国において、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一元的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになった。

市でも、平成26年度に「いわき市子ども・子育て支援事業計画」（いわき市こどもみらいプラン）を策定、また、それまでの所管の見直しを行い、新たに「こどもみらい部」を創設し、子育てしやすい環境の整備や地域の子ども・子育て支援施策の充実を図るとともに、次

世代を担う子どもたちが健全に成長できる地域社会、ひいては人口減少を抑制し、「明るく元気ないわき市」を目指して、様々な施策を実施し現在に至っている。

次世代を担う子どもとその子育て支援に関する施策は、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられるが、一方で、市の厳しい財政事情も勘案して行っていく必要もある。

以上のような背景に基づき、現在の子ども・子育て支援に関する事務に関して、法令等に対する合規性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 子ども・子育て支援に関する事務の歳入・歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 子ども・子育て支援に関する財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 子ども・子育て支援に関する事務は、市の事後評価、改善活動が適切に行われていることにより経済的・効率的、また有効的に実施されているか。

### (2) 監査手続

- ① 子ども・子育て支援に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程、市の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 子ども・子育て支援に関する事務の歳入・歳出、財産の管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されていることを確かめるため、各種資料（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、担当者への質問及び必要と認めた関連施設の往査を実施し、その準拠性、整合性、各種事務手続の正確性等を検討する。
- ③ 子ども・子育て支援に関する事務が経済的・効率的に、また有効的に実施されていることを確かめるため、市の計画・プランや各種資料（実績報告書、各部課のモニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、市が事後評価、改善活動を適切に行っているか検討する。
- ④ その他必要と認めた監査手続を実施する。

## 7 監査対象機関

子ども・子育て支援に関する事務の主たる所管部であるこどもみらい部、及び保健福祉部保健福祉課法人指導係。また、こどもみらい部所管の渚保育所、綴保育所、こども元気センターにも往査した。

## 8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	嶋	清	彦
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	宮	西	宏	幸
公認会計士	中	鉢	政	彦

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

## 第2 包括外部監査の監査結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和2年2月末現在の判断に基づき記載している。

## 2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
<b>第3章 子ども・子育て支援の施策に関する状況</b>				
<b>第3 いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況</b>				
1	<p>事業計画のPDCAサイクルによる管理について</p> <p>今後は、計画の網羅的進捗管理を行い、その結果を児童福祉専門分科会等へ報告、点検・評価を十分に受け、翌年度の施策の改善・発展につなげるというPDCAサイクルを十分意識して事業を展開していく必要がある。</p>	○	—	P59
2	<p>いわきネウボラの各地域への展開について</p> <p>今後は、さらに地域ごとに市の担当者、子ども・子育て支援団体他多様な関係者を交えた横の連携を強化し、その中で地域における各種支援事業の過不足の調整、課題等の抽出や対応策の立案・実行が行える体制を整え、子ども・子育て支援事業全体の充実を目指すことが望まれる。</p>	—	○	P60
3	<p>子ども家庭総合支援拠点の設置について</p> <p>市及び県の浜児童相談所を合わせた児童虐待等件数は平成30年度で367件と3年前より2.71倍と、要保護が必要な児童が急増しており早急な設置が望まれる。</p>	—	○	P61
4	<p>監査調書の記載について（指導監査について）</p> <p>記載がないと指摘事項等との拾い漏れ、また、外部第三者から見た場合、網羅的に監査が実施されたか否か判断が難しく、監査調書に必要な事項の記載を行う必要があると考える。</p>	—	○	P61
5	<p>主な指摘事項をまとめた集約表の作成について（指導監査について）</p> <p>集約表があれば、調整会議での各人の共通理解、また、児童福祉施設等は介護サービス事業者等と異なり、集団指導等の実施がない現状の中、施設へ集約表を周知することで注意喚起にもなり有用と考える。</p>	—	○	P61
6	<p>保育園の業務の質の外部評価について（指導監査について）</p> <p>指摘状況表の中で、「業務の質の評価について（外部評価）」が、2年連続助言となっている法人が多く散見される。市は、外部評価を実施した法人の参考例等をもとに、実施の働きかけを強化する必要があると考える。</p>	—	○	P61



No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
<b>第4章 こどもみらい部における事務の執行状況について</b>				
<b>第2 こどもみらい課</b>				
7	<p>事業の廃止に関する起案書について（新婚生活若者支援事業費（結婚新生活サポート事業費））</p> <p>本事業は、平成30年度で終了となったが、起案書での廃止の理由として、「ア婚姻率の上昇等の、明確な効果が表れていないことや、イ事業の制度設計に課題があり費用対効果が薄いこと」が挙げられていた。一方、利用実績は増加しており、本事業に関するアンケート（補助申請時）における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」は目標70%に対し実績90.9%となっており、これらの点も考慮した上、なお廃止せざるを得ないような理由の記載が必要であったものとする。また、今後、同様な国からの助成事業がある場合には、明確な指標値、事業効果等を十分検討した上で事業に取り組む必要があると考える。</p>	—	○	P70
8	<p>滝尻保育所改修工事（3,445千円）について（公立保育所施設管理費）</p> <p>指名競争入札であるが、当初の予算に組み込まれていた工事なので、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施することも可能であったものとする。今後留意が必要と考える。</p>	—	○	P71
9	<p>宮保育所ブロック塀改修工事（3,240千円）について（公立保育所施設管理費）</p> <p>検査の履歴を示す写真撮りは3月14日の後付けとなっており、本来であれば検査合格時点で行うべきであったと考える。</p>	—	○	P72
10	<p>一般競争入札について（公立保育所整備事業費）</p> <p>より競争性を確保した入札手続を実施するために、地域要件の緩和や入札応募期間の延長等の検討が必要と考える。</p>	—	○	P72
11	<p>事業者による入札手続の実施状況の確認について（民間児童福祉施設建設補助金及び認定こども園整備事業費補助金）</p> <p>本件建築工事に対する補助金のように補助金額が多額になる場合、金額的な基準を設け、基準を超える補助事業者については、入札手続の実施状況を確認することが必要と考える。</p>	—	○	P73

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
12	<p>最低制限価格算定シートについて（除去土壌等管理・搬出推進事業費）</p> <p>最低制限価格算定シートの作成や廃棄については、規程等において明文化されてはいないものの、当該シートには、「取扱注意 予定価格設定者が廃棄願います」との記載があったことから、適切に対応することが必要であった。</p>	○	—	P74
13	<p>増額変更契約について（除去土壌等管理・搬出推進事業費）</p> <p>渡辺保育所の設計変更兼変更契約締結日は、少なくとも夏井保育所が変更した平成 30 年 12 月 12 日の時点で伺いを提出できていた可能性もあり、今後は先行している事業の事実関係を把握し適時に変更する必要があると考える。</p>	—	○	P75
14	<p>契約形態移行時の対応について（除去土壌等管理・搬出推進事業費）</p> <p>本契約は 8 号の随意契約であるが、役務的業務委託契約であり、この場合、随意契約確認表の添付や公表の義務付けは不要とのことで、経緯等示す文書は残されていなかった。今後は何らかの文書で明瞭にその経緯を明らかにしておくことが必要と考える。</p>	—	○	P75
<b>第 4 章 こどもみらい部における事務の執行状況について</b> <b>第 3 こども支援課</b>				
15	<p>必要書類の保管方法について（屋内遊び場管理運営費）</p> <p>委託業務完了報告書、利用状況報告書、実績報告書については、各事業所より年度末に提出されるということから別保管となっていた。決裁関係の必要書類については、一体として管理する必要がある。</p>	—	○	P84
16	<p>随意契約の具体的な理由の記載について（屋内遊び場管理運営費）</p> <p>随意契約の理由については、いずれの地区でも同様の理由の記載が必要であるが、平成 30 年度の北部地区では、東京電力福島第一原子力発電所事故による要因が記載されておらず記載が必要と考える。</p>	—	○	P84
17	<p>収支決算書の内訳の確認について（屋内遊び場管理運営費）</p> <p>多少の増減は止むを得ないものの、大幅に変動している支出</p>	—	○	P85

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	については、変動した理由、支出の内容について吟味し、趣旨に合致しているか否かを確認することが必要と考える。			
18	<p>検査調書の作成省略について（屋内遊び場管理運営費）</p> <p>本事業（委託契約）においては完了報告書をもって、実績額の確認及び確定を行っていることから検査調書を作成していない。検査調書の作成省略については、明瞭な根拠がないことから、作成の上、決裁を受ける必要がある。</p>	○	—	P85
19	<p>補助金等交付申請時の提出書類について（障害児保育等事業費補助金）</p> <p>当年度の補助金交付書類等を確認した結果、認定こども園の認可に関する記載がなく、交付要綱にも扱いの規定がないことから、前年度決算書を徴求していない理由が明らかではなく、その経緯を少なくとも記載しておくべきであったと考える。</p>	○	—	P86
20	<p>「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」の記載について（障害児保育等事業費補助金）</p> <p>現状の運用も否定されるものではないが、それならば交付規則第4条第2項を受け、交付要綱に、交付規則第4条第1項第3号の前年度決算書の入手の省略とその場合の扱いの記載が必要と考える。</p>	—	○	P86
21	<p>補助金等交付申請書の所見記載について（障害児保育等事業費補助金）</p> <p>申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いの統一が必要と考える。</p>	—	○	P87
22	<p>収支決算書について（障害児保育等事業費補助金）</p> <p>資金収支計算書の提出をもって実績報告とすることを否定するものではないが、内容の確認をさらに十分に行う必要があると考える。また、収支予算書がある現状から、原則として収支決算書の提出も求める必要があると考える。</p>	—	○	P87
23	<p>補助対象経費の集計について（障害児保育等事業費補助金）</p> <p>市は、「本俸のみで補助基準額を上回っている場合、それ以外の人件費を対象経費として記載する必要はない」との文言を改め、全ての対象経費を集計、記載させる指導が必要と考える。</p>	—	○	P87

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
24	補助事業完了届の提出について（障害児保育等事業費補助金） 補助事業完了届の綴りを確認した結果、完了届の提出及び完了届の完了日の記載を失念の事業者が各々1法人ずつあった。1法人のみ提出がなく、他法人は入手されていることから、原則は入手するものと考えられ、今後留意が必要である。	○	—	P88
25	補助金支出計画書におけるその他の経費の確認について（民間保育所運営費補助金） その他の経費の金額に関しても摘要欄等に内訳明細を記載させ、内容を検討、支出計画書の金額と申請額との一致を確認した上で交付決定する必要がある。	○	—	P88
26	調理員加算額の予算計上について（民間保育所運営費補助金） 前年度以前から申請していない保育所等については、状況を確認した上で、できるだけ予算に含めないことが必要と考える。	—	○	P89
27	「いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱」の記載について（民間保育所運営費補助金） 現在の交付要綱では、交付規則の省略規定の記載がないので、交付規則で規定されている書類が必要か否かの判断ができない。交付規則と交付要綱の記載の関係を再度整理し、省略可能なものであれば、その旨を交付要綱に記載する必要があると考える。	—	○	P89
28	新規申請法人の前年度実績書類について（民間保育所運営費補助金） 申請法人の中には、新規申請法人もあるが、前年度の支出実績書等の入手がされていなかった。今後留意が必要である。	○	—	P90
29	補助事業等実績報告書の確認資料について（民間保育所運営費補助金） 金額的、内容的に重要と考えられる支出に関しては、できるだけ原本により確認をする必要があると考える。	—	○	P90
30	補助金支出実績書の内訳の確認について（民間保育所運営費補助金） 特に経費精算額が、計画に比して増加している場合は、経費支出額が、補助対象経費に該当するか否かという点で、さらに	—	○	P90

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	慎重に支出内訳額を確認する必要があると考える。			
31	ホームページの更新について（保育補助雇上強化事業費補助金） 交付要綱は、監査日時点で、令和元年11月1日現在最新となっているホームページ上の例規集・要項サイトでは更新されていない。適時に更新する必要がある。	○	—	P91
32	補助金等交付申請書の所見記載について（保育補助雇上強化事業費補助金） 申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要があると考える。	—	○	P91
33	補助対象経費の範囲について（保育補助雇上強化事業費補助金） 本補助事業は開始されて間もないが、市は、各施設の状況を調査した上で、補助対象経費の範囲の解釈の統一化を図り、算定及び確認において主体的に関わる必要がある。	○	—	P91
34	補助事業完了届について（保育補助雇上強化事業費補助金） 精算の条件として、実際には、補助金等実績報告において、補助事業完了届が提出されている。したがって、交付要綱の省略規定は不備と考えられ改定する必要がある。	○	—	P92
35	利用率の向上について（保育補助雇上強化事業費補助金） 本事業は、保育士の業務負担の軽減を図り、その職場環境を良くし、ひいては保育士の離職を防止するという重要な事業と考えられる。したがって、市より施設に対して事業の理解を深めるよう努力し、また、施設が個別に募集等を行っても実績に結び付かないとすれば、市が主体的に募集等して雇用に結びつける等により積極的施策を講じていく必要があると考える。	—	○	P92
36	見積徴求起案書等の記載について（病児・病後児保育事業費） C病院については、事業運営への実質的な補助とも考えられるが、例外的な取り扱いであるのに、その経緯等が見積徴求起案書等で明確になっていないことは問題であり、今後留意が必要である。	○	—	P93
37	医療機関の状況調査について（病児・病後児保育事業費）	—	○	P94

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	C病院はもちろんのこと、Bクリニックも利用児童数の伸びが低調となっている。市は、その原因を調査、分析し、利用率の改善につなげる必要があると考える。			
38	随意契約の理由記載について（病児・病後児保育事業費） 施設の特異性は記載されていない。施設の特異性は、他の医療機関では実施することができないことから、理由として記載することが必要と考える。	—	○	P94
39	実績報告の確認について（病児・病後児保育事業費） 対象医療機関からの実支出額項目に関する踏み込んだ資料の確認はしていない。適切な支出がなされているか確認するために、予算や前年度金額と比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査すること等が必要と考える。	—	○	P94
40	補助事業等計画変更申請について（病児・病後児保育施設整備事業費補助金） 入札による減額により契約締結となり、市にその報告があった時点で補助事業等変更申請を行うことも可能であったものとする。今後、留意が必要である。	—	○	P95
41	認可定員超過について（私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費） 定員超過にある保育所は、保育所利用者にとって立地などのメリットがあるため集中していると考えられ、施設の設備数や職員数が基準を充足している状況、また、将来的に少子化傾向にあることから安易に利用定員を増やすこともできない現状ではあるが、形式的には、認可定員超過になっていることも踏まえ、認可定員超過の考え方を再整理することが望まれる。	—	○	P96
42	教育・保育認定の申請書について（私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費） 地区センターの受付印が押印されていない書類が散見された。受付印には押印時の日付もあり、受付日を確認できる機能もあるため漏れなく押印することが必要と考える。	—	○	P99
	補助金等交付申請書の所見記載について（延長保育・一時預かり事業費補助金）			

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
43	申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。	—	○	P99
44	随意契約の理由と今後の対応について（放課後児童健全育成事業費） 理由を再検討した上で不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、既存の児童クラブも含め公募等の方式の検討が必要と考える。	—	○	P102
45	仕様書の記載について（放課後児童健全育成事業費） 保護者の就労証明書等の書類に関しても、仕様書に明記した上でその備えの徹底を意識させる必要があると考える。	—	○	P102
46	条例の遵守について（放課後児童健全育成事業費） イ）面積基準の遵守 面積基準に関しては、附則で当分の間努力義務としているが、市は、今後も利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保、新規の施設整備等を行うが、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。	—	○	P103
47	条例の遵守について（放課後児童健全育成事業費） ロ）支援の単位に関する基準の遵守 支援の単位に関しても、附則で当分の間市長がやむを得ないとするときには、この限りではないとされているが、今後、イ）面積基準の遵守と同様な対策を取る他、1クラブの中をパーティションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討する必要があると考える。	—	○	P103
48	委託先のモニタリングについて（放課後児童健全育成事業費） 児童の健全育成を図るという観点から、委託契約とはいえ、より踏み込んだモニタリングが必要と考える。具体的には、クラブ数が多い状況なので、毎年審査するクラブを決め、ローテーションにより現地での視察・面談、収支状況を含めた重要な運営状況数値の実地確認等を取り入れ、クラブに対する牽制機能を高めることが必要と考える。	—	○	P104
49	開所する日数の増加について（放課後児童健全育成事業費）	—	○	P104

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	開所日数が 280 日以上の子童クラブは全国的に約 7 割を超えている。したがって、280 日を下回る子童クラブに対しては、保護者等のニーズ、委託先の状況を確認した上で、積極的に日数増加の働きかけを行う必要があると考える。			
50	利用者負担について（放課後子童健全育成事業費） 現在、兄弟姉妹利用世帯やひとり親世帯等に対する減免はなされておらず、今後、市あるいは委託先による減免の検討の必要があると考える。	—	○	P105
51	中央台北子童クラブ室トイレ増設工事について（放課後子童健全育成事業費） イ）入札実施の早期化について より早期に入札を行えば、指名替え可という条件により、当初の入札も実施でき、一定の競争性の確保により契約を締結できた可能性もあったと考えられる。今後留意する必要がある。	—	○	P105
52	中央台北子童クラブ室トイレ増設工事について（放課後子童健全育成事業費） ロ）随意契約の理由について 「経費を約 10 万円縮減することができる。」としており、当初の設計額においては言えるが、実際には、随意契約時の設計金額（税込）は、再発注手続きを経て 4,473 千円とアップ、契約額も 4,428 千円となっており、全体として有利とはなっておらず理由には不備があった。今後十分留意する必要がある。	○	—	P105
53	随意契約の理由と今後の対応について（ファミリー・サポート・センター事業費） 現状の随意契約の中の「市内で唯一の事業者」という理由は再検討する必要がある、再検討した上でも理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、公募等の方式の検討が必要と考える。	—	○	P107
54	事業委託実績報告書等について（ファミリー・サポート・センター事業費） 市は、事業委託契約第 8 条により委託期間終了後、事業実績報告書及び収支決算書の提出を求めているが、不備があった。	○	—	P108



№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	年度での実績報告書等の入手・確認は、市として事業が適切に行われたことを検証する手段の一つであり、今後厳正な対処が必要である。			
55	市への月次活動報告について（ファミリー・サポート・センター事業費） 市は、委託者より毎月活動状況の報告を書面にて受けているが、その中には、トラブル、事故・ヒヤリハットの報告、マッチングに至らないケース等の異例事項については記載がない。月次で書面による報告があれば記録として残り、市も、本事業の全体の把握や他の子ども・子育て支援事業に役立てることができると考えられ、書面による異例事項の報告の検討が必要と考える。	—	○	P108
56	病児・緊急対応強化事業の委託先のモニタリングについて（ファミリー・サポート・センター事業費） 委託先は管理面で弱い面も見られ、今後も適時に現場の状況や支出内容のモニタリングを継続していく必要があると考える。	—	○	P108
57	周知の方法について（ファミリー・サポート・センター事業費） 特に基本事業に関しては、会員数及び相談件数とも横ばいの状況であり、今後も地元自治会等への呼びかけも含め、周知活動を継続的に行っていく必要があると考える。	—	○	P109
58	決裁日付について（こども元気センター管理運営費） 使用料の徴収及び収納に関する事務の委託について（伺い）及び寄附受納について（伺い）について、起案書の決裁日付が漏れており、今後留意が必要である。	○	—	P109
59	指定管理者の財務内容について（こども元気センター管理運営費） 平成30年度における第4四半期の指定管理料は、事業団からの要請により前倒しで繰上支出を行っている。資金ショートを回避するためのものである。このような状況において、令和元年度以降の指定管理者の選定において、公募したものの、応募者は当該事業団のみであった。選定に当たっては、採点項目の団体の概要等において、財務状況は良好なものであるかとい	—	○	P110

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	うものがある。財務状況の判断は、配点も低く決定要因としてはあまり重要視されていないように見受けられるが、財務内容、事業の継続性について、選定時に十分議論する必要がある。また、今後の財務内容の推移に関しては、十分モニタリングする等の対応が必要である。			
60	<p>こども元気センターにおける情報把握について（こども元気センター管理運営費）</p> <p>新規来館者について、知りえた情報源や参加理由、参加した地区別の乳幼児数や年齢等のアンケートによる把握は現状行われていない。投書箱等の設置により情報を把握し事業運営に役立てる必要があると考える。</p>	—	○	P110
61	<p>こども元気センターの事業実施区分について（地域子育て支援拠点事業費）</p> <p>こども元気センターも実質的には児童館・児童センター、本事業においても「連携型」区分と考えられ、事業実施区分の再検討が必要と考える。</p>	—	○	P111
62	<p>地区ごとの支援拠点のバランスについて（地域子育て支援拠点事業費）</p> <p>比較的乳幼児が多い平地区は、児童館等の施設がないため、指定管理者事業としての子ども・子育て支援業務はない。現状、市は本事業の支援拠点を主たる地区ごとに1拠点としているが、利用者の日常の交通の便や地区内でのその他の子ども・子育て支援事業の実施状況等も勘案した上で、本事業における地区ごとの支援拠点のバランスについても再検討することが必要と考える。</p>	—	○	P113
63	<p>各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について（地域子育て支援拠点事業費）</p> <p>イ）年度実績報告書における利用実績の利用組数の記載について</p> <p>支援拠点でまちまちであり統一を図る必要がある。また、相談件数欄はないが記載欄を設け記載させる必要がある。</p>	—	○	P114
	各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について（地域子育て支援拠点事業費）			

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
64	ロ) 月次における利用件数等報告書の報告内容の統一について 支援拠点でまちまちであり統一を図る必要があると考える。	—	○	P114
65	各支援拠点の利用者数及び相談件数について（地域子育て支援 拠点事業費） 本事業の効果を測定する指標として、利用人数・相談件数は 重要であるが、市は現状、各支援拠点からの報告数を単純に集 計して利用実績としている。しかし、尺度の異なる数値を集計 することは問題であり、支援拠点の状況を調査した上で、共通 の尺度によりカウント・報告させる必要がある。	○	—	P114
66	こども元気センターにおける子育て支援日誌記載の網羅性に ついて（地域子育て支援拠点事業費） ほぼ毎日5件の記載のみがなされている。実際は、それより 多い日もあるとのことであり、実情を把握するために網羅的に 記載する必要がある。	—	○	P115
67	児童厚生施設の管理及び運営に関する規則について（児童館施 設管理運営費） 今後、市の児童館・児童センターは、未就学児（0歳から2 歳）への対応とその保護者への対応を中心とする方向性が示さ れている。また、指定管理業務仕様書では、子ども・子育て支 援事業に関し明瞭な記載となっている。したがって、規則の第 2条及び第3条についても、その方向性を受け明瞭な記載とす る検討が必要と考える。	—	○	P115
68	給与計算の誤りについて（公立保育所管理経費及び公立保育所 事業費） 1日は休日であったが、給与計算上は両方とも出勤扱いとし ており、結果として1日分多く給与の支払いがなされているケ ースがあった。給与計算はいろいろな雇用形態があり、職員の 出勤も変動的であることから複雑化している。職員の出勤管理 も含めた給与計算のチェック体制の構築が必要である。	○	—	P117
69	公立保育所の収支管理について（公立保育所管理経費及び公立 保育所事業費） 今後、保育所の民営化や少子化・老朽化による統廃合を検討 する際にも、保育所ごとの採算管理は重要な判断材料になると	—	○	P117

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	考えられることから、各保育所の収支管理を行い、保育事業の効率的な施策を検討することが望ましい。			
70	<p>保育所利用者負担金の債権徴収に向けた取組について（保育所利用者負担金（歳入））</p> <p>回収業務の対応にも職員により差があり、また担当が交代した際の引継ぎも十分ではなかったケースがあった。児童手当からの特別徴収や財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足していることもあり、十分な回収ができていない。回収率を高めるために、債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考える。</p>	—	○	P118
71	<p>備品の管理について（公立保育所往査～渚保育所往査）</p> <p>備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、登録の抹消手続きを行う必要がある。</p>	○	—	P120
72	<p>休日保育及び一時預かりの勤怠管理について（公立保育所往査～渚保育所往査）</p> <p>出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。結果として給与計算上は翌月分の給与で調整されているが、シフト表や調整した内容も残っていないことがあり、実際の勤務実態が把握できず、また、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに、勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。</p>	○	—	P121
73	<p>備品の管理について（公立保育所往査～綴保育所往査）</p> <p>備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳には備品を特定できるように分かりやすい名称で登録するようにし、また備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には登録の抹消手続きを行う必要がある。</p>	○	—	P123

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
74	<p>休日保育及び一時預かりの勤怠管理について（公立保育所往査～綴保育所往査）</p> <p>出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。調整した内容はPCの勤務表にコメントが残されていること等のため、事後的に実際の勤務状況を把握することは可能だが、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。</p>	○	—	P124
75	<p>本事業に計上する人件費等の基準について（土曜日保育事業費）</p> <p>本事業は当初モデル事業として実施された経緯から本事業費が通常の運営管理費と区分されていたとのことであるが、本事業が開始して10年以上が経過しており、事業が経常的に行われるようになったことから、予算管理上、通常の保育所の運営・管理経費（公立保育所事業費）に一本化して運用する検討が必要と考える。</p>	—	○	P125
76	<p>収支状況報告書について（へき地保育所施設管理運営費）</p> <p>予算見積時には、間接経費を見ていたのに対し、収支状況報告時には、その分が織り込まれていない。したがって、市は間接経費の実際発生額も織り込んだ収支状況報告書を提出させ、全体の実際発生額を把握する必要がある。</p>	○	—	P126
77	<p>2保育所の今後のあり方について（へき地保育所施設管理運営費）</p> <p>市としては、市内の乳幼児に均等な保育の機会を与える役割があり、当該事業を実施しているものの、結果的に、1人当たり支出額で比較した場合、現状2保育所の方が2倍強多くなっている。したがって、今後2施設に関しては、同地域の今後の保育需要、地域住民の意向等も踏まえながら、近隣の保育所への統合、あるいは地域型保育の枠組みの活用等も視野に入れた検討が必要と考える。</p>	—	○	P127

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
78	<p>要綱で規定される提出書類の未徴求について（私立幼稚園運営費補助金）</p> <p>監査対象とした3園のうち1園について、要綱において実績報告書の添付書類とされている計算書類が徴求されていなかった。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。なお、計算書類については、私立学校振興助成法において公認会計士等の監査が求められていることから、提出書類の適正性の点から監査報告書が添付されたものの提出を受ける必要がある。</p>	○	—	P127
79	<p>実績報告書の記載について（私立幼稚園運営費補助金）</p> <p>日付や担当者名の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。また、実績報告書の添付書類において、各書類間で数値の不整合があるなど記載に誤りがあると考えられるものもあった。今回の場合、記載内容の誤りが交付金額に影響するものではないが、今後留意が必要である。</p>	—	○	P128
80	<p>要綱で規定される提出書類の未徴求について（私立学校運営費補助金）</p> <p>本件補助金はいわき市私立学校運営費補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき交付されている。しかし、要綱において規定されている提出書類のうち一部の書類が徴求されていない。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。</p>	○	—	P128
81	<p>未執行予算額について（一時預かり事業費補助金（幼稚園型・新制度分））</p> <p>直近では、利用実績が増加傾向にはあるものの、まだ予算額と大幅乖離が見られ、この傾向が続くならば、当事業の予算減額を行い他事業に予算充当する検討も必要と考える。</p>	—	○	P129
82	<p>統合保育を実施する幼稚園の拡大について（市立幼稚園特別支援教育推進事業費）</p> <p>本事業は、市各地区の市立幼稚園6か所を対象としているが、定員枠があり、また遠距離通園となる等のため6か所に就園できない幼児が存在しており、当該幼児に対応するため、市は6か所以外の市立幼稚園でも受け入れを行っている状況である。</p>	○	—	P130

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	6カ所に就園できるか否かで、実施要綱にある助言指導等のプロセスを受けられるか否かが決まることは問題であり、また、本事業へのニーズが高まる中、事業の効果を総合的に把握する必要もあり、対象幼稚園の枠を広げる、あるいは6カ所を基本としながら、その他の園も本事業の枠組みに組み込む等の対応が必要と考える。			
<b>第4章 こどもみらい部における事務の執行状況について</b>				
<b>第4 こども家庭課</b>				
83	<p>過誤納返還金を減少させる対応策について（国県支出金等過誤納返還金）</p> <p>今後、市として、受給者数変動の傾向を分析し、より正確な額で追加交付申請を行い、過誤納返還金の減少に努める対応を図っていくことが必要である。また、市負担金については、概算交付額より実績報告額が18,228千円上回った状況であり、補助金概算交付申請時の算定を適切に行うことによって、適切な予算の策定ができるものと考え。</p>	—	○	P137
84	<p>児童手当返納金の債権管理について（児童手当）</p> <p>管理台帳は、氏名・調定日・調定額・収入日・収入額・収入未済額の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。</p>	○	—	P139
85	<p>児童手当返納金の債権徴収に向けた取組について（児童手当）</p> <p>いわき市財務規則では、納期限後20日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第57条）が、児童手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。</p>	○	—	P140
86	<p>児童手当返納金の不能欠損処理について（児童手当）</p> <p>担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成25年度以前に発生した残高は754,000円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不</p>	○	—	P140

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	能欠損処理を行うことが必要である。			
87	<p>児童扶養手当返納金の債権管理について（児童扶養手当）</p> <p>管理台帳は、氏名・調定日・調定額・債務の発生日・理由・最終納入日又は承認日の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。</p>	○	—	P141
88	<p>児童扶養手当返納金の債権徴収に向けた取組について（児童扶養手当）</p> <p>いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第 57 条）が、児童扶養手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。</p>	○	—	P142
89	<p>児童扶養手当返納金の不能欠損処理について（児童扶養手当）</p> <p>担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 6,052,470 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。</p>	○	—	P143
90	<p>支給の起案書について（父子母子奨学資金）</p> <p>2 件について支出負担行為兼支出命令書は確認できたものの、起案書が見当たらなかった。起案書はその添付書類と一緒にファイリングされて保管されている。原因としては、起案書を管理している担当者が年度の切り替えて変更になり、起案書の管理が疎かになったと考えられる。起案書等の文書管理の徹底が必要である。</p>	○	—	P144
91	<p>プレママ・プレパパクラス等の開催について（母子保健指導事業費）</p> <p>市内産婦人科の動向等もあるが、プレママ・プレパパクラス等の潜在的需要はあると考えられ、プレママ・プレパパクラスの土曜日開催やマタニティサロンの週末開催の検討が望まれる。</p>	—	○	P145



№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
92	助成承認決定起案書と元資料の照合について（不妊治療費助成事業費） 起案書に上司の押印承認がなされているが、起案書と元資料の数値が不一致のまま承認されているのは問題であり、上司は、起案書と元資料の修正を確認した上で承認する必要があった。今後留意が必要である。	○	—	P145
93	不妊専門相談センターの設置について（不妊治療費助成事業費） 市では、監査日現在未設置の状況である。国では、単独での設置が困難な場合、県と協力・連携して実施する方法もあるとしているが、何時でも身近に相談できる場所として、市単独でのセンターの設置が望まれる。	—	○	P146
94	健康診査会場での情報把握について（乳幼児健康診査事業費） 乳幼児の保護者からの情報の吸い上げは幅広に行われた方が良く、健康診査会場での投書箱等の設置の検討が望まれる。	—	○	P147
95	未受診者のモニタリングについて（妊産婦健康診査事業費） 一定の基準を決めて未受診者のデータの抽出とモニタリングを行う意義はあると考えられ、その中で受診が不連続となっているケース等については、受診勧奨の対応が必要と考える。	—	○	P148
96	母子保健コンシェルジュ間の意見交換の場の開催について（母子保健コンシェルジュサービス事業費） 定期的な母子コンシェルジュ間の意見交換の場の開催は行われていない。母子コンシェルジュ同士の横の連携を図り、業務の共通理解・課題等の認識を深めるため、定期的な開催が必要と考える。	—	○	P149
97	専用パソコンの設置について（母子保健コンシェルジュサービス事業費） 入力業務も多い中、現在、専用パソコンがなく他の保健師やケースワーカーと共同使用のため、こま切れ時間を利用して行う等効率が悪くなっている。令和2年度には共同使用するパソコンが各地区センターに増設される予定であるが、専用パソコンの設置の検討が望まれる。	—	○	P149
98	母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権徴収に向けた取組につい	—	○	P150

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	て（貸付金（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（特別会計）） 滞納件数が多く人員が不足している現状がある。また、財産 差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が 不足しているため、十分な回収ができていない。債権回収のマ ニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必 要と考えられる。			
99	母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納整理について（貸付金（母 子父子寡婦福祉資金貸付事業費（特別会計）） 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金額が全体として増加 傾向にあるが、複数貸付の名寄せ管理等ができていない状況で あり、データ整備を行った上で、滞納金額を分類・整理、滞納 者ごとの実情を把握し、効率的・効果的な回収を図る必要があ ると考える。	—	○	P151
	区分計	32	67	

## 第2章 いわき市の財政と人口の推移

### 第1 いわき市の財政の推移

#### 1 普通会計の状況

##### (1) 決算の推移

平成30年度の実質単年度収支は▲2,196百万円であり、平成26年度▲181百万円と比較して2,015百万円マイナス幅が増加している。

(単位:百万円)

項目 \ 年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額	A	223,391	182,369	163,875	164,302	152,847
歳出総額	B	207,465	168,505	154,419	153,648	146,829
形式収支	C(A-B)	15,926	13,863	9,455	10,654	6,017
翌年度へ繰り越すべき財源	D	10,449	8,637	5,650	6,205	1,467
実質収支	E(C-D)	5,477	5,226	3,805	4,449	4,549
単年度収支	F	▲1,366	▲250	▲1,421	643	100
積立金	G	5,140	8,208	7,320	3,627	2,388
繰上償還金	H	-	-	-	-	-
積立金取崩し額	I	3,956	5,683	6,848	6,247	4,685
実質単年度収支	J(F+G+H-I)	▲181	2,273	▲949	▲1,975	▲2,196

歳入・歳出総額は平成26年度以降で減少傾向にあるが、以下の通り、主に東日本大震災分が減少したものである。

(単位:百万円)

区分 \ 年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額	通常収支分	125,173	125,039	126,569	129,442	124,820
	東日本大震災分	98,218	57,331	37,306	34,860	28,027
	合計	223,391	182,370	163,875	164,302	152,847
歳出総額	通常収支分	117,667	122,308	120,118	124,383	121,537
	東日本大震災分	89,798	46,198	34,301	29,265	25,293
	合計	207,465	168,506	154,419	153,648	146,830

平成 26 年度から平成 30 年度の財政調整基金及び減債基金の残高の推移は以下の通りであり、平成 30 年度の基金合計残高は 17,932 百万円であり、平成 26 年度 14,338 百万円と比較して 3,594 百万円増加している。

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財 政 調 整 基 金	11,816	14,340	14,812	12,192	9,896
減 債 基 金	2,522	2,523	2,524	5,075	8,036
合 計	14,338	16,864	17,336	17,268	17,932

(2) 歳入の状況

平成26年度から平成30年度の歳入の状況は以下の通りであり、平成26年度223,391百万円に対して、平成30年度152,847百万円と70,544百万円減少している。主に国庫支出金が27,928百万円減少、繰入金が16,283百万円減少、地方交付税が12,526百万円減少している。

(単位:百万円)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1	市 税	48,988	49,185	49,379	50,583	50,587	
2	地 方 譲 与 税	1,274	1,232	1,304	1,309	1,238	
3	利 子 割 交 付 金	78	64	42	65	59	
4	配 当 割 交 付 金	219	161	117	139	106	
5	株式等譲渡所得割交付金	115	131	63	131	83	
6	地 方 消 費 税 交 付 金	3,757	6,194	5,609	6,133	6,467	
7	ゴルフ場利用税交付金	156	163	211	166	153	
8	自動車取得税交付金	159	208	202	290	263	
9	地 方 特 例 交 付 金	136	139	143	152	187	
10	地 方 交 付 税	29,400	27,358	20,532	22,876	16,874	
	内 訳	普 通	15,638	13,976	12,795	12,094	11,089
		特 別	13,762	13,381	7,737	10,781	5,784
11	交通安全対策特別交付金	67	70	67	61	54	
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,125	2,701	1,300	1,157	835	
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,215	3,309	3,278	3,232	3,263	
14	国 庫 支 出 金	47,636	20,066	22,601	22,510	19,708	
15	県 支 出 金	19,272	13,359	13,830	12,340	10,330	
16	財 産 収 入	1,700	323	306	501	342	
17	寄 附 金	141	59	146	472	470	
18	繰 入 金	31,572	23,051	15,792	13,912	15,289	
19	繰 越 金	11,958	15,926	12,953	9,414	10,654	
20	諸 収 入	8,065	7,216	7,320	6,221	6,148	
21	市 債	12,347	11,446	8,670	12,628	9,726	
歳 入 合 計		223,391	182,369	163,875	164,302	152,847	

(3) 歳出の状況

平成26年度から平成30年度の歳出の推移は以下の通りであり、平成26年度207,465百万円に対して、平成30年度146,829百万円と60,636百万円減少している。

区分別でみると、義務的経費が1,411百万円減少、投資的経費が28,854百万円減少、その他の経費が30,370百万円減少している。投資的経費は主に普通建設事業費が27,373百万円減少、その他経費は主に物件費が14,286百万円減少、積立金が20,304百万円減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
義務的経費		61,571	58,985	59,379	59,637	60,160
	人 件 費	19,559	19,418	18,481	18,878	18,926
	扶 助 費	27,446	27,402	28,773	29,061	29,370
	公 債 費	14,564	12,165	12,124	11,697	11,863
投資的経費		51,081	40,234	30,223	31,672	22,227
	普 通 建 設 事 業 費	48,060	38,144	27,543	29,581	20,687
	災 害 復 旧 事 業 費	3,020	2,089	2,680	2,091	1,539
	失 業 対 策 事 業 費	-	-	-	-	-
その他の経費		94,812	69,285	64,816	62,338	64,442
	物 件 費	35,892	23,185	24,239	23,517	21,606
	維 持 補 修 費	1,880	2,496	2,207	2,610	2,424
	補 助 費 等	7,853	8,361	11,784	12,280	17,495
	積 立 金	28,704	14,214	9,340	8,416	8,400
	投資及び出資金・貸付金	5,407	5,112	4,350	3,792	3,228
	繰 出 金	15,074	15,914	12,893	11,720	11,287
合 計		207,465	168,505	154,419	153,648	146,829

## 2 一般会計の状況

### (1) 一般会計歳入歳出決算状況

平成26年度から平成30年度の一般会計の推移は以下の通りである。平成30年度の実質収支は4,822百万円、実質単年度収支は▲2,086百万円である。

(単位:百万円)

項目		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	A		212,646	168,409	156,131	155,798	149,179
歳出	B		201,013	157,529	149,147	146,310	143,179
形式収支	C(A-B)		11,632	10,880	6,984	9,487	6,000
翌年度へ繰り越すべき財源	D		4,341	5,592	3,131	4,874	1,177
実質収支	E(C-D)		7,290	5,287	3,852	4,612	4,822
前年度実質収支	F		6,570	7,290	5,287	3,852	4,612
単年度収支	G(E-F)		720	▲2,003	▲1,434	759	210
積立金	H		5,140	8,208	7,320	3,627	2,388
繰上償還金	I		-	-	-	-	-
積立金取崩額	J		3,956	5,683	6,848	6,247	4,685
実質単年度収支	K(G+H+I-J)		1,904	520	▲962	▲1,859	▲2,086

### (2) 歳入の状況

平成26年度から平成30年度の一般会計歳入の状況は以下の通りであり、平成26年度212,646百万円に対して、平成30年度149,179百万円と63,467百万円減少している。自主財源は14,212百万円減少、依存財源が49,255百万円減少している。

自主財源では主に繰入金が13,469百万円減少しており、繰入金の主な減少は東日本大震災復興交付金基金繰入金13,224百万円によるものである。

依存財源では主に国庫支出金が26,913百万円減少、地方交付税が12,526百万円減少、県支出金が9,054百万円減少している。

国庫支出金の主な減少は東日本大震災復興交付金20,745百万円、地方交付税の主な減少は特別交付税7,977百万円、県支出金の主な減少は除染対策事業県交付金8,175百万円によるものである。

(単位:百万円)

科目		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
自主財源	市 税		48,988	49,185	49,379	50,583	50,587	
	分担金及び負担金		1,422	1,423	1,419	1,314	1,342	
	使用料及び手数料		2,561	2,654	2,720	2,722	2,731	
	財産収入		643	308	290	486	327	
	寄附金		141	59	146	472	470	
	繰入金		26,814	15,993	11,294	9,015	13,345	
	繰越金		9,981	11,632	10,880	6,984	9,487	
	諸収入	競 輪		500	400	440	390	660
		その他		7,532	6,779	6,912	5,805	5,421
		計		98,585	88,438	83,483	77,775	84,373
依存財源	地方譲与税		1,274	1,232	1,304	1,309	1,238	
	利子割交付金		78	64	42	65	59	
	配当割交付金		219	161	117	139	106	
	株式等譲渡所得割交付金		115	131	63	131	83	
	地方消費税交付金		3,757	6,194	5,609	6,133	6,467	
	ゴルフ場利用税交付金		156	163	160	166	153	
	特別地方消費税交付金		-	-	-	-	-	
	自動車取得税交付金		159	208	202	290	263	
	地方特例交付金		136	139	143	152	187	
	地方交付税		29,400	27,358	20,532	22,876	16,874	
	交通安全対策特別交付金		67	70	67	61	54	
	国庫支出金		46,490	19,702	21,626	22,800	19,577	
	県支出金		19,329	13,421	13,853	11,866	10,275	
諸収入	受託事業収入		72	77	73	76	80	
	過年度収入		1,036	230	826	18	64	
	市 債		11,764	10,814	8,023	11,934	9,318	
	計		114,061	79,970	72,648	78,022	64,806	
合 計			212,646	168,409	156,131	155,798	149,179	



(3) 歳出の状況

平成26年度から平成30年度の一般会計歳出の推移は以下の通りであり、平成26年度201,013百万円に対して、平成30年度143,179百万円と57,834百万円減少している。

区分別でみると、主に総務費が16,337百万円、土木費が20,579百万円減少している。

総務費は、主に財政管理費が21,677百万円減少しており、東日本大震災復興交付金基金積立金が20,824百万円減少している。

土木費は、主に都市計画費が9,447百万円、住宅費が12,280百万円減少しており、事業別では、小名浜港背後地復興拠点整備事業費3,421百万円、土地区画整理事業費3,995百万円、災害公営住宅整備事業費13,637百万円減少している。

(単位:百万円)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	議 会 費		703	742	695	701	708
2	総 務 費		41,316	26,432	19,708	22,213	24,979
3	民 生 費		44,865	44,646	46,185	47,947	47,668
4	衛 生 費		19,697	13,938	16,321	17,918	17,687
5	労 働 費		439	145	112	98	102
6	農 林 水 産 業 費		7,923	3,696	3,927	3,281	2,945
7	商 工 費		6,340	6,425	5,582	4,946	4,454
8	土 木 費		36,609	25,412	23,827	19,877	16,030
9	消 防 費		14,535	7,862	8,851	6,450	6,057
10	教 育 費		12,271	14,567	11,314	11,476	11,546
11	災 害 復 旧 費		2,533	2,281	1,370	571	27
12	公 債 費		13,776	11,376	11,249	10,827	10,971
13	諸 支 出 金		-	-	-	-	-
歳 出 合 計			201,013	157,529	149,147	146,311	143,179

なお、子ども・子育て支援に関する事務の主たる所管部であるこどもみらい部の歳出は、上表の民生費、衛生費等にまたがるが、直近2年間の状況は以下の通りである。

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
こどもみらい課	2,203	1,723
こども支援課	7,115	8,019
こども家庭課	7,728	7,580
合計	17,047	17,324
歳出合計に占める割合	11.6%	12.0%

### 3 今後の見通しについて

平成 30 年度主要な施策の成果説明書において、今後の財政見通しと課題について、以下のように記載されている。

今後の財政見通しについてであるが、歳入面においては、復興需要等を要因として市民税及び固定資産税は回復基調にあるものの、復興需要終了後の景気の動向や消費税率の改定など、地域の経済や雇用環境に影響を及ぼす施策の見通しが不透明であることなど、依然として厳しい状況にある。

一方、歳出面では、公共施設の老朽化対策に加え、復興の総仕上げと地域創生に向けた新たなまちづくりを進めるためには、多額の財政需要が見込まれるほか、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、社会情勢の変化に適切に対応した施策の展開も喫緊の課題となっている。

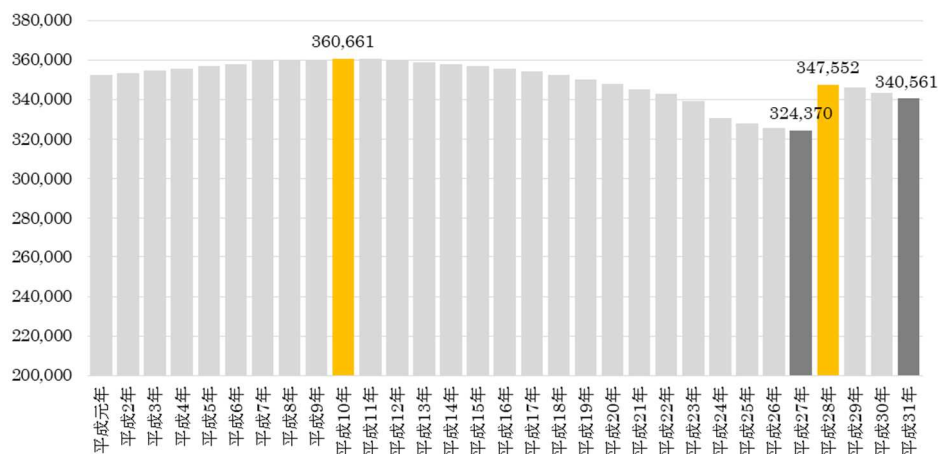
このことから、本市の財政は、復興に向けた所要の財源確保と社会経済や行政需要の変化に適切に対応できる収入の安定並びに財政構造の弾力性の確保という複数の課題に直面している。

## 第2 いわき市の人口の推移

### 1 人口の推移

いわき市の平成元年以降の人口は、平成10年の360,661人をピークに平成27年には324,370人まで減少していた。東日本大震災の影響に伴う長期避難等により平成28年には347,552人に増加したが、以降減少傾向にあり、平成31年では340,561人となっている。

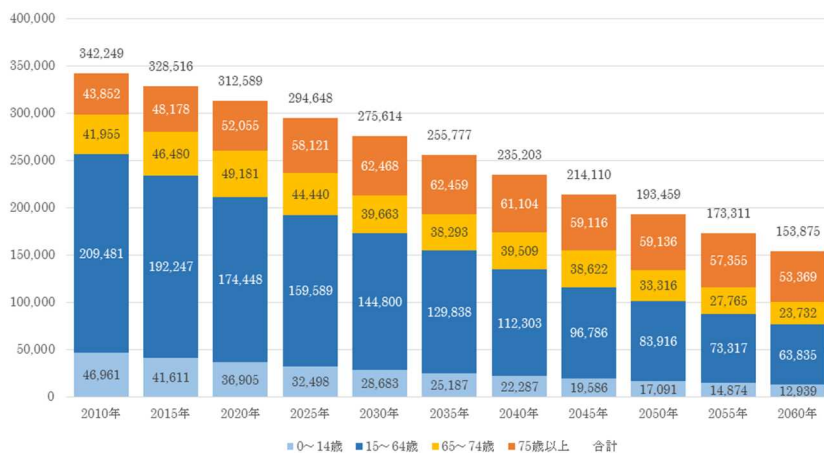
(単位：人)



(出所：「いわき市の人口（平成31年4月1日）」より作成)

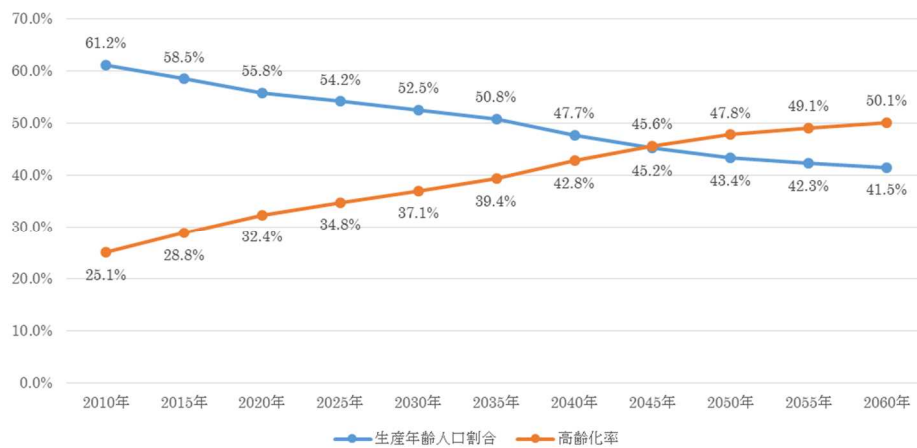
### 2 今後の人口の見通し

いわき市の独自推計による今後の人口は減少の見通しであり、2030年には275,614人（2015年比▲52,902人、▲16.1%）、2040年には235,203人（2015年比▲93,313人、▲28.4%）となる見込みである。



(出所：「いわき創生総合戦略」より作成)

また、生産年齢人口割合の低下、高齢化率の上昇が見込まれており、2045年に高齢化率は生産年齢人口割合を上回ることが見込まれている。



(出所：「いわき創生総合戦略」より作成)

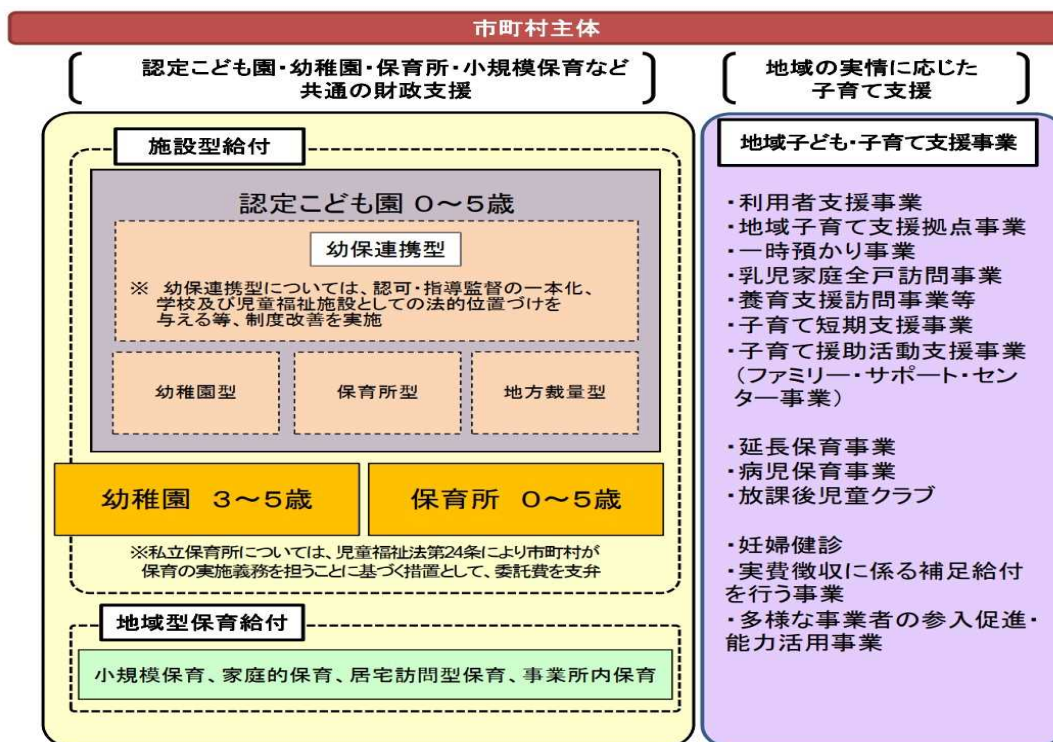
### 第3章 子ども・子育て支援の施策に関する状況

#### 第1 国の取組の状況

##### 1 これまでの経緯と新制度について

これまで、国では、仕事と子育ての両立支援を中心にさまざまな対策を実施し、平成15年7月には「次世代育成支援事業対策推進法」を制定し、国、自治体、事業者による10年間の集中的・計画的な取組みを推進してきた。しかし、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながら、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築する必要が生じてきた。

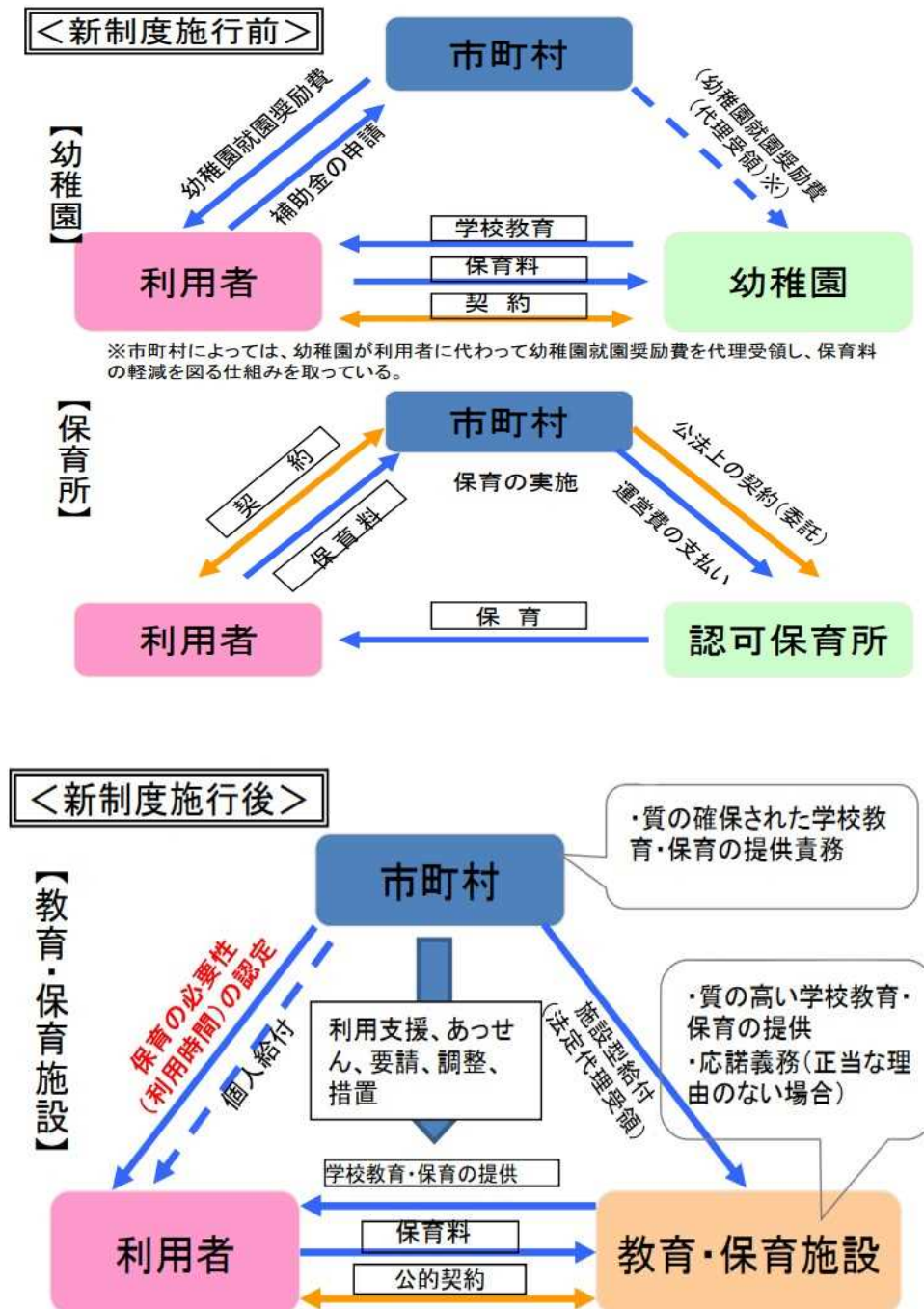
このような社会的背景のもと、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートした。この制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び質の向上」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱として掲げている。そして、市町村が実施主体となり地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施し、国・都道府県は消費税の引き上げによる恒久財源の確保を前提とし、実施主体の市町村を重層的に支えることとなっている。「子ども・子育て支援新制度」の全体像は以下の通りである。



(出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」)

## 2 新制度の主なポイントについて

- (1) 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設  
 新制度の施行前と施行後を比較すると、下図のようになる。



(出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」)

施行前は、幼稚園では、幼稚園設置者が利用者から保育料等を徴収するとともに、利用者に対する幼稚園奨励費補助金を代理受領すること等をもって、また、保育所では、市町村が利用者から保育料等を徴収するとともに、保育所に運営費を支払う形でその財源を確保してきた。

新制度施行後は、教育・保育施設等として、認定こども園及び地域型保育事業が整備され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設された。教育・保育施設等は、利用者から保育料等を徴収するとともに、保育の必要性から認定された給付費に関しても、本来利用者に給付されるものを、利用者の利便性より法定代理受領することにより、これらを財源として事業運営を行うこととされた。

なお、児童福祉法第 24 条では、私立保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の必要性については、施設型給付ではなく、従前の制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託料として支払うことになる。

## (2) 認定こども園の制度の改善

平成 18 年に制定された認定こども園法では、幼児期の教育・保育を一体的に行うもの（幼保一体型）として、ア幼保連携型、イ幼稚園型、ウ保育所型、エ地方裁量型の 4 類型の保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設が設置できることとされた。しかし、幼稚園部分と保育所部分では、認可・指導監督、財源措置等についてそれぞれの所管ごとに行われてきた。そのため、認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設として、「幼保連携型認定こども園」が創設されるとともに、認可・指導監督の一本化及び財政措置の施設型給付への一本化を行うこととされた。また、イ～エについては、施設体系は従来通りであるが、財政措置は施設給付型で一本化された。

## (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業

子ども子育て支援法第 59 条によれば、市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされている。

No	事業名	概要
1 号	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

No	事業名	概要
2号	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3号	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
4号	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
5号	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
6号	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
7号	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
8号	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
9号	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
10号	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業



No	事業名	概要
11号	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
12号	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
13号	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### 3 教育・保育の認定について

新制度では、保護者からの申請を受けた市町村が、子どもの年齢や基準に応じ、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっている。また、地域・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業であり、保育の必要性の認定にかかわらず利用できる。認定は以下の1号から3号で行われる。

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性	利用施設等	利用時間
教育標準時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
保育認定	3号	0～2歳	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

#### ○認定区分

- 1号認定：満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

#### ○利用時間

- 教育標準時間：1日4時間の教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイム就労を想定）
- 保育短時間認定：1日最大8時間の保育（主にパートタイム就労を想定）

(出典：いわき市の保健福祉・子育て支援)

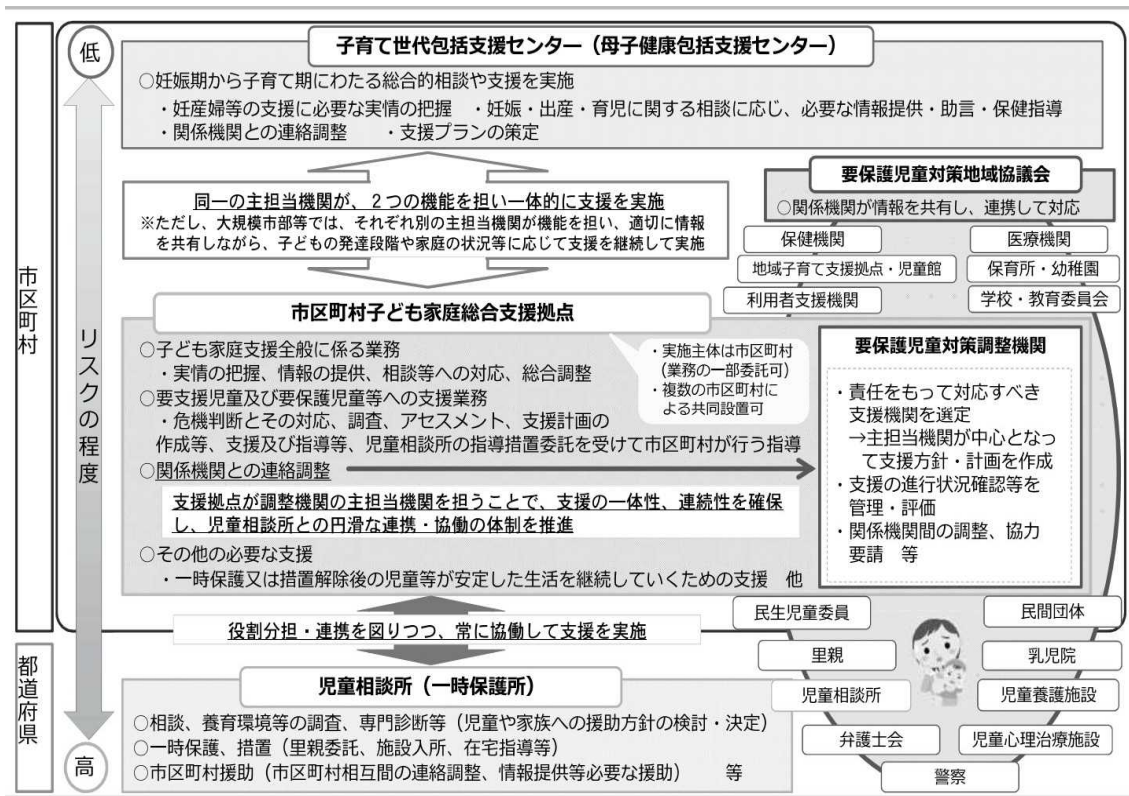
#### 4 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点について

子育て世代包括支援センターは、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能であり、「ニッポン 1 億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、平成 32 年度末までに全国展開を目指すこととされている（母子保健法で規定されており、法律上の名称は、母子健康包括支援センター）。

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び保護児童等への支援業務の強化を図るものである。平成 28 年度の児童福祉法改正により、市町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。子ども家庭総合支援拠点の設置により、専門職員等が増員され、現在は児童虐待等により要保護児童が発生した時点での個別対応が中心であるのに対し、今後は発生案件の継続支援、各関係機関との連携強化、また、虐待等には至らないが、要支援や要保護である児童の各種支援の強化が期待されている。

子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、市区町村子ども家庭総合支援拠点で、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげていくという関係となっている。

このため、同一の主担当機関が、市町村内に 2 つの機能を担い、一体的に支援することが求められる。両者の他、関係機関を包含する全体のイメージは以下のとおりである。



(出典：厚生労働省 全国児童福祉主管課長会議資料)

## 第2 いわき市における子育て環境の現状

直近の状況は以下の通りである。なお、令和元年度第2回いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に提出された資料によっている。

### 1 市の人口、出生数、世帯数等の現状

#### (1) いわき市の人口と就学前（0～5歳児）の推移

市の人口、就学前児童ともに減少傾向にあり、平成27年から平成31年までの間で市の人口は約10,000人、就学前児童の人口は約600人減少している。



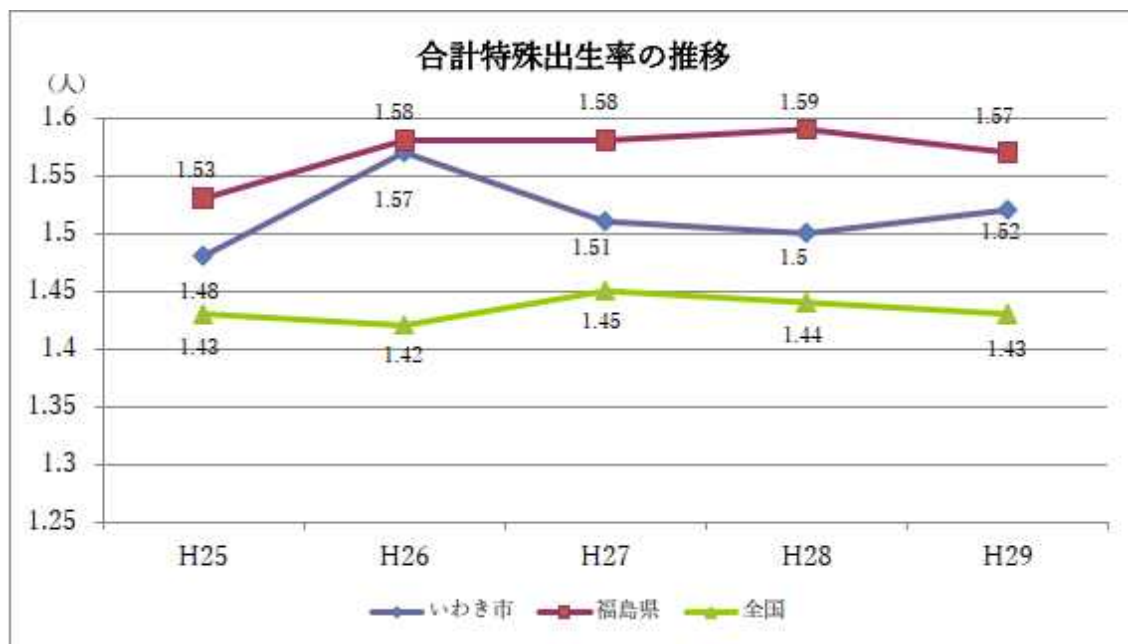
## (2) 出生数の推移

出生数も、平成 26 年以降減少している。



## (3) 合計特殊出生率の推移

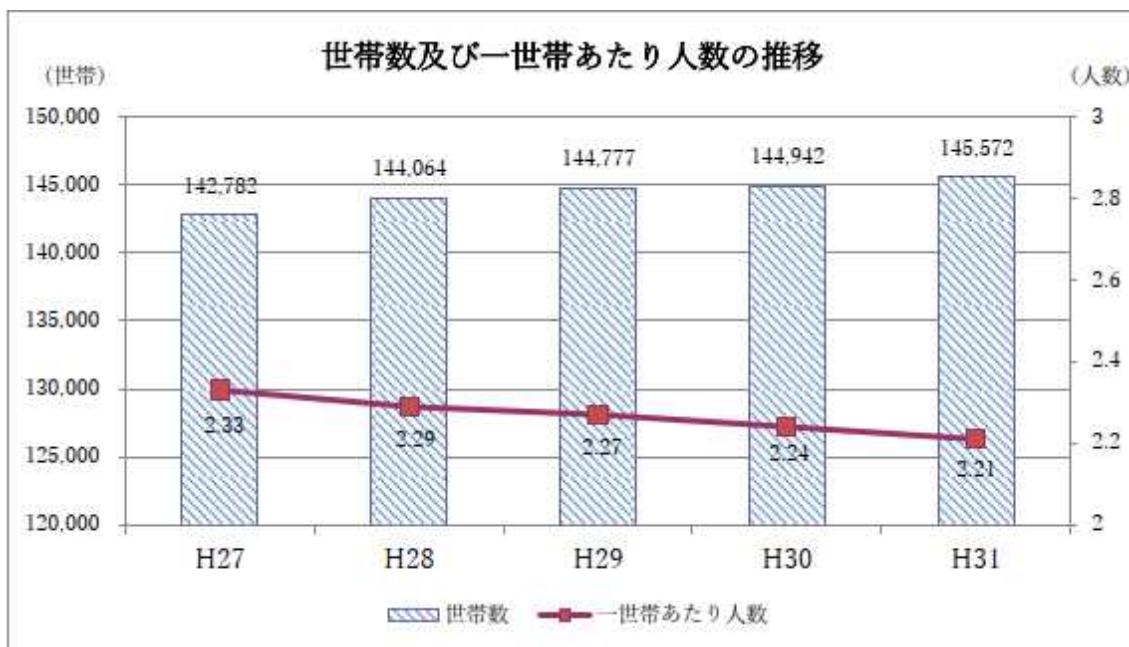
1 人の女性が生涯に生む子どもの数の理論値である合計特殊出生率は、全国よりは高い値となっているが、福島県よりは低い値にとどまっている。



(4) 世帯数及び一世帯あたり人数の推移

本市の世帯数は、平成 27 年から平成 31 年までの間で 2,790 世帯増えている。

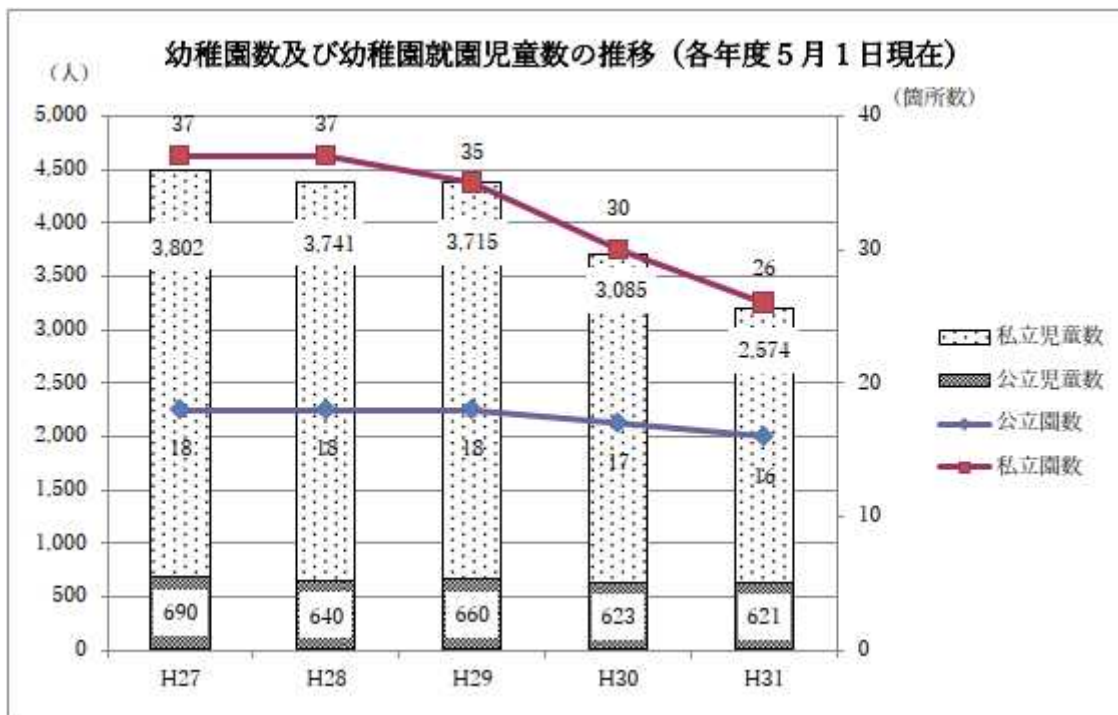
また、市の一世帯あたりの人数は、減少傾向にあり、平成 31 年は 2.21 人となっている。



## 2 教育・保育施設と児童数の現状

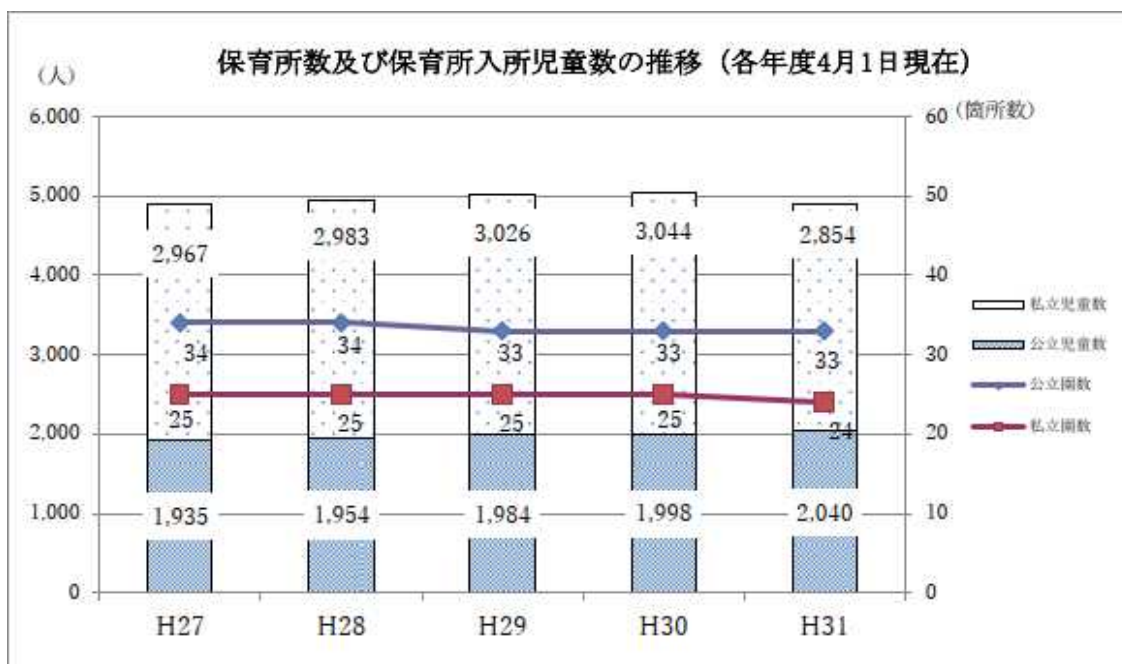
### (1) 幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移

児童数は、公立・私立とも減少傾向にある（なお、私立幼稚園の箇所数及び児童数の減少は、既存幼稚園の認定こども園への移行による）。



(2) 保育所数及び保育所入所児童数の推移

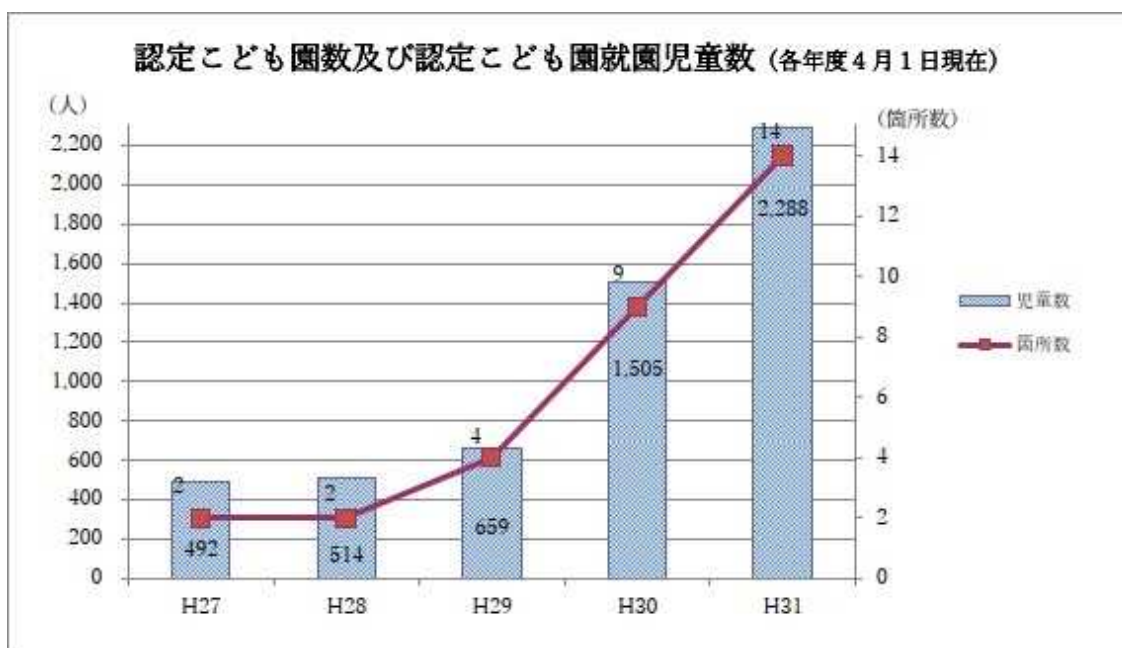
保育所数及び入所児童数は概ね横ばいとなっている。



(3) 認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移

認定こども園数及び児童数は増加傾向にある。

(平成 31 年 4 月 1 日現在 幼保連携型：10 園 幼稚園型：3 園 保育所型：1 園)

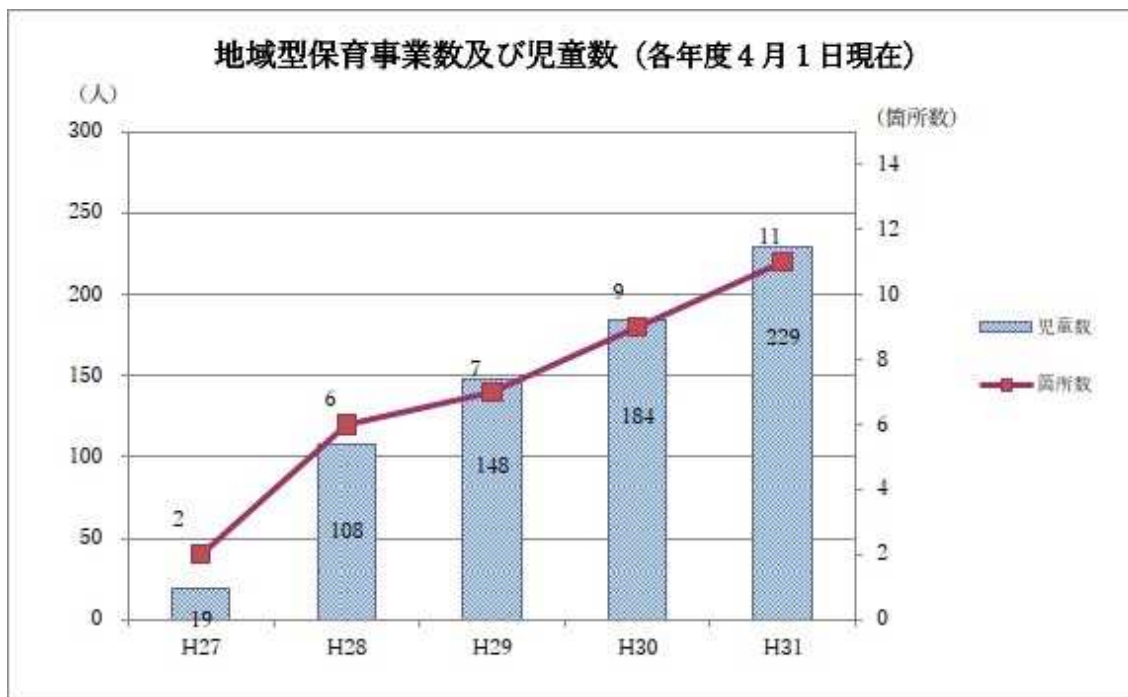




(4) 地域型保育事業数及び児童数の推移

地域型保育事業数及び児童数は増加傾向にある。

(平成 31 年 4 月 1 日現在 小規模保育：7 園 事業所内保育：3 園 家庭的保育：1 園)



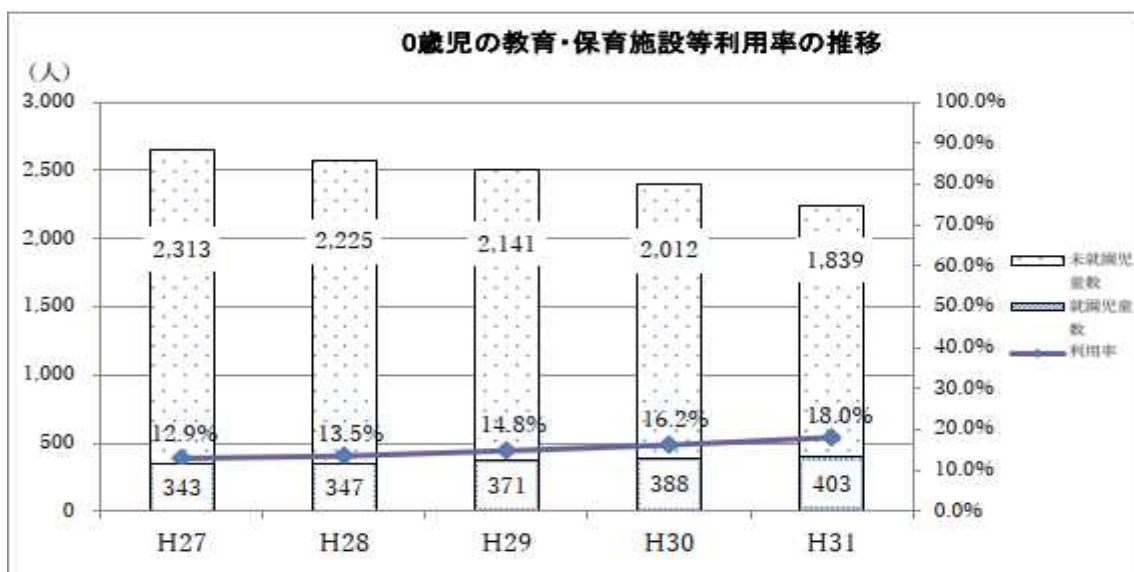
(5) 年齢別教育・保育施設等の利用率の推移

児童数は、各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳より集計。(避難児童数を含むこととし、平成 31 年の避難児童数のみ 2 月 1 日現在で集計)。

また、幼稚園を除く保育所等は各年の 4 月 1 日現在、幼稚園は各年の 5 月 1 日現在により集計。

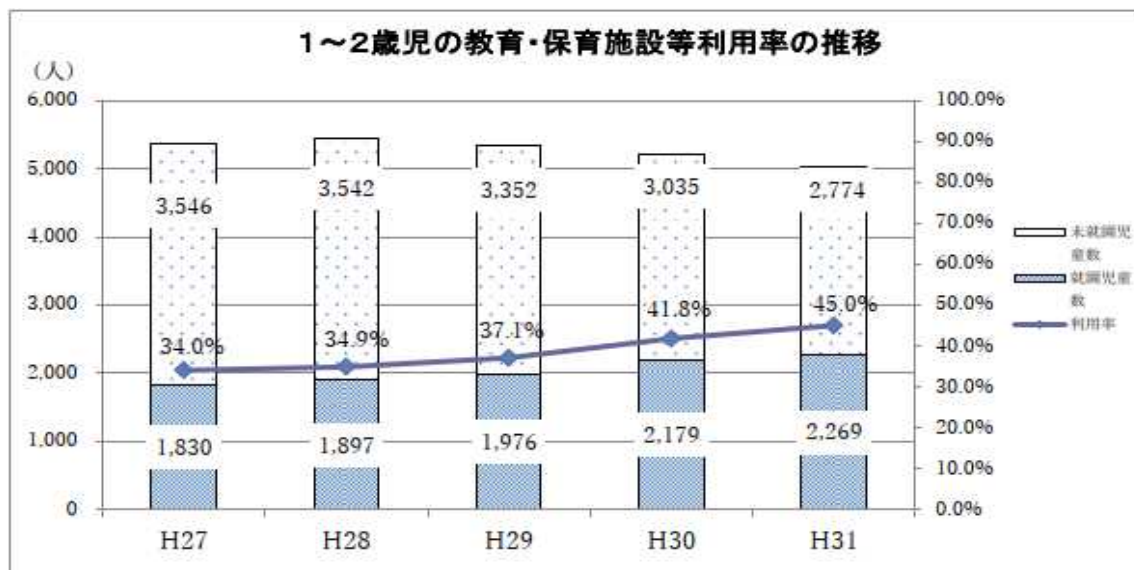
① 0歳児の教育・保育施設等利用率の推移

0歳児の人口は減少傾向にあるものの、教育・保育施設等の利用率は増加している。



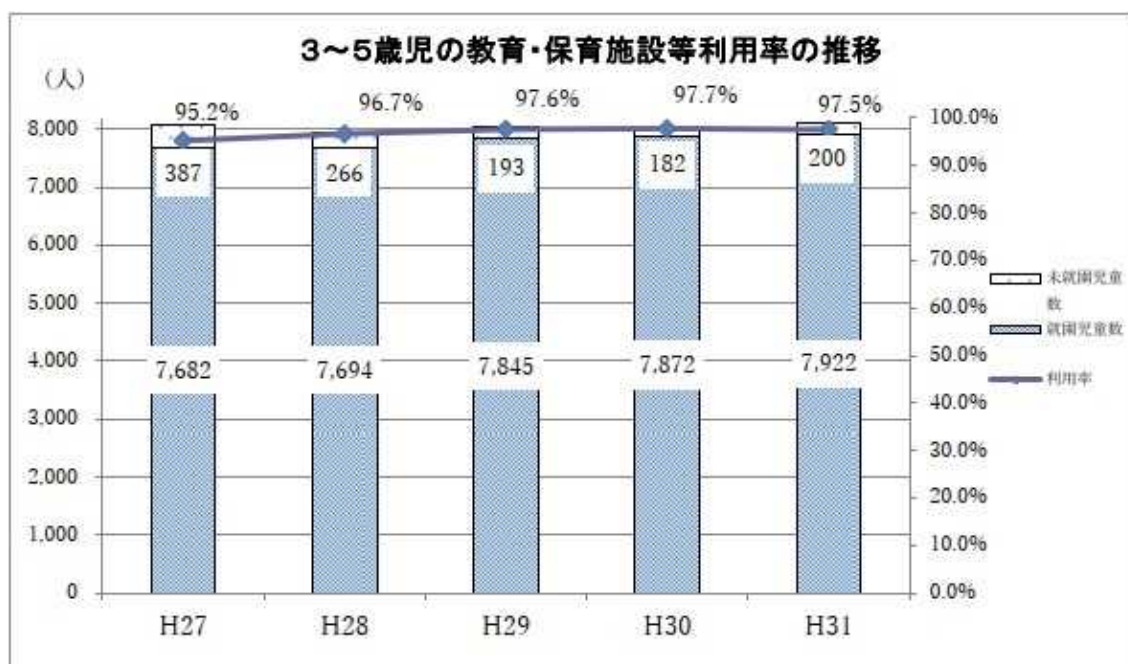
② 1～2歳児の教育・保育施設等利用率の推移

1～2歳児の人口は減少傾向のあるものの、教育・保育施設等の利用率は増加している。



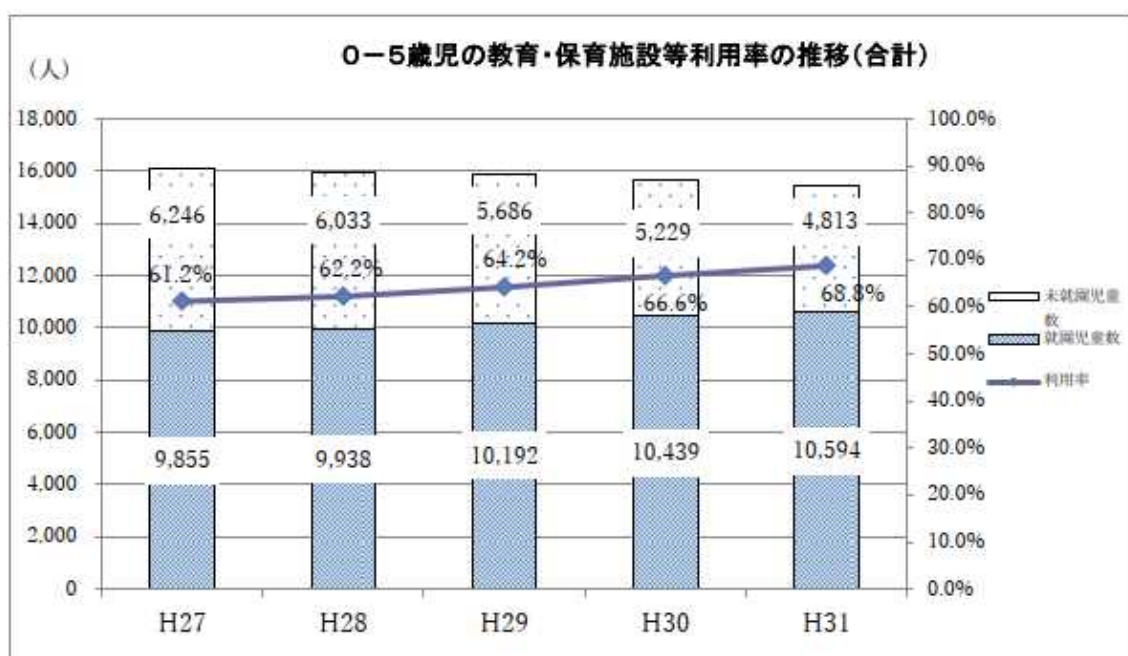
③ 3～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移

3～5歳児の利用率は概ね横ばいとなっている。



④ 0～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移 (合計)

0～5歳児の利用率は、0～2歳児の保育需要が高まっているため、増加傾向にある。



### 3 待機児童数の状況

待機児童の状況は以下の通りである。

(単位：人)

	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
待機児童数	25	7	5
申込児童数	5,515	5,922	6,298
割合	0.45%	0.11%	0.07%

(出典：市作成資料)

待機児童は、保育の必要性があり、保育所等の利用申込みをしているが、利用していない児童の内、私的理由等によるものを除いた児童であり、国に年 2 回（4 月 1 日及び 10 月 1 日現在）報告している。10 月 1 日報告では年度中間であるため待機児童数が増加する傾向がある（平成 29 年 10 月 1 日：54 名、平成 30 年 10 月 1 日：45 名）。なお、県内の福島市や郡山市に比較して待機児童数は少ない傾向となっている。

また、今後については、市は、教育・保育施設の利用ニーズの動向等を的確に把握しながら、計画的な受け皿の確保について検討を進めること、引き続き保育関係者との意見交換等を行いながら、就労環境の改善を図るとともに、保育人材の確保に努め、解消に向けた取組みを推進していく、としている。

### 第3 いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況

#### 1 事業計画の策定について

市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、平成15年12月に「新・いわき市子育て支援計画」を策定し、平成16年度から平成26年度までを計画期間として、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかし、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートした。市もこのような状況を受けて、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図ることが必要であること、また、妊娠・出産期から学校教育期に至るまで、切れ目のない子育て支援を行い、市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進させるために、市民のニーズ調査、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下、「いわき市子ども・子育て会議」という）の審議を経て、平成27年3月「いわき市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「いわき市こどもみらいプラン」という）を策定し、平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間を計画期間として、諸施策・諸事業を実施してきた。

なお、今回の計画は、①子ども・子育て支援法に基づく法定計画（幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての5か年の需給計画）、及び②次世代育成支援対策推進法に基づく計画（これまでの「新・市子育て支援計画後期行動計画」を継承した具体的な子育て支援施策）の2つに基づいているが、両者の中には共通する事業もある。

①については、教育・保育提供区域の設定、量の見込み、確保方策等を見込み、計画的な認可等に基づき事業が展開され、②については、基本理念と基本目標、その下に具体的施策・諸事業等が改訂（児童福祉、母子保健、学校教育等子育て支援に関する各種施策に近年の社会情勢や震災等を踏まえて改訂）を経ながら展開されてきた。さらに、①は、ア「教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」とイ「地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」からなっている。

#### 2 「いわき市こどもみらいプラン」の理念、目標及び施策体系について

基本理念は、「すべてのこどもが、家庭や社会の中で、ひとしく、すこやかにほぐまれ、自からも成長し、未来（みらい）をひらいていくことができるよう支援していく」とされ、以下のような、3つの基本目標、14の基本施策が示され、そのもとで具体的施策・事業展開が図られている。なお、主たる所管部であるこどもみらい部の主要事業については第4章に記載している。

## 基本目標 I

### 安心して子どもを産み育てることができるための支援

- 1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備
  - (1) 妊娠・出産への支援
  - (2) 不妊等への支援
- 2 就労と子育ての両立支援
  - (1) 多様な教育・保育環境の整備
  - (2) 子育てしやすい雇用環境の整備
- 3 男女共同参画の推進
  - (1) 男女共同参画による子育ての推進

## 基本目標 II

### 子どもが乳幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援

- 1 子どもの人権尊重の推進
  - (1) 子どもの権利尊重に関する意識の醸成
  - (2) 児童虐待防止体制の整備
- 2 子どもの健全育成
  - (1) 子どもの健全育成
- 3 健康な子どもを育てるための支援
  - (1) 子育てに関する相談・情報提供の充実
  - (2) 子育ての相互支援と仲間づくりの推進
  - (3) 生活習慣の基礎づくりに向けた支援
  - (4) 疾病予防・事故防止対策の推進
  - (5) 小児医療の充実
- 4 乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進
  - (1) 障がいの早期発見・相談
  - (2) 障がいのある子どもの教育・保育・療育の充実
- 5 生きる力を育む教育の推進
  - (1) 家庭教育の推進
  - (2) 学校教育の充実
  - (3) 多様な体験活動の推進
- 6 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進
  - (1) 思春期等における保健対策の推進
  - (2) 心の問題への支援

### 基本目標Ⅲ

#### 子育てを、まちの復興とともに社会全体で支援

##### 1 地域におけるさまざまな子育て支援

- (1) 子どもを育てる地域活動の推進
- (2) 子どもの安全確保の推進

##### 2 子育てに配慮した生活環境の整備

- (1) 子育てにやさしい住宅環境の整備
- (2) 安心して外出できる生活環境の整備

##### 3 安心して遊べる生活環境の整備

- (1) 安全・安心の放射線対策
- (2) 震災により被災した子どもの心のケア
- (3) 教育・保育施設の耐震化・改修・復旧

##### 4 支援を必要とする子どもとその家庭への取組み

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援
- (3) 医療費の軽減
- (4) 避難児童及び保護者への支援の推進

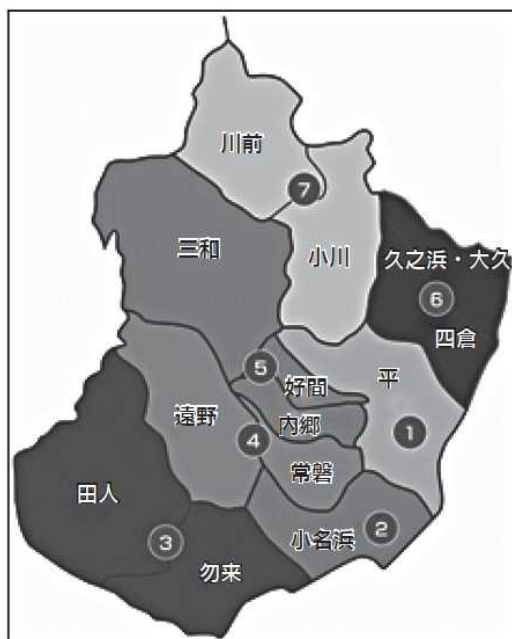
##### 5 子育て支援に関わる人材の創出と育成

- (1) 子育て支援に関わる人材の創出と育成

### 3 子ども・子育て支援制度における教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域であり、設定した区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施することになる。

市では、これらを勘案し、保健福祉等の申請・相談窓口となっている7地区保健福祉センター単位を教育・保育提供区域として設定している（①平、②小名浜、③勿来・田人、④常磐・遠野、⑤内郷・好間・三和、⑥四倉・久之浜・大久、⑦小川・川前）。



### 4 いわきネウボラについて

国の取組の箇所でも記載したとおり、国は、全国各自治体に「子育て世代包括支援センター」の設置を図る展開を行っている。センター設置の目的は、妊娠等の出産・子育てに関する不安や悩みを解消し、孤立を防止するとともに、子どもの人権を守りながら、健やかな成長を支援することを目標に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための新しい支え合いの仕組みを作り、実践していくことにある。

市は、平成 29 年 7 月、それまでの施策全体の見直しを行い、出産・子育ての新たな支え合いの仕組みとして、子育て先進国フィンランドのネウボラ（「アドバイスの場」という意味）の名称を付し、いわきネウボラ（愛称：おや CoCo）を創設した。市内 7 地区保健福祉センターをワンストップ拠点に位置付け、家庭の状況に応じた施設やサービスを案内する子育てコンシェルジュに加え、看護師、保健師の資格を有する母子保健コンシェルジュを配置し、窓口での相談支援とアウトリーチによる相談対応など、両コンシェルジュが役割分担しながら、互いに連携して継続的な支援を実施する体制とし、この体制をもって「子育て世



代包括支援センター」に位置付けている。

具体的には、親子健康手帳の交付を7地区保健福祉センターに集約し、交付時、母子保健コンシェルジュ等が妊婦全員に面接、アセスメントを行い、妊娠期から産前・産後期、子育て期において活用できる支援メニュー等を盛り込んだ応援プランを作成、交付するとともに、その後の機会を捉えて継続的な状況把握に努めることとしている。また、アセスメントの結果、特に支援が必要な方については、地区保健福祉センターの地区担当保健師等を中心とした支援チームが、継続的支援を実施する体制としている。

市は、13事業を選定し、いわきネウボラ関連事業として実施している。

No	事業名
1	子育てコンシェルジュサービス事業
2	子育て支援なるほど情報発信事業
3	産前・産後ヘルパー派遣事業
4	母子保健指導事業
5	授乳支援（おっぱい相談）事業
6	乳幼児健康診査事業
7	新生児聴覚検査支援事業
8	助産師何でも相談会事業
9	産後ケア事業
10	妊産婦健康診査事業
11	いわきっ子健やか訪問事業
12	母子保健コンシェルジュサービス事業
13	養育支援訪問（専門的相談支援）事業

## 5 公立幼稚園及び公立保育所の整備について

平成30年度末で、公立幼稚園は16か所、公立保育所は33か所設置されている。市の公立幼稚園・保育所について、市は、これまで平成16年2月の「いわき市立幼稚園の在り方について」等の提言を受け、「市立幼稚園の適正配置」や「民間活力の活用」等の方針等を踏まえ、幼稚園の再編に向けた協議や保育所の民間移譲等を実施してきた。さらに、東日本大震災の影響、保育所の耐震診断結果、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の対応等を受け、方針・整備等の手法を整理した上で、平成28年7月「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」としてとりまとめられ、計画的に進めることとしてきた。

しかし、ここ数年の市における待機児童の顕在化、民間の認定こども園化の進展、さらには、幼児教育の無償化等の影響により、幼児教育・保育を取り巻く環境が一層の変化を見せており、新たな要素を考慮した上で施設整備を進めていく必要がある、その実施に向け平成30年8月、「いわき市子ども・子育て会議」からの提言を受け、市はこれをもとに平成30

年9月「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」に伴う実施方針について」としてまとめている。以下は、その基本的な方向性の要約である。

(1) 公立幼稚園について

① 再編について

公立幼稚園の園児数はここ数年減少傾向にあり、また、今後予定される幼児教育の無償化の影響により、認定こども園等への選択が増えるなど、一層の減少が想定されることから、再編の必要性を的確に捉え、保護者等の理解を得ながら、円滑かつ速やかに集約化を進める。

② 幼児教育の民間移譲について

私立幼稚園においては、園児数が確保できており、認定こども園へ移行する園が拡大し、運営の充実も図られていることなどから、引き続き将来的に幼児教育を民間に委ねていくことを基本的な方向性とする。

しかしながら、増加傾向にある障がい児保育需要を踏まえた統合保育の充実や地域との連携の推進等、公立幼稚園が担うべき役割は残されており、集約化の過程において、基幹的な幼稚園を1地区1園程度、当分の間公立で継続させていく。

(2) 公立保育所について

① 再編について

保育環境については、現在においても、なお待機児童が顕在化している状況にあり、幼児教育の無償化等による保育需要の増加が想定される一方で、認定こども園の増加等、保育の受け皿の拡大も進んでいることから、引き続き現在の施設数を維持することを基本的な方向性とする。

なお、全体的な老朽化が進んでおり、耐震化は急務であることから、可能な限り早急に対応する。

② 保育施設の民営化について

保育サービスの更なる充実や老朽施設の整備等にあたっては、保育所の運営や整備に係る経費が増大することから、保育環境を損ねることなく、効率的な運営に努めることが求められていることを踏まえ、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる社会福祉法人等の民間への移管が実施されてきたところである。

引き続き、都市部の保育所は民営化を基本とするとともに、地域の保育の質の向上や子育て支援等、先駆的な取組みを担う基幹的な保育所として1地区1所程度を公立で継続、また、安定的運営が困難な中山間部の保育所は公立で継続させることを基本的な方向性とする。

## 6 指導監査について

### (1) 指導監査の目的

指導監査の目的は、市のホームページによれば、「社会福祉法人及び法人が設置・運営する社会福祉施設に対して、社会福祉法第 56 条第 1 項及び生活保護法、老人福祉法、児童福祉法等の各法の規定に基づき、関係法令、通知による法人・事業運営についての指導事項に係る監査を実施するとともに、運営全般について積極的に助言・指導することで、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保を図ることを目的に実施する」、とされる。

### (2) 指導監査の種類及び方法

指導監査の種類及び方法は、「いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」等によれば、以下のようにになっている。

指導監査は、一般監査と特別監査からなり、一般監査は原則、実地監査の方法により、周期を決め実施され、児童福祉施設等は毎年実施されている（その内、公立保育所及び助産所は書面監査の方法で実施されている）。特別監査は、一般監査の結果、特に問題がある、あるいは特に必要と認められる法人及び施設に対し、特定事項について行われる。なお、認可外保育施設は、指導監督として報告徴収及び立入調査の方法で、原則毎年実施されている。

### (3) 監査後の対応

指導監査後の対応は、「いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施計画書」等によれば、以下のようにになっている。

#### ① 結果通知における指摘の区分

- ・ 文書指摘 法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める（報告期限は、原則として文書指摘を行った日から 45 日後とする）。
- ・ 口頭指摘 法令・通知等の違反が軽微である場合、または文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合。次回の監査において改善状況を確認する（「口頭」というものの、事後の管理のため文書で通知する）。
- ・ 助言 法令・通知等の違反が無い場合でも、法人運営について資するものと考えられる事項については、助言を行う。

#### ② 改善指導に従わない場合

①の文書指摘の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合（改善の内容に対して再度の見直しを指示した場合を除く）は、社会福祉法第 56 条第 4 項等の規定に基づき、改善勧告、勧告に従わない旨の公表、改善命令、業務の全部若しくは一部の停止命令、役員了解職勧告、解散命令を行う。

#### (4) 平成 30 年度の実施状況

平成 30 年度児童福祉施設等の監査の実施状況は以下の通りである。なお、特別監査の実施はなかった。

(指摘・助言：件数)

	対象数	実施数	文書指摘	口頭指摘	助言	合計
保育所・公立	32	32	0	0	0	0
保育所・私立	25	25	1	34	28	63
幼保連携型認定こども園	8	8	1	22	2	25
家庭的保育事業等	9	9	4	16	7	27
助産所	1	1	0	0	0	0
計	75	75	6	72	37	115

## 7 監査の結果及び意見

### (1) 事業計画の PDCA サイクルによる管理について

現在の計画は、①子ども・子育て支援法に基づく法定計画（幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての 5 か年の需給計画）、②次世代育成支援対策推進法に基づく計画（これまでの「新・市子育て支援計画後期行動計画」を継承した具体的な子育て支援施策）の 2 つに基づき、平成 27 年度からスタートし平成 30 年度で 4 年目を迎えた。①については、教育・保育提供区域の設定、量や確保方策等を見込み、計画的な認可等に基づき、②については、基本理念、基本施策や、具体的施策等の改訂（児童福祉、母子保健、学校教育等子育て支援に関する各種施策に近年の社会情勢や震災等を踏まえて改訂）を図り、事業が展開されてきた。

さらに、①は、ア「教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」とイ「地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」」に分かれるが、①アに関しては、各年度地域の意向調査を行い、それを計画に反映させ、「いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」（以下、「児童福祉専門分科会」という）へ報告、毎年点検・評価を受けてきた。

しかし、①イについては、計画時、量の見込みと確保方策を見込み、中間年度の平成 29 年度第 5 回の児童福祉専門分科会で、点検・評価を受けているが、当初の見込み値と直近実績値との間に比較的乖離が生じていた延長保育事業やファミリー・サポート・センター事業（就学前）等についての記載はない。また、年度ごとの実施はされてこなかった。

①については、事業数が多数あるので、その全てに関し指標とそれに基づく計画値を設定することは現実的ではないが、主要な事業については設定する必要があった。また、令和元年度、主要な事業に関し、平成 27 年度と平成 30 年度の従来の指標に基づく実績値

を比較した形での計画の総括がなされ、児童福祉専門分科会に報告されているが、計画値との比較にはなっていない。

児童福祉専門分科会への報告資料等を閲覧すると、必要に応じて新たないわきネウボラ関連事業やいのちを育む教育推進事業、社会問題化してきた子どもの貧困対策の計画への位置づけ等に関し報告・評価がされてきたことは、十分に汲み取れるものの、①イや②の主要事業に対し、全体として、網羅的進捗管理とその評価を行い、翌年度以降の改善・発展に結び付けるという PDCA サイクルの展開は、前述の状況から十分ではなかったものと推察される。

市は、「いわき市こどもみらいプラン」の中で、計画推進、進捗状況の管理の項を設け、「子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況や、計画の全体の成果については、利用者の視点に立った指標を設定し、毎年度点検・評価することを行い、施策の改善・発展につなげていくことが重要である。」として PDCA サイクルにより事業展開を図ることを掲げている。

今後は、②に関して主要事業の特定、指標とそれに基づく計画値の設定、①イも含めた年度ごとの実績値との比較、乖離がある場合の原因分析等により計画の網羅的進捗管理を行い、その結果を児童福祉専門分科会等へ報告、点検・評価を十分に受け、翌年度の施策の改善・発展につなげるという PDCA サイクルを十分意識して事業を展開していく必要がある。また、その場合には、①イと②の共通事業の関連性についても留意する必要がある。【指摘事項】

## (2) いわきネウボラの各地域への展開について

国は、全国各自治体に子育て世代包括支援センターの設置を図る展開を行っており、市は、これを具現化した出産・子育ての新たな支え合いの仕組みとして、平成 29 年 7 月、いわきネウボラを創設、市内 7 地区保健福祉センターをワンストップ拠点に位置付け、家庭の状況に応じた施設やサービスを案内する子育てコンシェルジュに加え、母子保健コンシェルジュを配置し、窓口での相談支援とアウトリーチによる相談対応等、妊産婦や乳幼児の保護者に対して出産・子育ての継続的な支援を行ってきた。

また、平成 30 年度以降、内郷地区及び常磐地区において、市の担当者と各地域の子ども・子育て支援団体により、地域における共通課題等を話し合う場の開催もスタートしている。

今後は、さらに地域ごとに市の担当者、子ども・子育て支援団体他多様な関係者を交えた横の連携を強化し、その中で地域における各種支援事業の過不足の調整、課題等の抽出や対応策の立案・実行が行える体制を整え、子ども・子育て支援事業全体の充実を目指すことが望まれる。【意見】

(3) 子ども家庭総合支援拠点の設置について

国の取組の状況で記載したとおり、平成 28 年度の児童福祉法の改正で設置が努力目標とされ、その後、中核市長会で、中核市は令和 4 年度までに設置することが確認されたが、市は、監査日現在、令和 2 年度中の設置目標に向け準備中の状況である。

市及び県の浜児童相談所を合わせた児童虐待等件数は平成 30 年度で 367 件と 3 年前より 2.71 倍と、要保護が必要な児童が急増しており早急な設置が望まれる。【意見】

(4) 指導監査について

① 監査調書の記載について

指導監査は、監査調書に記載された項目に沿って行われ、問題事項については、指摘事項等としてまとめられ、先方に伝達されることになる。

監査調書は項目ごとに、「適・非・非該」欄があり、「非」となれば指摘事項等となるが、必要な事項（数値等の記載や欄へのマーク）を記載していない担当者もいる。記載がなくとも、実質的には項目に沿って監査を実施しているとのことであるが、記載がないと指摘事項等との拾い漏れ、また、外部第三者から見た場合、網羅的に監査が実施されたか否か判断がし難く、監査調書に必要な事項の記載を行う必要があると考える。

【意見】

② 主な指摘事項をまとめた集約表の作成について

新年度、指導監査連絡調整会議が開催され、その席上前年度指導監査の実施状況及び結果について報告される。その内、結果については、指摘事項等の件数及び指摘状況表（資料）はまとめられているが、指摘状況表を類型化し集約、主な指摘事項等をまとめた集約表は作成されていない。このような集約表があれば、調整会議での各人の共通理解、また、児童福祉施設等は介護サービス事業者等と異なり、集団指導等の実施がない現状の中、施設へ集約表を周知することで注意喚起にもなり有用と考える。【意見】

③ 保育園の業務の質の外部評価について

指摘状況表の中で、「業務の質の評価について（外部評価）」が、2年連続助言となっている法人が多く散見される。「いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、以下のように義務ではないものの努力目標とはなっているので、それに基づき、実施していなければ助言事項とされる。市は、外部評価を実施した法人の参考例等をもとに、実施の働きかけを強化する必要があると考える。【意見】

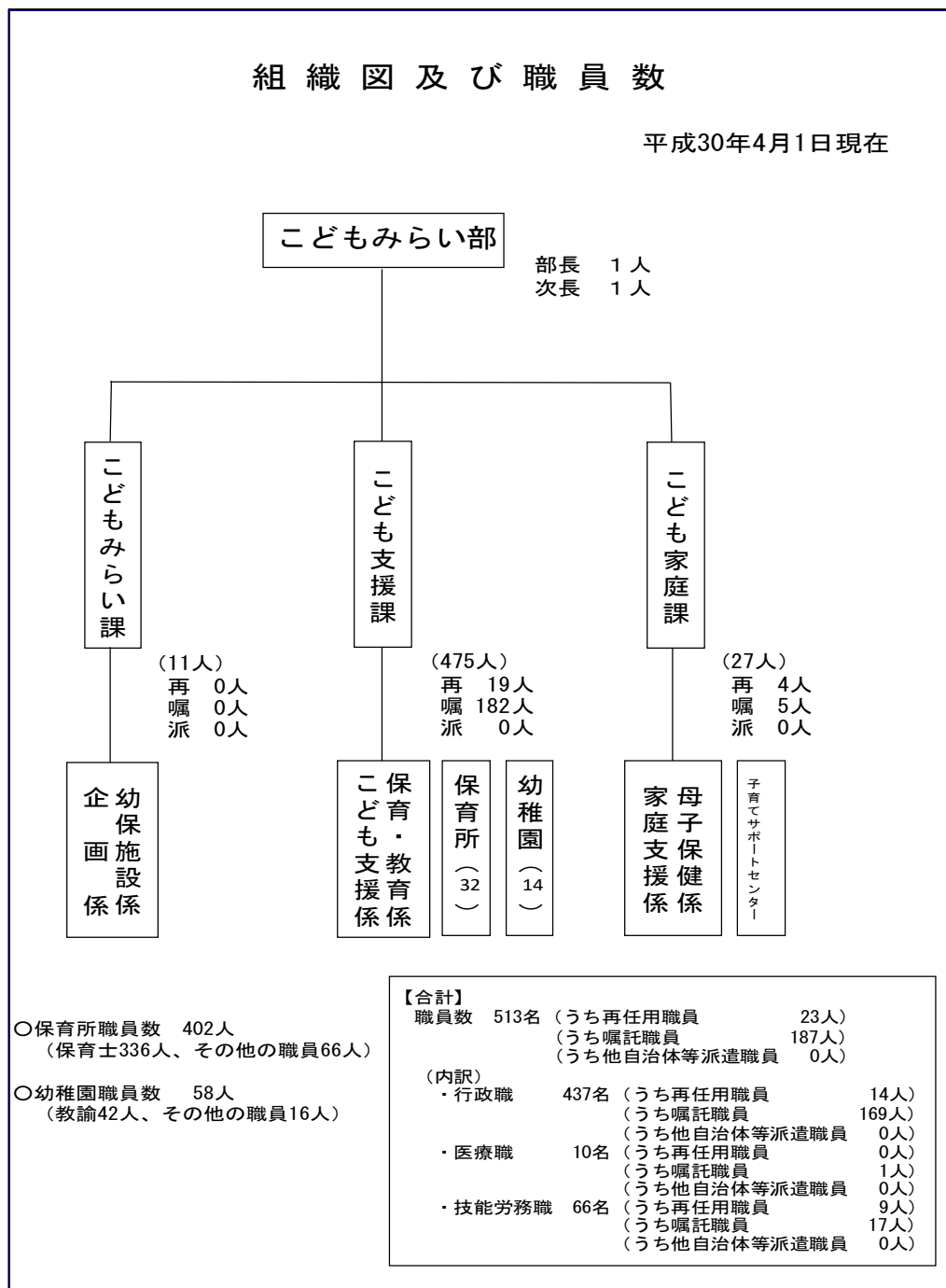
（業務の質の評価等）

第 30 条 2 項 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

## 第4章 こどもみらい部における事務の執行状況について

本章では、子ども・子育て支援に関する事務の主たる所管部であるこどもみらい部の事務の執行状況について記載している。

### 第1 組織図



## 第2 こどもみらい課

### 1 事務分掌

平成30年4月1日現在、以下の通りである。

- (1) 児童福祉に係る企画、調整及び統括に関する事
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関する事
- (3) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事
- (5) 保育所の設置の認可に関する事
- (6) 家庭的保育事業等の実施の認可に関する事
- (7) 施設型給付費の支給に係る教育・保育施設の確認に関する事
- (8) 地域型保育給付費の支給に係る地域型保育を行う事業者の確認に関する事
- (9) 市立保育所の管理に関する事
- (10) 幼保連携型認定こども園、保育所及び私立幼稚園の整備に関する事

教育委員会から補助執行

- (1) 市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関する事
- (2) 市立幼稚園の施設及び設備の整備に関する事



## 2 決算の状況

### (1) 歳入の状況

<現年>

(単位:円)

款 項 目 節	細 節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料及び手数料		1,000	132,517	131,267	128,517
使用料		1,000	131,267	131,017	128,267
民生使用料		1,000	68,267	69,517	66,767
	児童福祉使用料	1,000	68,267	69,517	66,767
	電柱設置等使用料	1,000	68,267	69,517	66,767
教育使用料		0	63,000	61,500	61,500
	幼稚園使用料	0	63,000	61,500	61,500
	電柱設置等使用料	0	63,000	61,500	61,500
手数料		0	1,250	250	250
民生手数料		0	750	250	0
	児童福祉手数料	0	750	250	0
	土地境界調査証明手数料	0	750	250	0
教育手数料		0	500	0	250
	教育総務手数料	0	500	0	250
	土地境界調査証明手数料	0	500	0	250
国庫支出金		176,087,000	8,582,000	25,566,000	501,423,000
国庫補助金		176,087,000	8,582,000	25,566,000	501,423,000
民生費国庫補助金		156,894,000	8,582,000	25,566,000	448,131,000
	児童福祉費国庫補助金	156,894,000	8,582,000	25,566,000	448,131,000
	保育所等整備交付金	0	0	2,357,000	438,950,000
	子ども・子育て支援交付金	155,264,000	5,449,000	20,587,000	6,583,000
	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金	1,630,000	3,133,000	2,622,000	2,598,000
教育費国庫補助金		19,193,000	0	0	53,292,000
	幼稚園費国庫補助金	19,193,000	0	0	53,292,000
	幼稚園地震補強事業費学校施設環境改善交付金	19,193,000	0	0	0
	認定こども園施設整備交付金	0	0	0	52,832,000
	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	0	0	0	460,000
県支出金		123,234,000	5,677,000	23,808,000	15,036,500
県補助金		123,234,000	5,677,000	23,808,000	15,036,500
民生費県補助金		123,234,000	5,677,000	23,808,000	15,036,500
	児童福祉費県補助金	123,234,000	5,677,000	23,808,000	15,036,500
	地域少子化対策重点推進事業費県補助金	0	813,000	0	3,590,500
	子ども・子育て支援県交付金	123,234,000	4,864,000	18,531,000	5,720,000
	結婚新生活支援事業費県補助金	0	0	5,277,000	0
	小規模保育事業所設置促進事業費県補助金	0	0	0	5,726,000
諸収入		170,796,500	44,241	37,656	45,704
雑入		170,796,500	44,241	37,656	45,704
雑入		15,000	44,241	37,656	45,704
雑入		15,000	0	0	0
	その他雑入	15,000	0	0	0
	保険料被保険者負担金	0	44,241	37,656	45,704
	保険料被保険者負担金	0	44,241	37,656	45,704
過年度収入		170,781,500	0	0	0
	国庫支出金過年度収入	170,781,500	0	0	0
	福島定住等緊急支援交付金	170,781,500	0	0	0
市債		45,300,000	5,100,000	75,300,000	356,900,000
市債		45,300,000	5,100,000	75,300,000	356,900,000
民生債		0	5,100,000	75,300,000	335,300,000
	社会福祉債	0	5,100,000	75,300,000	335,300,000
	社会福祉施設整備事業債	0	5,100,000	75,300,000	335,300,000
教育債		45,300,000	0	0	21,600,000
	幼稚園債	45,300,000	0	0	21,600,000
	学校教育施設等整備事業債	45,300,000	0	0	21,600,000

<運次繰越>

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫	支出	金			0	0	72,842,000	82,689,000
				国庫補助金	0	0	72,842,000	82,689,000
				民生費国庫補助金	0	0	72,842,000	74,815,000
				児童福祉費国庫補助金	0	0	0	74,815,000
				保育所等整備交付金	0	0	0	74,815,000
				災害復旧費国庫補助金	0	0	72,842,000	0
				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	0	0	72,842,000	0
				教育費国庫補助金	0	0	0	7,874,000
				幼稚園費国庫補助金	0	0	0	7,874,000
				認定こども園施設整備交付金	0	0	0	7,874,000
市債					0	0	5,000,000	30,200,000
				市債	0	0	5,000,000	30,200,000
				民生債	0	0	5,000,000	30,200,000
				社会福祉債	0	0	5,000,000	30,200,000
				社会福祉施設整備事業債	0	0	5,000,000	30,200,000
				教育債	0	0	0	0
				幼稚園債	0	0	0	0
				学校教育施設等整備事業債	0	0	0	0

<繰越明許費>

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫	支出	金			0	13,637,000	325,005,000	0
				国庫補助金	0	13,637,000	325,005,000	0
				教育費国庫補助金	0	13,637,000	325,005,000	0
				幼稚園費国庫補助金	0	13,637,000	325,005,000	0
				幼稚園地震補強事業費学校施設環境改善交付金	0	13,637,000	0	0
				認定こども園施設整備交付金	0	0	325,005,000	0
県	支出	金			0	159,250,000	630,683,000	0
				県補助金	0	159,250,000	630,683,000	0
				民生費県補助金	0	159,250,000	630,683,000	0
				児童福祉費県補助金	0	159,250,000	630,683,000	0
				安心こども基金事業費県補助金	0	156,826,000	630,683,000	0
				結婚新生活支援事業費県補助金	0	2,424,000	0	0
市債					0	53,000,000	260,300,000	0
				市債	0	53,000,000	260,300,000	0
				民生債	0	35,600,000	98,000,000	0
				社会福祉債	0	35,600,000	98,000,000	0
				社会福祉施設整備事業債	0	35,600,000	98,000,000	0
				教育債	0	17,400,000	162,300,000	0
				幼稚園債	0	17,400,000	162,300,000	0
				学校教育施設等整備事業債	0	17,400,000	162,300,000	0

<事故繰越>

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫	支出	金		国庫支出金	1,038,500	0	516,462,000	0
				国庫補助金	1,038,500	0	516,462,000	0
				民生費国庫補助金	1,038,500	0	344,308,000	0
				児童福祉費国庫補助金	1,038,500	0	344,308,000	0
				福島定住等緊急支援交付金	1,038,500	0	0	0
				教育費国庫補助金	0	0	172,154,000	0
				幼稚園費国庫補助金	0	0	172,154,000	0
				認定こども園施設整備交付金	0	0	172,154,000	0
県	支出	金		県支出金	41,302,000	115,675,000	58,750,000	0
				県補助金	41,302,000	115,675,000	58,750,000	0
				民生費県補助金	41,302,000	115,675,000	58,750,000	0
				児童福祉費県補助金	41,302,000	115,675,000	58,750,000	0
				安心こども基金事業費県補助金	41,302,000	115,675,000	58,750,000	0
市	債			市債	16,500,000	46,200,000	88,000,000	0
				市債	16,500,000	46,200,000	88,000,000	0
				民生債	16,500,000	46,200,000	23,500,000	0
				社会福祉債	16,500,000	46,200,000	23,500,000	0
				社会福祉施設整備事業債	16,500,000	46,200,000	23,500,000	0
				教育債	0	0	64,500,000	0
				幼稚園債	0	0	64,500,000	0
				学校教育施設等整備事業債	0	0	64,500,000	0

(2) 歳出の状況

(単位:円)

<現年>			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
款	項目	大事業	中事業			
総務費			0	35,262,000	47,258,000	39,841,000
	総務管理費		0	35,262,000	47,258,000	39,841,000
	企画費		0	3,232,000	7,037,000	7,181,000
		地域づくり推進費	0	3,232,000	7,037,000	7,181,000
		結婚新生活サポート事業費	0	3,232,000	7,037,000	0
		新生活若者支援事業費	0	0	0	7,181,000
	諸費		0	32,030,000	40,221,000	32,660,000
		国県支出金等過誤納返還金	0	32,030,000	40,221,000	32,660,000
		国県支出金等過誤納返還金	0	32,030,000	40,221,000	32,660,000
民生費			115,411,453	271,739,236	325,839,806	1,363,940,961
	社会福祉費		321,400	287,160	380,680	0
	社会福祉総務費		321,400	287,160	380,680	0
		社会福祉対策費	321,400	287,160	380,680	0
		社会福祉審議会費	30,900	46,460	48,680	0
		社会福祉審議会委員報酬	290,500	240,700	332,000	0
	児童福祉費		115,090,053	271,452,076	325,459,126	1,363,940,961
	児童福祉総務費		15,529,291	23,752,136	35,533,062	28,985,918
		児童福祉対策費	0	0	49,380	4,498,680
		いじめ問題調査委員会費	0	0	49,380	1,000
		(仮称)第二次子ども・子育て支援事業計画策定事業費	0	0	0	4,497,680
		子ども・子育て支援新制度給付・事業費	14,256,090	20,575,463	33,396,720	22,728,470
		利用者支援事業費	10,368,090	0	0	0
		子育てコンシェルジュサービス事業費	0	14,637,321	17,308,475	16,558,516
		相談・支援体制整備事業費	0	0	10,903,646	0
		地域型保育事業費	3,888,000	5,938,142	0	0
		子育て支援員研修事業費	0	0	5,184,599	4,782,104
		子育て支援なほ情報発信事業費	0	0	0	1,387,850
		児童福祉事務費	1,273,201	3,176,673	2,086,962	1,758,768
		一般事務費	1,273,201	3,176,673	2,086,962	1,758,768
	保育所費		73,534,562	85,448,843	105,855,738	124,926,216
		公立保育所管理費	73,340,162	85,254,443	105,661,338	124,731,816
		公立保育所管理経費	73,340,162	0	0	0
		公立保育所施設管理費	0	85,254,443	105,661,338	124,731,816
		へき地保育所費	194,400	194,400	194,400	194,400
		へき地保育所施設管理運営費	194,400	194,400	194,400	194,400
	児童福祉施設建設費		26,026,200	162,251,097	184,070,326	1,210,028,827
		児童福祉施設建設事業費	26,026,200	162,251,097	184,070,326	1,210,028,827
		民間児童福祉施設建設補助金	0	0	0	174,335,000
		公立保育所整備事業費	26,026,200	48,911,097	180,535,326	608,369,827
		認定こども園整備事業費補助金	0	0	3,535,000	427,324,000
		認定こども園整備事業費補助金(復興交付金分)	0	113,340,000	0	0
消防費			1,598,400	11,100,240	136,668,600	104,096,880
	消防費		1,598,400	11,100,240	136,668,600	104,096,880
		災害対策費	1,598,400	11,100,240	136,668,600	104,096,880
		原子力災害対策費	1,598,400	11,100,240	136,668,600	104,096,880
		除染推進事業費	1,598,400	11,100,240	136,668,600	0
		除去土壌等管理・搬出推進事業費	0	0	0	104,096,880
教育費			109,447,792	44,913,312	43,447,180	66,844,011
	幼稚園費		109,447,792	44,913,312	43,447,180	66,844,011
		幼稚園費	109,447,792	44,913,312	43,447,180	66,844,011
		管理運営費	10,578,642	44,913,312	43,447,180	66,844,011
		幼稚園管理運営費	0	6,204,206	0	0
		幼稚園管理費	10,578,642	38,709,106	43,447,180	66,844,011
		園舎建設費	98,869,150	0	0	0
		園舎地震補強事業費	50,159,120	0	0	0
		園舎改修事業費	48,710,030	0	0	0

<運次繰越>

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費					0	0	20,522,378	147,697,684
			児童福祉費		0	0	20,522,378	147,697,684
				児童福祉施設建設費	0	0	20,522,378	147,697,684
				児童福祉施設建設事業費	0	0	20,522,378	147,697,684
				民間児童福祉施設建設補助金	0	0	0	46,885,000
				公立保育所整備事業費	0	0	20,522,378	39,999,684
				認定こども園整備事業費補助金	0	0	0	60,813,000

<繰越明許費>

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費					49,035,240	215,116,760	1,275,269,689	1,501,200
			児童福祉費		49,035,240	215,116,760	1,275,269,689	1,501,200
				保育所費	5,702,400	5,670,000	9,355,449	1,501,200
				公立保育所管理費	5,702,400	5,670,000	9,355,449	1,501,200
				公立保育所管理経費	5,702,400	5,670,000	0	0
				公立保育所施設管理費	0	0	9,355,449	1,501,200
				児童福祉施設建設費	43,332,840	209,446,760	1,265,914,240	0
				児童福祉施設建設事業費	43,332,840	209,446,760	1,265,914,240	0
				民間児童福祉施設建設補助金	0	100,908,000	176,617,000	0
				公立保育所整備事業費	43,332,840	7,790,760	24,738,240	0
				認定こども園整備事業費補助金	0	100,748,000	1,064,559,000	0
教育費					0	24,452,280	8,100,000	0
			幼稚園費		0	24,452,280	8,100,000	0
				幼稚園費	0	24,452,280	8,100,000	0
				管理運営費	0	5,151,600	8,100,000	0
				幼稚園管理費	0	5,151,600	8,100,000	0
				園舎建設費	0	19,300,680	0	0
				園舎地震補強事業費	0	19,300,680	0	0

<事故繰越>

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費					65,733,000	173,512,000	346,356,000	0
			児童福祉費		65,733,000	173,512,000	346,356,000	0
				児童福祉総務費	3,780,000	0	0	0
				児童福祉対策費	3,780,000	0	0	0
				私立保育所遊具更新事業費	3,780,000	0	0	0
				児童福祉施設建設費	61,953,000	173,512,000	346,356,000	0
				児童福祉施設建設事業費	61,953,000	173,512,000	346,356,000	0
				私立保育所耐震化事業補助金	61,953,000	0	0	0
				民間児童福祉施設建設補助金	0	173,512,000	0	0
				認定こども園整備事業費補助金	0	0	346,356,000	0

### 3 主な歳出の状況

こどもみらい課の歳出より中事業名の区分で原則として 10,000 千円以上のもの、また、その中が細目に分かれている場合は任意に抽出して、監査手続を実施しているが、以下、抽出した事業名を記載している。また、「4 監査の結果及び意見」においては、以下の内、指摘事項あるいは意見がある事業について記載している。

(単位：千円)

No	目	中事業名	平成 30 年度 決算額
1	企画費	新婚生活若者支援事業費	7,181
2	諸費	国県支出金等過誤納返還金	32,660
3	児童福祉総務費	子育てコンシェルジュサービス 事業費	16,558
4	保育所費	公立保育所施設管理費	124,731
5	児童福祉施設建設費	民間児童福祉施設建設補助金	174,335
6		民間児童福祉施設建設補助金 (通次繰越)	46,885
7		公立保育所整備事業費	608,369
8		公立保育所整備事業費 (通次繰越)	39,999
9		認定こども園整備事業費補助金	427,324
10		認定こども園整備事業費補助金 (通次繰越)	60,813
11	災害対策費	除去土壌等管理・搬出推進事業費	104,096
12	幼稚園費	幼稚園管理費	66,844

#### 4 監査の結果及び意見

##### (1) 新婚生活若者支援事業費（結婚新生活サポート事業費）

###### ① 事業の概要

経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者(世帯所得 340 万円未満)の新婚世帯の住居費及び引越費用を支援することにより、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の願望を叶えるとともに、本市の少子化対策の推進を図る事業である。

###### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	40,320	10,800	7,200
支出負担行為額	3,232	7,037	7,181
未執行予算額	37,088	3,763	19

###### ③ 監査の結果

###### 1) 事業の廃止に関する起案書について

本事業は、平成 30 年度で終了となったが、起案書での廃止の理由は以下のようになっている。

ア 婚姻率の上昇等の、明確な効果が表れていないこと
イ 事業の制度設計に課題があり費用対効果が薄いこと（i 対象者の把握が困難、ii 事業効果について（申請者にアンケートを行った結果、当該補助（24 万円）を契機に結婚した例はなく、結婚するのであれば補助を受けたほうが良いという需要がほとんどであり、制度の趣旨とかけ離れたものとなっている）
ウ 国の補助率引き下げに伴い、市の負担も増加している状況にあること
エ 他市（中核市）の実施状況を踏まえても実施自治体が少なく、また、事業を廃止する自治体が増えていること

上記理由の内、アについては、本事業の実施により婚姻率の上昇を期待したが、上昇しなかったということであるが、婚姻率の上昇しない理由は、異性と出会う機会がないことや結婚する必要性をまだ感じないこと（県の調査では経済的理由より上位にランクされている）等多々あり、本事業の実施の効果が他の要因で打ち消された結果、婚姻率の上昇につながらなかっただけかもしれないが、理由としては不十分であったと考える。また、イについては、そもそも事業開始段階から判明していたことである。

一方、利用実績が平成 29 年度 30 件、平成 30 年度は対象者を 34 歳以下に絞ったにもかかわらず最終的に 33 件と増加しており、また、平成 30 年度事業実施報告書（市町村分）個票における成果目標の結果の欄において、本事業に関するアンケート（補助

申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」は目標 70%に対し実績 90.9%という記載もあり、これらの点も考慮した上、なお廃止せざるを得ないような理由の記載が必要であったものとする。

また、今後、同様な国からの助成事業がある場合には、明確な指標値、事業効果等を十分検討した上で事業に取り組む必要があると考える。【意見】

## (2) 公立保育所施設管理費

### ① 事業の概要

公立保育所の施設を管理する事業費である。具体的には、設備等の保守点検業務委託費、保育所施設の敷地賃借料、施設の改修等の工事費、平成 30 年度にはこの他、臨時で各保育所へのエアコン設置工事費も含まれている。

### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	109,637	113,049	129,167
支出負担行為額	85,254	105,661	124,731
未執行予算額	24,382	7,387	4,435

### ③ 監査の結果

#### 1) 滝尻保育所改修工事 (3,445 千円) について

乳児用トイレ改修 (1 歳児用に小型化・タイル製床の改修)、2 歳児室ロッカー取替 (高さの改善)、ブランコ柵設置を内容とし比較的単純なものである。入札は平成 30 年 12 月 19 日実施、年度内竣工とするため指名替え不可により、10 者指名競争入札で行われたが、9 者辞退し残りの 1 者に決定した。指名競争入札において、入札辞退や最低制限価格を下回ったことにより、入札に参加する者が 1 人の場合、競争性が確保されないため、当該入札は中止することとされている。また、指名替えについては、2 回の入札で落札者がいない場合は、当初の指名業者以外の者から新たに指名した上で再度入札を実施するものとされている。

一方、平成 26 年 3 月から時限措置として、建設工事における指名競争入札について、参加者が 1 者となった場合でも入札を成立させるものとしている。

以上の時限措置から、本工事の入札手続は適切に行われていたと考えられるが、より競争性を確保した入札手続となるよう指名替え不可の取扱いは極めて限定的なものとするべきである。本件の場合、工事日誌等から推察するに 1 月に再度入札が行われたとしても年度内竣工は十分に可能であり、また、当初の予算に組み込まれていた工事なの



で、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施することも可能であったものとする。今後留意が必要と考える。【意見】

2) 宮保育所ブロック塀改修工事 (3,240 千円) について

建築基準法を満たさない可能性のあるコンクリートブロック塀を撤去し、メッシュフェンスを新設するために行うものである。しゅん工届は平成 31 年 2 月 28 日に提出、3 月 5 日の事前検査で是正する箇所が生じたが、3 月 11 日日本検査時まで完了し合格した。しかし、検査の履歴を示す写真撮りは 3 月 14 日の後付けとなっており、本来であれば検査合格時点で行うべきであったと考える。【意見】

(3) 公立保育所整備事業費

① 事業の概要

いわき市には 33 か所 (休止中含む) の公立保育所があり、多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため、これら施設の計画的な整備が必要となっている。また、公立保育所の耐震化については、平成 28 年 7 月に策定した「いわき市教育・保育施設 (公立) の整備のあり方」に先駆けて、耐震性の不足や老朽化が著しく緊急性が極めて高い渚、白土、あさひの園舎改築事業を実施している。

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	113,425	267,132	698,639
支出負担行為額	48,911	180,535	608,369
未執行予算額	64,513	86,596	90,269

③ 監査の結果

1) 一般競争入札について

渚、白土、あさひの園舎改築事業に関連した委託費や工事費のうち、契約額 10,000 千円以上の入札・契約状況を確認した。

いわき市では、より多くの市内業者が入札に参加できるよう「格付要件及び発注標準」の規定に基づき一般競争入札を実施し、また市内業者の受注機会の拡大を図る観点から地域要件 (いわき市内に本店を有する者であること) を設けている。結果、白土保育所園舎改築工事 (契約額 459,000 千円) と白土保育所園舎改築機械設備工事 (84,024 千円) の 2 案件について、一般競争入札であるにもかかわらず 1 者のみの入札の状況

であった。

いずれも入札手続き自体は適切に行われていたと考えられるが、より競争性を確保した入札手続きを実施するために、地域要件の緩和や入札応募期間の延長等の検討が必要と考える。【意見】

(4) 民間児童福祉施設建設補助金及び認定こども園整備事業費補助金

① 事業の概要

1) 民間児童福祉施設建設補助金

保育所等整備交付金（厚労省）を財源の一部として、私立保育所が行う老朽化解消のための改築費用や、小規模保育事業所の整備費用の一部を補助するものである。平成 30 年度に補助対象となった保育所等は 2 園である。

2) 認定こども園整備事業費補助金

認定こども園施設整備交付金（文科省）や保育所等整備交付金（厚労省）を財源の一部として、私立の幼稚園等が行う認定こども園化のための施設整備等の費用の一部を補助するものである。平成 30 年度に補助対象となった幼稚園は 5 園である。

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

1) 民間児童福祉施設建設補助金（現年度分）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	176,617	50,478	181,512
支出負担行為額	—	—	174,335
未執行予算額	176,617	50,478	7,177

2) 認定こども園整備事業費補助金（現年度分）

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	1,212,433	66,506	449,543
支出負担行為額	—	3,535	427,324
未執行予算額	1,212,433	62,971	22,219

③ 監査の結果

1) 事業者による入札手続きの実施状況の確認について

いわき市においては、補助事業者が市の契約方法にならない、入札手続きにより契約先及

び契約金額を決定するように周知しているとのことである。監査の過程で、市担当者から補助事業者に入札手続の実施状況を確認したところ、全ての補助事業者において入札手続を実施していたとの回答を得た。

しかし、市は、補助事業における状況報告や実績報告の過程において、補助事業者における入札手続の実施状況を確認していない。なお、一部の事業者については、事業者からの要請により、入札への立会を行ったとのことである。

補助事業の遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続の透明性を確保することが重要であるとされている。本件建築工事に対する補助金のように補助金額が多額になる場合、金額的な基準を設け、基準を超える補助事業者については、入札手続の実施状況を確認することが必要と考える。【意見】

#### (5) 除去土壌等管理・搬出推進事業費

##### ① 事業の概要

震災後の平成 23 年度から平成 25 年度にかけて国・県等の補助を受けて放射線量低減化のための園庭の表土除去を行っていた。幼稚園・保育所の園庭等に地下埋設されている除染廃棄物を掘り起こし、大型土のうで地区内仮置場に搬出する事業である。

##### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	11,100	136,668	104,096
支出負担行為額	11,100	136,668	104,096
未執行予算額	—	—	—

##### ③ 監査の結果

###### 1) 最低制限価格算定シートについて

事業実施において、設計書、各種決裁書等の書類を契約ごとに個別にファイル管理している。今回確認したファイルに「最低制限価格算定シート」が綴り込まれていた。最低制限価格算定シートは、予定価格設定のための算定資料として任意に作成したものではあるが、事前に業者が予定価格を知ることができないように、算定後には速やかに廃棄することが必要な書類である。最低制限価格算定シートの作成や廃棄については、規程等において明文化されてはいないものの、当該シートには、「取扱注意 予定価格設定者が廃棄願います」との記載があったことから、適切に対応することが必要であった。【指摘事項】

なお、担当者からは、今回については、担当係長に口頭で了承を受け、細断・廃棄したとの説明を受けた。

## 2) 増額変更契約について

保育所、幼稚園の園庭に保管していた除染廃棄物については、以下の通り仮置場への搬出を実施している。

対象	契約日	工期（一部変更契約反映）	契約変更内容
夏井保育所他 5 ヶ所	平成 30 年 7 月 30 日	平成 30 年 7 月 31 日 ～平成 31 年 1 月 31 日	増額
平第一幼稚園他 4 ヶ所	平成 30 年 7 月 30 日	平成 30 年 7 月 31 日 ～平成 30 年 12 月 28 日	減額
渡辺保育所他 3 ヶ所	平成 30 年 9 月 25 日	平成 30 年 9 月 26 日 ～平成 31 年 2 月 28 日	増額

契約変更により増額となった理由は、「三和地区仮置場まで運搬する車輛を当初設計で 10 t ダンプトラックを想定していたが、進入路が狭隘のため 4 t ダンプトラックに変更したことによる増額であること、土木工事における経費率等を用いているため、直接工事費の増加に比例して共通費も大きく増加となっている。」であり、いずれも同一の理由となっている。なお、設計変更兼変更契約締結伺の起案決裁は、夏井保育所が平成 30 年 12 月 12 日、渡辺保育所が平成 31 年 2 月 25 日となっている。

渡辺保育所の設計変更兼変更契約締結伺は平成 31 年 2 月 25 日となっているが、増額の理由が同じであるので、現場の作業の進捗状況にもよるが、少なくとも夏井保育所が変更した平成 30 年 12 月 12 日の時点で伺いを提出できていた可能性もあり、今後は先行している事業の事実関係を把握し適時に変更する必要があると考える。【意見】

## 3) 契約形態移行時の対応について

本事業は、指名競争入札により契約締結する予定であったが、夏井保育所に関しては、2 回の入札で落札者がなく随意契約へ移行した。随意契約への移行に当たっては、以下の契約課からの文書「役務的業務委託に関する契約事務の指針」（以下、「指針」という）が示されており、本契約においても指針に沿った対応がなされていると考えられる。

指針では、下記の進め方が例示を以って詳細に示されている。

「再度の入札でも落札しなかった」旨を発表した後、「施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号を適用した随意契約により見積りを行う」旨を宣言する。  
 見積りに参加可能な業者の中から、見積書の提出を行う意思があることを確認した上で、見積りを行う。  
 「最低制限価格を下回った業者を除き、見積書の提出を行う意思がある業者により見積

を行う」旨を宣言し、再度の入札における最低の入札価格を発表する。  
見積に参加する業者から提出された見積書と予定価格書を比較し、最低の見積金額が入札書比較最低制限価格以上で、かつ入札書比較価格以下である業者を「契約の相手先として決定」する旨を宣言する。

また、本契約は8号の随意契約であるが、役務的業務委託契約であり、この場合、随意契約確認表の添付や公表の義務付けは不要とのことで、経緯等示す文書は残されていなかった。しかし、上記は例示ではあるものの、随意契約という特殊な契約形態であることから、今後は、指針の宣言・確認・発表等の趣旨を解し、何らかの文書で明瞭にその経緯を明らかにしておくことが必要と考える。【意見】

### 第3 こども支援課

#### 1 事務分掌

平成30年4月1日現在、以下の通りである。

- (1) 子どものための教育・保育給付の総合調整に関する事
- (2) 放課後児童健全育成事業に関する事
- (3) 教育・保育給付に係る支給認定（幼稚園における給付に係るものに限る）に関する事
- (4) 施設型給付費の支給（幼稚園に係るものに限る）に関する事
- (5) 市立保育所の運営に関する事
- (6) 私立保育所の運営の補助等に関する事
- (7) 私立学校（大学（短期大学を含む）を除く）の運営の補助等に関する事
- (8) 認可外保育施設に関する事
- (9) へき地保育所に関する事
- (10) 児童厚生施設に関する事

教育委員会から補助執行

- (1) 市立幼稚園の入園、転園及び退園に関する事
- (2) 市立幼稚園の組織編制及び教育課程に関する事
- (3) 市立幼稚園の運営に関する事
- (4) 市立幼稚園の教材及び教具に関する事
- (5) 市立幼稚園の幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事
- (6) 市立幼稚園の環境衛生に関する事
- (7) 幼稚園に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事

## 2 決算の状況

### (1) 歳入の状況

< 現年 >		(単位: 円)				
款	項 目 節	細 節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
分担金及び負担金			1,293,384,244	1,299,521,974	1,194,418,740	1,224,840,900
負担金			1,293,384,244	1,299,521,974	1,194,418,740	1,224,840,900
民生費負担金			1,293,384,244	1,299,521,974	1,194,418,740	1,224,840,900
児童福祉費負担金			1,293,384,244	1,299,521,974	1,194,418,740	1,224,840,900
保育所利用者負担金			1,293,384,244	1,299,521,974	1,194,418,740	1,224,840,900
使用料及び手数料			28,875,110	26,742,290	26,734,830	25,842,810
使用料			28,875,110	26,742,290	26,734,830	25,842,810
民生使用料			63,000	160,140	30,580	69,300
児童福祉使用料			63,000	160,140	30,580	69,300
こども元気センター使用料			—	160,140	29,580	66,300
電柱設置等使用料			63,000	0	1,000	3,000
教育使用料			28,812,110	26,582,150	26,704,250	25,773,510
幼稚園使用料			28,812,110	26,582,150	26,704,250	25,773,510
授業料			646,400	117,200	72,400	72,400
入園料			12,000	—	—	—
幼稚園利用者負担金			28,153,710	26,464,950	26,631,850	25,701,110
国庫支出金			1,301,301,938	1,590,076,777	1,924,565,092	2,390,545,147
国庫負担金			1,178,162,938	1,173,220,777	1,475,077,092	1,943,379,147
民生費国庫負担金			1,146,288,592	1,143,439,476	1,384,373,046	1,804,763,285
児童福祉費国庫負担金			1,146,288,592	1,143,439,476	1,384,373,046	1,804,763,285
施設型・地域型保育給付費国庫負担金(新制度分)			1,146,288,592	1,143,439,476	1,384,373,046	1,804,763,285
教育費国庫負担金			31,874,346	29,781,301	90,704,046	138,615,862
幼稚園費国庫負担金			31,874,346	29,781,301	90,704,046	138,615,862
施設型給付費国庫負担金(新制度分)			31,874,346	29,781,301	90,704,046	138,615,862
国庫補助金			123,139,000	416,856,000	449,488,000	447,166,000
民生費国庫補助金			16,676,000	308,269,000	351,334,000	371,621,000
児童福祉費国庫補助金			16,676,000	308,269,000	351,334,000	371,621,000
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費国庫補助金			11,986,000	—	—	—
被災者支援総合交付金			0	37,223,000	37,303,000	38,332,000
児童健全育成対策費国庫補助金			—	12,276,000	—	—
子ども・子育て支援交付金			0	193,396,000	224,934,000	272,996,000
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金			0	108,000	117,000	313,000
保育対策総合支援事業費国庫補助金			326,000	16,125,000	38,203,000	17,392,000
子ども・子育て支援整備交付金			4,364,000	49,141,000	48,777,000	42,588,000
被災者健康・生活支援総合交付金			—	—	—	—
社会福祉施設等設備災害復旧費等国庫補助金			—	—	2,000,000	—
教育費国庫補助金			106,444,000	108,579,000	98,141,000	75,531,000
幼稚園費国庫補助金			106,444,000	108,579,000	98,141,000	75,531,000
幼稚園就園奨励費国庫補助金			106,444,000	108,579,000	98,141,000	75,531,000
民生費国庫委託金			19,000	8,000	13,000	14,000
民生費国庫委託金			19,000	8,000	13,000	14,000
地域児童福祉事業等調査委託金			19,000	8,000	13,000	14,000
県支出金			689,450,385	851,023,355	1,092,079,314	1,353,218,830
県負担金			589,081,469	586,610,388	737,538,546	896,215,224
民生費県負担金			573,144,296	571,719,738	692,186,523	826,907,293
児童福祉費県負担金			573,144,296	571,719,738	692,186,523	826,907,293
施設型・地域型保育給付費県負担金(新制度分)			573,144,296	571,719,738	692,186,523	826,907,293
教育費県負担金			15,937,173	14,890,650	45,352,023	69,307,931
幼稚園費県負担金			15,937,173	14,890,650	45,352,023	69,307,931
施設型給付費県負担金(新制度分)			15,937,173	14,890,650	45,352,023	69,307,931
県補助金			100,368,916	264,412,967	354,540,768	457,003,606
民生費県補助金			37,816,560	191,177,954	247,786,345	332,919,254
児童福祉費県補助金			37,816,560	191,177,954	247,786,345	332,919,254
地域少子化対策強化事業費県補助金			8,253,722	—	—	—
子ども・子育て支援県交付金			0	154,691,000	195,849,000	234,401,000
子ども・子育て支援整備県交付金			3,595,000	13,536,000	10,712,000	15,006,000
ひとり親家庭寡婦(夫)控除みなし適用助成事業費県補助金			385,380	112,350	196,500	156,000
施設型給付費地方単独費用県補助金(新制度分)			25,582,458	22,838,604	41,028,845	83,356,254
			0	0	0	0
教育費県補助金			62,552,356	73,235,013	106,754,423	124,084,352
幼稚園費県補助金			62,552,356	73,235,013	106,754,423	124,084,352
被災幼児就園支援事業費県補助金			47,055,000	57,508,000	62,314,000	53,064,300
施設型給付費地方単独費用県補助金(新制度分)			15,497,356	15,727,013	44,440,423	71,020,052

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財産収入					0	330,204	2,151,982	2,150,732
財産運用収入					0	330,204	2,151,982	2,150,732
財産貸付収入					0	330,204	2,132,998	2,132,998
使用料及び賃借料					0	330,204	2,132,998	2,132,998
自動販売機等設置敷地貸付収入					0	330,204	2,132,998	2,132,998
基金運用利子					68,116	21,134	18,984	17,734
利子及び配当金					68,116	21,134	18,984	17,734
東日本大震災遺児等支援事業基金利子					68,116	21,134	18,984	17,734
寄付金					4,462,988	3,506,795	2,530,000	2,160,000
寄付金					4,462,988	3,506,795	2,530,000	2,160,000
民生費寄付金					4,462,988	3,506,795	2,530,000	2,160,000
児童福祉費寄付金					4,462,988	3,506,795	2,530,000	2,160,000
東日本大震災遺児等支援事業基金寄付金					4,462,988	3,506,795	2,530,000	2,160,000
繰入金					0	0	10,550,000	250,000
基金繰入金					0	0	10,550,000	250,000
東日本大震災遺児等支援事業基金繰入金					0	0	10,550,000	250,000
東日本大震災遺児等支援事業基金繰入金					0	0	10,550,000	250,000
東日本大震災遺児等支援事業基金繰入金					0	0	10,550,000	250,000
諸収入					32,432,844	25,910,668	71,820,505	49,767,036
雑入					32,432,844	25,910,668	71,820,505	49,767,036
雑入					32,432,844	25,910,668	59,874,257	34,409,624
児童福祉納付金					474,000	480,960	487,200	490,320
日本スポーツ振興センター納付金					474,000	480,960	487,200	490,320
幼稚園納付金					138,200	129,000	134,800	125,000
日本スポーツ振興センター納付金					138,200	129,000	134,800	125,000
保険料被保険者負担金					2,610,689	2,185,434	1,695,386	1,875,204
保険料被保険者負担金					2,610,689	2,185,434	1,695,386	1,875,204
雑入					29,209,955	23,115,274	57,556,871	31,919,100
私用電話料					0	0	0	0
私用電気料					—	166,198	169,960	187,068
保育所給食賄材料費負担金					9,503,665	9,684,446	9,329,052	9,203,607
管外保育運営費受託収入					14,948,510	8,463,280	8,381,560	18,711,380
一時預かり事業負担金					4,473,000	4,745,000	39,570,000	3,724,000
休日保育事業負担金					18,000	30,600	78,200	47,600
その他雑入					266,780	25,750	28,099	45,445
過年度収入					0	0	11,946,248	15,357,412
国庫支出金過年度収入					0	0	11,946,248	15,357,412
児童福祉費国庫負担金					—	0	7,102,993	9,436,108
児童福祉費県負担金					—	0	3,551,496	4,718,054
児童福祉費県補助金					—	0	97,856	0
幼稚園費国庫負担金					—	0	624,463	802,167
幼稚園費県負担金					—	0	312,232	401,083
幼稚園費県補助金					—	0	257,208	0

< 遷次繰越 >

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫支出金					0	0	685,000	0
国庫補助金					0	0	685,000	0
民生費国庫補助金					0	0	685,000	0
児童福祉費国庫補助金					0	0	685,000	0
子ども・子育て支援整備交付金					—	—	685,000	—
県支出金					0	0	685,000	0
県補助金					0	0	685,000	0
民生費県補助金					0	0	685,000	0
児童福祉費県補助金					0	0	685,000	0
子ども・子育て支援整備備交付金					—	—	685,000	—



<繰越明許費>

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国庫	支出	金			257,764,080	0	12,971,000	0
				国庫補助金	257,764,080	0	12,971,000	0
				民生費国庫補助金	257,764,080	0	12,971,000	0
				児童福祉費国庫補助金	257,764,080	0	12,971,000	0
				福島再生加速化交付金	257,764,080	—	—	—
				子ども・子育て支援整備交付金	—	—	12,971,000	0
				教育費国庫補助金	0	789,000	—	—
				幼稚園費国庫補助金	0	789,000	—	—
				幼稚園就園奨励費事業管理システム開発費補助金	0	789,000	—	—
県	支出	金			0	0	3,242,000	0
				県補助金	0	0	3,242,000	0
				民生費県補助金	0	0	3,242,000	0
				児童福祉費県補助金	0	0	3,242,000	0
				子ども・子育て支援整備県交付金			3,242,000	

(2) 歳出の状況

<現年>

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総務費					23,853,807	126,010,290	7,347,000	40,894,761
	総務管理費				23,853,807	126,010,290	7,347,000	40,894,761
		諸費			23,853,807	126,010,290	7,347,000	40,894,761
				国県支出金等過誤納返還金	23,853,807	126,010,290	7,347,000	40,894,761
				国県支出金等過誤納返還金	23,853,807	126,010,290	7,347,000	40,894,761
民生費					982,332,951	5,338,021,652	6,103,476,163	6,983,627,908
	児童福祉費				982,332,951	5,338,021,652	6,103,476,163	6,983,627,908
		児童福祉総務費			4,343,240,997	4,328,767,181	5,083,542,382	5,886,841,049
				児童福祉対策費	453,514,812	61,222,318	73,435,140	65,835,575
				ちびっこ広場設置整備費補助金	0	—	—	75,000
				地域組織活動育成事業費補助金	388,800	388,800	388,800	388,800
				東日本大震災遺児等支援事業基金積立金	4,531,104	3,527,929	2,548,984	2,177,734
				(緊急雇用)屋内遊び場管理運営費	20,136,003	—	—	—
				屋内遊び場管理運営費	0	16,789,443	18,965,314	18,279,112
				(仮称)なこ子ども元気パーク屋内施設等整備事業費	428,458,905	—	—	—
				こども元気センター管理運営費	0	40,516,146	40,712,012	44,326,614
				保幼少連携協議会費	0	—	270,030	338,315
				東日本大震災遺児等支援事業	0	—	10,550,000	250,000
				子育て家庭支援費	146,331,099	146,845,646	145,049,420	156,447,760
				赤ちゃんの駅事業費	0	166,320	86,400	86,400
				障害児保育等事業費補助金	68,890,000	44,584,000	52,657,000	48,380,000
				民間保育所運営費補助金	75,377,160	80,067,740	85,805,320	97,808,400
				産休等代替職員費補助金	1,364,939	1,250,370	920,700	795,960
				地域保育施設助成事業費補助金	699,000	609,000	737,000	567,000
				保育所等における業務効率化推進事業費補助金	0	20,168,216	—	—
				保育補助雇上強化事業費補助金	0	—	4,843,000	8,810,000
				子ども・子育て支援新制度給付・事業費	3,733,701,909	4,110,690,983	4,855,491,564	5,650,980,332
				私立保育所施設型給付費	3,017,482,172	3,062,452,930	3,317,570,260	3,330,527,010
				認定こども園施設型給付費	284,758,340	317,381,330	587,214,555	1,163,351,780
				地域型保育給付費	81,842,950	211,269,560	290,415,970	384,852,140
				延長保育・一時預かり事業費補助金	45,838,000	44,599,000	43,093,000	44,267,000
				放課後児童健全育成事業費	234,858,943	351,655,807	471,640,809	576,627,861
				放課後児童健全育成事業施設整備費	9,979,416	37,908,000	70,637,400	47,899,371
				地域子育て支援拠点事業費	15,750,053	21,835,776	22,882,099	24,076,382
				病児・病後児保育事業費	24,119,000	24,119,000	24,119,000	25,677,000
				ファミリー・サポート・センター事業費	18,289,000	23,089,000	27,043,000	29,146,000
				施設型・地域型保育支給認定事務費	784,035	767,050	875,471	461,123
				実費徴収に係る補足給付事業費	0	0	0	244,665
				放課後児童クラブ環境改善整備推進事業費補助金	0	15,613,530	—	—
				病児・病後児保育施設整備事業費補助金	0	—	—	23,850,000
				児童福祉事務費	9,693,177	10,008,234	9,566,258	13,577,382
				保育所利用者負担金徴収対策費	5,629,293	5,827,209	5,488,525	5,676,376
				保育所事務費	4,063,884	4,181,025	4,077,733	7,901,006
				保育所費	982,332,951	978,101,411	987,658,313	1,059,913,963
				公立保育所管理費	697,546,962	691,592,794	696,413,760	764,510,795
				公立保育所管理経費	664,449,021	664,143,645	660,983,083	718,432,505
				乳児保育事業費	2,233,604	3,313,056	3,332,462	2,603,004
				障害児保育事業費	134,880	79,400	376,136	334,122
				土曜日保育事業費	12,804,209	7,669,540	11,283,834	19,854,008
				(緊急雇用)保育サポート事業費	1,926,324	—	—	—
				(緊急雇用)公立保育所開放事業費	1,200,312	—	—	—
				保育所等給食検査体制整備事業費	14,798,612	14,382,154	15,215,352	15,225,735
				保育サポート事業費	0	2,004,999	2,008,353	2,030,112
				公立保育所医師報酬	0	—	3,214,540	3,313,998
				公立保育所AED機器管理費	0	—	—	1,590,300
				フッ化物洗口事業費	0	—	—	1,127,011
				公立保育所事業費	250,529,232	252,187,013	257,329,792	259,759,301
				公立保育所事業費	250,529,232	252,187,013	257,329,792	259,759,301
				特別保育事業費	12,556,757	12,613,604	12,206,761	13,915,867
				休日保育事業費	2,478,753	2,451,135	1,324,093	2,473,304
				一時預かり事業費	8,132,161	8,277,630	8,977,358	9,531,488
				保育所地域活動事業費	1,945,843	1,884,839	1,905,310	1,911,075
				へき地保育所費	21,700,000	21,708,000	21,708,000	21,728,000
				へき地保育所施設管理運営費	21,700,000	21,708,000	21,708,000	21,728,000

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			児童厚生施設費		61,107,854	31,153,060	32,275,468	36,872,896
			児童厚生施設管理費		61,107,854	31,153,060	32,275,468	36,872,896
			児童館施設管理運営費		58,656,654	30,916,900	31,389,020	34,993,140
			児童遊園管理経費		135,000	135,000	598,320	1,571,680
			児童館事務費		96,200	101,160	288,128	308,076
			榑田駅前児童館設置事業費		2,220,000	—	—	—
			(緊急雇用)児童館ボランティア指導員配置事業費		0	—	—	—
			教育費		791,625,661	814,365,161	965,805,835	994,703,825
			教育総務費		746,484,730	764,325,900	916,282,024	950,858,946
			事務局費		64,877,740	57,790,890	61,405,164	61,860,118
			一般事務費		64,877,740	57,790,890	61,405,164	61,860,118
			療休・産休代替賃金等幼稚園分		64,877,740	57,790,890	61,405,164	61,860,118
			私立学校振興費		681,606,990	706,535,010	854,876,860	888,998,828
			私立学校振興費		681,606,990	706,535,010	854,876,860	888,998,828
			私立幼稚園運営費補助金		175,979,000	173,511,500	165,923,500	160,123,000
			私立学校運営費補助金		0	12,617,500	12,264,500	12,395,500
			私立幼稚園就園奨励費補助金		410,210,140	412,528,900	371,162,500	281,281,500
			私立学校教育改革推進補助金		0	4,122,500	4,651,000	4,909,500
			私立幼稚園施設型給付費(新制度分)		94,157,850	102,467,610	297,563,360	424,287,328
			一時預かり事業費補助金(幼稚園型・新制度分)		1,260,000	1,287,000	1,422,000	4,292,000
			幼稚園就園奨励費システム改修事業費		0	—	—	—
			私立専修学校等運営費補助金		0	—	1,890,000	1,710,000
			幼稚園費		45,140,931	50,039,261	49,523,811	43,844,879
			幼稚園費		45,140,931	50,039,261	49,523,811	43,844,879
			管理運営費		45,140,931	50,039,261	49,523,811	43,844,879
			医師報酬		2,668,510	2,502,910	2,370,130	2,651,350
			幼稚園管理運営費		41,769,187	28,179,699	24,845,963	18,055,999
			検診手数料等		499,389	312,652	338,886	370,033
			日本スポーツセンター等負担金		203,845	109,570	198,830	184,375
			公立幼稚園自動体外式除細動管理費		0	—	306,892	452,088
			市立幼稚園特別支援教育推進事業費		0	18,934,430	21,463,110	21,837,255
			フッ化物洗口事業費		0	—	—	293,779
			災害復旧費		0	0	18,677,597	0
			厚生労働施設災害復旧費		0	0	18,677,597	0
			民生施設災害復旧費		0	0	18,677,597	0
			過年度発生災害復旧費		0	0	18,677,597	0
			保育所災害復旧費		0	0	18,677,597	0

< 運次繰越 >

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			民生費		48,135,500	0	0	0
			児童福祉費		48,135,500	0	0	0
			児童福祉総務費		48,135,500	0	0	0
			児童福祉対策費		48,135,500	0	0	0
			(仮称)なこそ子ども元気パーク屋内施設整備事業費		48,135,500	0	0	0

< 繰越明許費 >

(単位:円)

款	項	目	大事業	中事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			民生費		163,320	0	20,088,000	0
			児童福祉費		163,320	0	20,088,000	0
			児童福祉総務費		163,320	0	20,088,000	0
			子育て家庭支援費		163,320	0	0	0
			(地方創生)赤ちゃんの駅事業費		163,320	0	0	0
			子ども・子育て支援新制度給付・事業費		0	0	20,088,000	0
			放課後児童健全育成事業施設整備費		0	0	20,088,000	0
			教育費		0	1,578,960	0	0
			幼稚園費		0	1,578,960	0	0
			私立学校振興費		0	1,578,960	0	0
			私立学校振興費		0	1,578,960	0	0
			幼稚園就園奨励費システム改修事業費		0	1,578,960	0	0

### 3 主な歳出の状況

こども支援課の歳出より中事業名の区分で原則として10,000千円以上のもの、また、その中が細目に分かれている場合は任意に抽出して、監査手続を実施しているが、以下、抽出した事業名を記載している。また、「4 監査の結果及び意見」においては、以下の内、指摘事項あるいは意見がある事業について記載している。

(単位：千円)

No	目	中事業名	平成30年度 決算額
1	諸費	国県支出金等過誤納返還金	40,894
2	児童福祉総務費	屋内遊び場管理運営費	18,279
3		こども元気センター管理運営費	44,326
4		障害児保育等事業費補助金	48,380
5		民間保育所運営費補助金	97,808
6		保育補助雇上強化事業費補助金	8,810
7		私立保育所施設型給付費	3,330,527
8		認定こども園施設型給付費	1,163,351
9		地域型保育給付費	384,852
10		延長保育・一時預かり事業費補助金	44,267
11		放課後児童健全育成事業費	576,627
12		放課後児童健全育成事業施設整備費	47,899
13		地域子育て支援拠点事業費	24,076
14		病児・病後児保育事業費	25,677
15		ファミリー・サポート・センター事業費	29,146
16		病児・病後児保育施設整備事業費補助金	23,850
17		保育所費	公立保育所管理経費
18	土曜日保育事業費		19,854
19	保育所等給食検査体制整備事業費		15,225
20	公立保育所事業費		259,759
21	へき地保育所施設管理運営費		21,728
22	児童厚生施設費	児童館施設管理運営費	34,993
23	事務局費	療休・産休代替賃金等幼稚園分	61,860
24	私立学校振興費	私立幼稚園運営費補助金	160,123
25		私立学校運営費補助金	12,395

No	目	中事業名	平成 30 年度 決算額
26		私立幼稚園就園奨励費補助金	281,281
27		私立幼稚園施設型給付費(新制度分)	424,287
28		一時預かり事業費補助金(幼稚園型・新制度分)	4,292
29	幼稚園費	幼稚園管理運営費	18,055
30		市立幼稚園特別支援教育推進事業費	21,837

#### 4 監査の結果及び意見

##### (1) 屋内遊び場管理運営費

###### ① 事業の概要

子どもたちが天候に左右されず、のびのびと安心して遊べる場の確保を目的に、市内 2 箇所に整備した小学校低学年までの児童を対象とする無料の屋内遊び場の管理運営を行う事業である。

###### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	19,350	20,560	19,350
支出負担行為額	16,789	18,965	18,279
未執行予算額	2,560	1,594	1,070

###### ③ 監査の結果

###### 1) 必要書類の保管方法について

委託業務完了報告書、利用状況報告書、実績報告書については、各事業所より年度末に提出されるということから別保管となっていた。決裁関係の必要書類については、一体として管理する必要がある。【意見】

なお、平成 31 年度より一体管理した方が効率的であることから、管理方法を変更しているとの説明を受けた。

###### 2) 随意契約の具体的な理由の記載について

本運営費は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故が重要な契機となっており、いわき市の中部地区と北部地区の施設に対する管理運営をするための費用である。財源についても被災者支援総合交付金であり、理由には同事故が契機とな



## (2) 障害児保育等事業費補助金

### ① 事業の概要

障害児保育を実施する民間保育所等に対し、対象経費の一部または全部を補助する事業である。

### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	49,111	53,189	51,210
支出負担行為額	44,584	52,657	48,380
未執行予算額	4,527	532	2,830

### ③ 監査の結果

#### 1) 補助金等交付申請時の提出書類について

平成30年9月に、長年、幼稚園として運営してきた施設が、平成30年4月から認定こども園になったことを受けて、平成30年度補助金等交付申請書を提出したが、その際、「いわき市補助金等交付規則」第4条第1項第3号に定める前年度決算書の添付がされていない。同規則第4条第2項では、添付書類の一部を省略することが可能とされているが、現在の「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」には省略規定等もないことから、本来ならば、前年度決算書を添付する必要がある。

前年度決算書は、法人決算書と当該事業決算書が考えられるが、担当者の説明では、「認可の段階で、当該法人の財務状況等に関し、前年度の法人決算書を踏まえ確認をしているので、必ずしも改めて添付させる必要はないと判断した。また、事業補助の場合、法人決算書では事業実施の適格性等を判断するのに有効ではないと考えられるため、法人決算書ではなく、当該事業決算書の徴求を行っていくが、今回の場合、平成30年度に初めて本事業を実施することになったので、前年度の当該事業決算書はない。」とのことであった。

しかし、当年度の補助金交付書類等を確認した結果、前述の認定こども園の認可に関する記載がなく、交付要綱にも扱いの規定がないことから、前年度決算書を徴求していない理由が明らかではなく、少なくともその経緯を記載しておくべきであったと考える。【指摘事項】

#### 2) 「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」の記載について

上記1)における、現状の運用も否定されるものではないが、それならば交付規則第4条第2項を受け、交付要綱に、交付規則第4条第1項第3号の前年度決算書の入手の省略とその場合の上記1)の扱いの記載が必要と考える。【意見】

いわき市補助金等交付規則第4条第1項（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2項

市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

3) 補助金等交付申請書の所見記載について

補助金等交付申請書を閲覧した結果、9月申請の1法人については、所見が記載されていない。補助金の申請に対する交付決定に当たっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で、各申請内容を審査し、適正であったことの確認は行っているため、申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いの統一が必要と考える。

【意見】

4) 収支決算書について

補助金に対する実績報告について、1法人から市の様式である収支決算書ではなく、資金収支計算書をもって収支決算書と見做している。当初の補助金等交付申請書では、市の様式である収支予算書により提出されており、実績報告時の資金収支計算書との対比確認において不明瞭な部分がある。資金収支計算書の提出をもって実績報告とすることを否定するものではないが、内容の確認をさらに十分に行う必要があると考える。また、収支予算書がある現状から、原則として収支決算書の提出も求める必要があると考える。【意見】

5) 補助対象経費の集計について

「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」における「補助金の額」では、「一の会計年度に設置者が行う障害児保育事業に要する経費（対象経費）の全部又は一部について、補助基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内で市長が定める」と規定されている。また、交付申請時の経費所要額については、「本俸のみで補助基準額を上回っている場合、それ以外の人件費を対象経費として記載する必要はない」としていることから、対象経費の集計単位と記載が補助金申請法人によって統一されていない。



本補助金は、民間保育所等の障害児の受入児童数が減少傾向にある中、今後、経費所要額に対する補助になっているかどうか、また、現行の補助金基準額が適切かどうかを判断するためにも、市は、上記の「対象経費として記載する必要はない」との文言を改め、全ての対象経費を集計、記載させる指導が必要と考える。【意見】

#### 6) 補助事業完了届の提出について

いわき市補助金等交付規則第 10 条によれば、事業が完了した際には補助事業完了届を提出することになっている。補助事業完了届の綴りを確認した結果、完了届の提出及び完了届の完了日の記載を失念の事業者が各々 1 法人ずつあった。1 法人のみ提出がなく、他法人は入手されていることから、原則は入手するものと考えられ、今後留意が必要である。【指摘事項】

### (3) 民間保育所運営費補助金

#### ① 事業の概要

民間保育所等を設置、経営する者に対する児童の保育に要する経費（児童給食費を含む）、職員の処遇向上に要する経費及び施設、設備の維持補修に要する経費等運営費を補助する事業である。平成 30 年度は 43 施設が補助金の交付を受けている。

#### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	81,039	85,806	97,809
支出負担行為額	80,067	85,805	97,808
未執行予算額	971	0	0

#### ③ 監査の結果

##### 1) 補助金支出計画書におけるその他の経費の確認について

対象となる保育所等について、利用定員、補助基本児童数から保育所割額、児童割額、調理員加算額を見積り積算している。前年度以前より補助金を受給していた保育所等については、前年度実績を参考とし、新規に補助金対象となる保育所等については、補助基本児童数を参考に積算している。

申請にあたっては、補助金支出計画書に経費の記載が必要となるが、記載欄は、児童保育費、児童給食費、職員処遇費、維持補修費、その他の経費欄に区分され、その他の経費欄は一括記載のため、支出計画書上、調理員加算額等対象経費が含まれているか確認できない。それにも関わらず、保育所等から調理員加算額の申請のみで交付決定され

ており問題である。その他の経費の金額に関しても摘要欄等に内訳明細を記載させ、内容を検討、支出計画書の金額と申請額との一致を確認した上で交付決定する必要がある。【指摘事項】

## 2) 調理員加算額の予算計上について

調理員加算額については、利用定員及び調理員数により補助金が算定されるが、交付申請の段階で調理員加算額を予定していないにも関わらず、どの保育所等についても一律予算として見込んでいる。新規に補助金対象となる保育所等についてはやむをえないが、前年度以前から申請していない保育所等については、状況を確認した上で、できるだけ予算に含めないことが必要と考える。【意見】

## 3) 「いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱」の記載について

交付要綱第5条では、交付申請時には「補助金支出計画・実績書」の添付が規定されている。また、交付要綱第7条では、「いわき市補助金等交付規則」第5条から第18条の準用が規定されている。一方、交付規則第4条では、交付申請時には「前年度決算書」等の添付、交付規則第10条では、「着手届及び完了届」の提出、交付規則第12条では、実績報告時には「収支決算書」等の添付が規定されると同時に、いずれも省略規定が設けられている。

しかし、現在の交付要綱では、交付規則の省略規定の記載がないので、交付規則で規定されている書類が必要か否かの判断ができない。交付規則と交付要綱の記載の関係を再度整理し、省略可能のものであれば、その旨を交付要綱に記載する必要があると考える。【意見】

いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱第5条（交付申請）  
補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに、補助金等交付申請書（いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）第1号様式）及び補助金支出計画・実績書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。  
第7条（準用）  
前条までに定めるもののほか、補助の交付決定、実績報告、財産処分の制限等については、規則第5条から第18条までの規定を準用する。（以下、略）

いわき市補助金等交付規則第4条第1項（補助金等の交付の申請）  
補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。  
(1) 事業計画書  
(2) 収支予算書

- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### 第2項

市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

#### いわき市補助金等交付規則第10条（着手届及び完了届）

補助事業者等は、補助事業等に着手したとき、及び当該補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業着手（完了）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助事業等については、この限りでない。

#### いわき市補助金等交付規則第12条（実績報告）

補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その事業が完了した日から起算して15日以内に、補助事業等実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助事業等については、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### 4) 新規申請法人の前年度実績書類について

申請法人の中には、新規申請法人もあるが、前年度の支出実績書等の入手がされていなかった。今後留意が必要である。【指摘事項】

#### 5) 補助事業等実績報告書の確認資料について

実績報告に当たっては、請求書、領収書、給与台帳など様々な書類の提出を受けている。各施設に対して、支出実績書に記載されている金額の支出等が確認できる書類の提出を求めているが、請求書及び領収書については、全て写しとなっている。金額的、内容的に重要と考えられる支出に関しては、できるだけ原本により確認をする必要があると考える。【意見】

#### 6) 補助金支出実績書の内訳の確認について

補助対象事業の経費精算額については、経費精算額の内訳金額が支出計画書と一致、経費精算額の内訳金額が支出計画書と相違するものの合計で同額という法人があった。支出内訳について、概ね請求書や領収書で確認はされているものの、特に経費精算額が、計画に比して増加している場合は、経費支出額が、補助対象経費に該当するか否かという点で、さらに慎重に支出内訳額を確認する必要があると考える。【意見】

#### (4) 保育補助者雇上強化事業費補助金

##### ① 事業の概要

国の「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき、保育士の業務負担軽減を目的として、短時間勤務の保育補助者（保育士資格を持たない者）を雇い上げる保育所に対して必要な費用の一部を補助する事業である。

##### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	—	8,891	22,150
支出負担行為額	—	4,843	8,810
未執行予算額	—	4,048	13,340

##### ③ 監査の結果

###### 1) ホームページの更新について

「いわき市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱」は、国の改訂を受け、平成 31 年 1 月 10 日に改定されているが、監査日時点で、令和元年 11 月 1 日現在最新となっているホームページ上の例規集・要項サイトでは更新されていない。適時に更新する必要がある。【指摘事項】

###### 2) 補助金等交付申請書の所見記載について

補助金等交付申請書を閲覧した結果、所見が記載されていない。補助金の申請に対する交付決定に当たっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で、各申請内容を審査し、適正であったことの確認は行っているため、申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要があると考える。【意見】

###### 3) 補助対象経費の範囲について

こども支援課では、補助対象経費の範囲について、申請書類の提出時等の際に適宜、周知を行っているほか、実績報告の際も、認識の誤りにより対象経費を含めていないことが明らかな場合等は、施設の意向や認識の確認を行っているが、最終的に、どこまでの経費を対象経費に含めるかについては各施設の判断に委ねている。現時点の補助金額は、補助基準額を下回っている状況ではあるが、最終的に各施設の判断に委ねると、交付を受けるべき補助金が交付されない、また逆のケースも起こりうる可能性がある。

したがって、本補助事業は開始されて間もないが、市は、各施設の状況を調査した上で、補助対象経費の範囲の解釈の統一化を図り、算定及び確認において主体的に関わる必要がある。【指摘事項】

いわき市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱第4条（補助対象経費）  
前条の補助金の交付対象となる経費は、保育補助者の配置に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費等とする。

#### 4) 補助事業完了届について

「いわき市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱」第7条では、完了届の提出を省略することが規定されているが、精算の条件として、補助事業の完了を確認するため完了届の提出が必要とされ、実際には、補助金等実績報告において、補助事業完了届が提出されている。したがって、交付要綱の省略規定は不備と考えられ改定する必要がある。【指摘事項】

いわき市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱第7条（着手届及び完了届の省略）  
規則第10条ただし書の規定により、同条の規定による補助事業着手（完了）届の提出については、これを省略するものとする。

#### 5) 利用率の向上について

本補助金は平成29年度より実施しているが、まだ利用率が低い状況である。平成29年度の国庫支出金等過誤納返還金は34,572千円となり、平成30年度も未執行残が多い状況である。

本補助金の平成29年度の過誤納返還金について、交付予定先施設への意向確認の精度、実際の活動状況について質問した結果、「保育補助雇上強化事業費補助金の予算編成については、各施設からの意向確認等に基づき行ってきたが、本事業は、平成29年度から実施した事業であるため、各施設における事業への理解度がそれほどには深まっていないことから、意向の精度が低いといった面があった他、施設が対象者を新たに雇用するために募集等を行っても、実際の雇用には至らないなどの事情により、多額の返還が発生したものである」との回答であった。

本事業は、保育士の業務負担の軽減を図り、その職場環境を良くし、ひいては保育士の離職を防止するという重要な事業と考えられる。したがって、市より施設に対して事業の理解を深めるよう努力し、また、施設が個別に募集等を行っても実績に結び付かないとすれば、市が主体的に募集等して雇用に結びつける等により積極的施策を講じていく必要があると考える。【意見】

#### (5) 病児・病後児保育事業費

① 事業の概要

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない児童及び病気回復期にある児童を集団保育が可能となるまでの間、当該児童を医療機関に付設された施設において保育する病児・病後児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就業の両立を支援すると共に乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とする事業である。

利用児童数の推移は以下の通りであるが、増加傾向にある。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数	1,270 人	1,517 人	2,023 人

(出典：いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会提出資料)

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	24,119	24,119	27,191
支出負担行為額	24,119	24,119	25,677
未執行予算額	—	—	1,514

③ 監査の結果

1) 見積徴求起案書等の記載について

平成 30 年度において、病児・病後児保育事業を実施する施設が 3 ヶ所あり、各施設の歳出予算額、交付要綱算定額、契約額等は以下の通りである

(単位：千円)

施設	歳出予算額 *1	交付要綱算 定額*2	契約額	利用見込数	契約額/利用 見込数
A 病院	10,247	12,267	10,247	900 人	11,385 円
B クリニック	10,247	8,733	8,733	594 人	14,702 円
C 病院	6,697	4,948	6,697	89 人	75,247 円
合計	27,191	25,948	25,677	1,583 人	16,220 円

(出典：市作成資料を監査人が要約)

\*1 歳出予算額は、看護師及び保育士の必要最低限の基準人数 (1 名ずつ以上) を踏まえ、市の予算単価を元に積算されている。

\*2 交付要綱算定額は、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」による病児保育事業における病児対応型をもとに、病児保育事業の実施に必要な経費として、基本額+加算額 (年間延べ利用児童数に応じ段階的に加算される) により算定されている。

A 病院 基本額 2,423 千円+加算額 9,844 千円 (利用見込数 900 人) =12,267 千円

Bクリニック 基本額 2,423 千円+加算額 6,310 千円 (利用見込数 594 人) =8,733 千円

C病院 基本額 2,423 千円+加算額 2,525 千円 (利用見込数 89 人) =4,948 千円

通常は、A病院やBクリニックのように、利用児童数の状況を加味し、歳出予算額と交付要綱算定額を比較して、少ない額の方を契約額としている。しかし、C病院については、利用児童数の落ち込みで交付要綱算定額の方が少ないにも関わらず、それでは事業継続が困難になるとの判断から、平成 27 年度の契約額を歳出予算額とし、契約している。このことは、事業運営への実質的な補助とも考えられるが、例外的な取り扱いであるのに、その経緯等が見積徴求起案書等で明確になっていないことは問題であり、今後留意が必要である。【指摘事項】

## 2) 医療機関の状況調査について

病児・病後保育児童数は上表のように増加傾向にあり、令和元年度、1 か所増設されている。A 病院が常磐・遠野地区、B クリニックが勿来・田人地区、C 病院が平地区、増設された病院が小名浜地区に配置されている。このような状況の中、上記のC病院はもちろんのこと、Bクリニックも利用児童数の伸びが低調となっている。市は、その原因を調査、分析し、利用率の改善につなげる必要があると考える。【意見】

## 3) 随意契約の理由記載について

随意契約締結に当たっては、実施する具体的な理由が必要であるが、当該事業は、通常の医療機関にはない施設を整備する必要があり、平成 30 年度いわき市では 3 施設に限定されている。随意契約を締結する具体的な理由としては、病児・病後児保育の需要、医師会からの推薦、過去の実績は記載されているが、施設の特異性は記載されていない。施設の特異性は、他の医療機関では実施することができないことから、理由として記載することが必要と考える。【意見】

## 4) 実績報告の確認について

実績報告は、子ども・子育て支援交付金精算書により行うことになっている。精算書には対象経費の実支出額項目があるが、対象医療機関からの実支出額項目に関する踏み込んだ資料の確認はしていない。

適切な支出がなされているか確認するために、予算や前年度金額と比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査すること等が必要と考える。

【意見】

## (6) 病児・病後児保育施設整備事業費補助金

① 事業の概要

保護者の子育てと就労の両立を支援し、保育が必要な児童の健全育成を図るため、新たに病児・病後児保育施設の整備を行う事業者に対し、整備費用の一部を補助する事業である。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	—	—	27,858
支出負担行為額	—	—	23,850
未執行予算額	—	—	4,008

③ 監査の結果

1) 補助事業等計画変更申請について

平成30年度において、新たな病後児保育施設整備事業を行っている。当初の事業計画書に基づく整備費用総額は30,956千円であったが、入札の実施により工事費が28,544千円に減額となり、当初の補助金についても変更申請し減少している。

	①事業計画書	②契約金額※	③変更申請書	③-①
工事費合計	30,956,040円	28,544,400円	26,502,681円	△4,453,359円
補助金額	27,858,000円	—円	23,850,000円	△4,008,000円

(出典：市作成資料より監査人が要約)

補助金交付決定は、平成30年10月9日、工事請負契約書の締結は、平成30年11月5日、補助事業等計画変更申請は、平成31年2月25日に起案、決裁されている。補助金の交付条件では、補助対象事業等に変更があった場合には、速やかにこどもみらい部こども支援課に報告することとなっており、工事請負契約の締結時に報告を受けている。

補助事業等変更申請書は、市は、通常の工事であれば、竣工までに追加変更工事の発生が想定されるため、本工事も同様と考え、契約締結時点での変更申請は行わなかった。しかし、整備事業に沿った入札が実行されていることから、入札後の大幅な設計変更は想定されないと考えられ、したがって、入札による減額により契約締結となり、市にその報告があった時点で補助事業等変更申請を行うことも可能であったものとする。今後、留意が必要である。【意見】

(7) 私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費

① 事業の概要



第3章でも記載したが、施設型給付費とは平成27年4月から新たに創設された給付費である。子ども・子育て支援法における新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来、種々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化した。

市が認可した「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等施設・事業者が代理受領することで行われる。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

1) 私立保育所施設型給付費

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	3,062,452	3,317,570	3,385,695
支出負担行為額	3,062,452	3,317,570	3,330,527
未執行予算額	—	—	55,167

2) 認定こども園施設型給付費

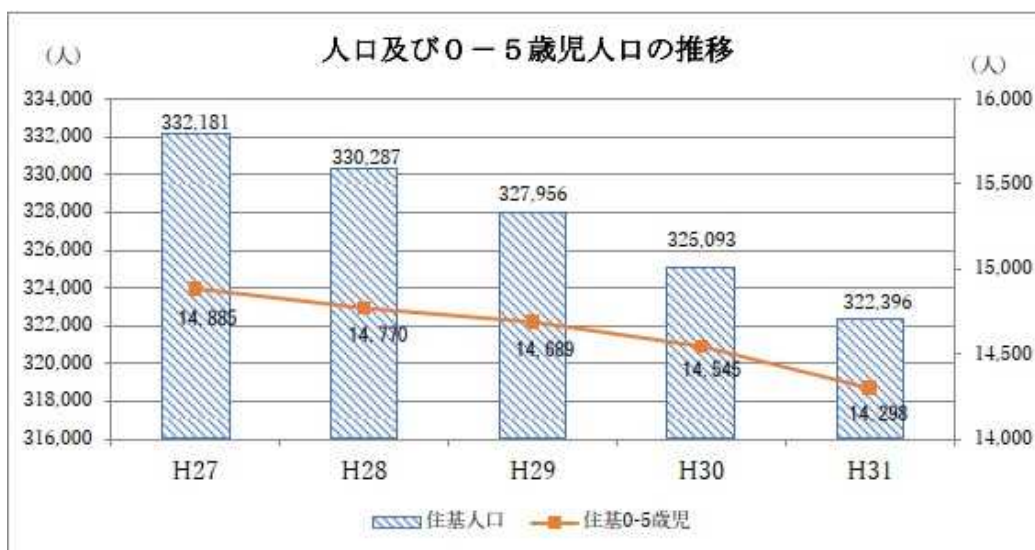
(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	317,381	591,273	1,203,668
支出負担行為額	317,381	587,214	1,163,351
未執行予算額	—	4,059	40,316

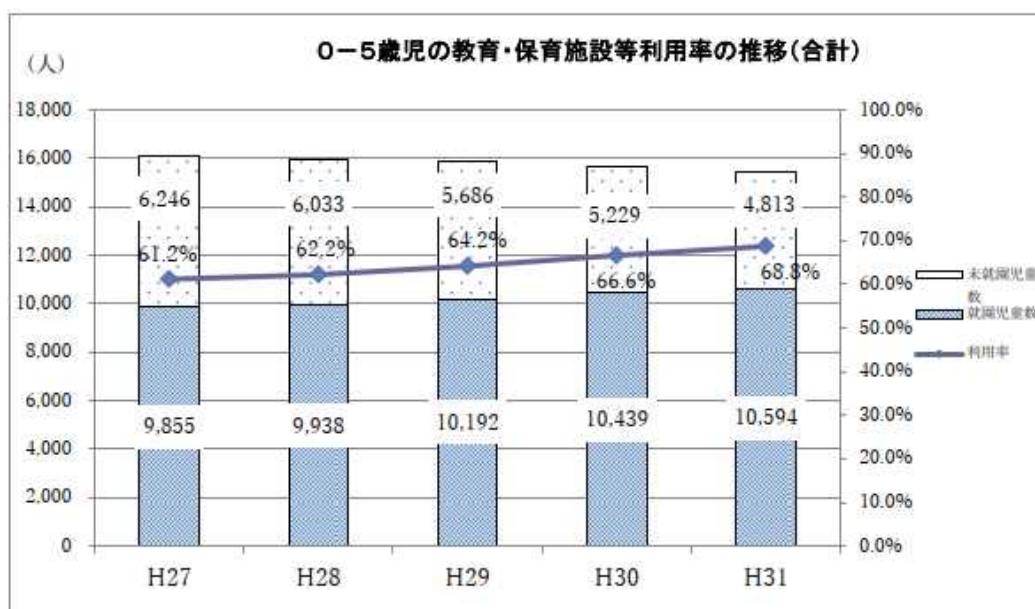
③ 監査の結果

1) 認可定員超過について

いわき市は人口減少に伴い0-5歳児人口も減少傾向にある。しかし、0-5歳児の教育・保育施設利用者数は0-2歳児の保育需要の高まりから増加傾向にある。



(出典：いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会提出資料)



(出典：いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会提出資料)

また、いわき市の待機児童数は毎年、4月と10月に集計されており、下記のように大きな問題にならない範囲で推移している。

#### ○ 待機児童数の推移 (単位：人)

区分	H29.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	H31.4-H30.4
待機児童数	25	54	7	45	5	△2

(出典：市ホームページ)

しかし、いわき市の私立保育所等 44 か所において、2・3号認定の定員と実際の月平均の2・3号認定の児童数を比較した結果、定員超過している保育所等が 20 か所あった。在所率 100%超のランキングは以下の通りとなる。

施設名	認可定員	月平均	在所率
パライソエンジェル保育園	19	28.8	151.3%
なこそ幼稚園	73	98.9	135.5%
認定こども園りんごの木	52	68.9	132.5%
子どもの部屋保育園	19	24.8	130.3%
まことアソカ保育園	30	37.9	126.4%
梅香保育園	130	159.6	122.8%
たかつき保育園	60	71.2	118.6%
さくら保育園	120	141.7	118.1%
大倉保育園	120	138.8	115.6%
蛍保育園	140	158.6	113.3%
アカシヤ保育園	19	20.4	107.5%
あそびの森こども園	125	133.9	107.1%
白水のぞみ保育園	50	53.0	106.0%
小島保育園	110	114.9	104.5%
かべや保育園	120	125.3	104.4%
若葉台保育園	90	93.7	104.1%
東田保育園	120	123.0	102.5%
ゆしまや保育園	90	91.3	101.4%
金山保育園	120	121.4	101.2%
錦星こども園	137	137.1	100.1%

(出典：市作成資料を監査人が集計)

直前の連続する 5 年間、常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120%以上の状態にある施設については、利用定員の見直しに向けた指導を行うこととある（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」より）。このように利用定員を超過している状態でも、施設の設備や職員数が、幼保連携型認定こども園設備運営基準、または、認定こども園設備運営基準、及び通知等に定める基準を充足してはいる。

また、認定こども園については、1号認定の幼稚園部分と2・3号認定の保育所部分を併せ持っており、3歳～5歳を対象とする1号認定と2号認定の間で園全体の利用定員の範囲内において柔軟な取り扱いもしている。

定員超過にある保育所は、保育所利用者にとって立地などのメリットがあるため集中していると考えられ、施設の設備数や職員数が基準を充足している状況、また、将来

的に少子化傾向にあることから安易に利用定員を増やすこともできない現状ではあるが、形式的には、上表のような状態になっていることも踏まえ、認可定員超過の考え方を再整理することが望まれる。【意見】

## 2) 教育・保育認定の申請書について

新制度では、保護者から申請を受けた市町村が、子どもの年齢や基準に応じ、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなる。具体的には、1号認定は幼稚園や認定こども園で保護者から申請書を受付し、各地区センターへ提出し認定を受ける形になる。また2号・3号認定は各地区センターで保護者から申請書を受付し、審査や保育所の割り振りの調整を行う。

平地区、小名浜地区、常磐・遠野地区の教育・保育認定の申請書類（「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定申請書」、「保育所入所申込書（兼）保育児童台帳」等）をサンプルで確認した結果、地区センターの受付印が押印されていない書類が散見された（36件中11件押印無し）。受付印には押印時の日付もあり、受付日を確認できる機能もあるため漏れなく押印することが必要と考える。【意見】

## (8) 延長保育・一時預かり事業費補助金

### ① 事業の概要

延長保育事業、一時預かり事業を実施する民間保育所等に対し、対象経費の一部又は全部を補助するものであり、いわき市においては、「いわき市特別保育事業費補助金交付要綱」を定めている。

平成30年度に補助対象となった保育所等は33施設である。

### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	68,329	56,746	52,747
支出負担行為額	44,599	43,093	44,267
未執行予算額	23,730	13,653	8,480

### ③ 監査の結果

#### 1) 補助金等交付申請書の所見記載について

補助金等交付申請書を閲覧した結果、所見が記載されていない園が3施設あった。補助金の申請に対する交付決定に当たっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で、各申請内容を審査し、適正であったことの確認は行っているため、

申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。【意見】

(9) 放課後児童健全育成事業費

① 事業の概要

児童福祉法第6条の3第2項の規定により、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、以って当該児童の健全な育成を図ることを目的として行う事業である。

運営は、保護者会、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人等に委託されており、委託費は、国の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（基本額、開所日数加算額、長期休暇支援加算額等）や支援事業の実施に必要な経費（障害児受入推進事業等）をもとに、放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という）の状況に応じて積算され決定されている。

平成30年度までの児童クラブの設置数・利用児童数の推移は以下の通りである（各年度5月1日現在）。なお、待機児童数は直近で2クラブ、4名となっている。

区分	H26	H27	H28	H29	H30
設置数（クラブ）	44	46	50	60	65
利用児童数（人）①	2,089	2,291	2,433	2,610	2,797
市内全児童数（人）②	18,152	17,792	17,350	16,946	16,518
利用率（%）①/②	11.5	12.9	14.0	15.4	16.9

（出典：市作成資料）

また、児童クラブ利用児童のいる小学校区数等の推移は以下の通りであるが、市は今後も「放課後児童クラブ整備の基本的考え方」に基づき、また、学校の再編の動向も注視しながら、整備を進めていく方針としている。

区分	H26	H27	H28	H29	H30
利用者がいる学校数 A	57	56	56	59	57
整備済小学校区数 B	40	40	42	44	45
全小学校区数 C	71	67	67	67	66
利用率（%）A/C	80.3	83.6	83.6	88.1	86.3
利用率（%）B/C	56.3	59.7	62.7	65.7	68.2

（出典：市作成資料）

平成 30 年度の各地区の児童クラブの設置の詳細は以下のとおりであるが、この内、1 クラブについては希望児童がおらず現在閉鎖中である。

地区	No	児童クラブ名	定員(人)	在籍児童数(人) (H30.5.1)	専用区画面積(m <sup>2</sup> )	委託料(円)	支援員数(人) (H31.1.31)	支援員含む 総数(人) (H31.1.31)	在籍児童1人 当たりの専用 区画面積(m <sup>2</sup> )	月額基本 利用料(円)
平地区	1	あげつち学童保育クラブ	45	36	73.80	7,911,000	3	3	2.05	8,500
	2	あげつちの丘学童保育クラブ	45	34	65.51	7,509,000	2	4	1.93	8,500
	3	平二小児童育成クラブ	55	54	49.23	6,182,000	6	6	0.91	8,000
	4	くほんじ学童クラブ	50	47	104.60	8,515,726	6	9	2.23	12,000
	5	すずかけ第一学童クラブ	45	45	53.00	9,150,000	4	4	1.18	9,000
	6	すずかけ第二学童クラブ	45	47	63.00	9,345,000	3	3	1.34	9,000
	7	平四小第1児童クラブ	45	43	77.81	10,409,000	2	3	1.81	10,000
	8	平四小第2児童クラブ	42	42	78.50	9,046,000	3	4	1.87	10,000
	9	平五小第一児童クラブ	50	57	81.00	5,867,562	3	5	1.42	8,000
	10	平五小第二児童クラブ	60	67	112.62	5,632,010	4	5	1.68	8,000
	11	青陽児童育成クラブ	40	36	95.00	11,530,000	5	5	2.64	9,000
	12	郷ヶ丘児童クラブ	45	40	63.00	7,922,000	2	4	1.58	9,000
	13	郷ヶ丘のびのび児童クラブ	45	44	63.00	8,396,000	3	7	1.43	9,000
	14	郷ヶ丘児童クラブ分室	45	41	78.31	8,470,000	2	4	1.91	9,000
	15	中央台児童クラブ	66	66	116.40	7,819,994	7	7	1.76	10,000
	16	中央台南児童クラブ	50	48	93.96	10,173,000	1	5	1.96	8,500
	17	中央台東第一児童クラブ	50	48	63.07	9,130,000	5	6	1.31	10,000
	18	中央台東第二児童クラブ	50	54	96.57	10,360,000	3	5	1.79	10,000
	19	豊間しおかぜ児童クラブ	30	23	80.34	11,981,000	3	3	3.49	10,000
	20	高久児童クラブ	39	39	59.27	10,781,999	5	5	1.52	7,000
	21	夏井かわかぜ児童クラブ	38	14	63.00	8,677,000	2	3	4.50	10,000
	22	月影児童クラブ	70	70	96.96	6,412,000	4	4	1.39	9,000
23	わんぱくキッズ児童クラブ	45	37	80.00	9,718,000	2	3	2.16	12,000	
小名浜地区	24	青空学童保育クラブ	55	66	64.78	8,584,000	7	9	0.98	13,000
	25	くすのキッズ第一	40	40	66.39	11,544,000	4	5	1.66	11,000
	26	くすのキッズ第二	40	37	70.82	11,420,000	4	4	1.91	11,000
	27	小名浜東第一学童クラブ	40	41	65.94	7,381,000	2	6	1.61	10,000
	28	小名浜東第二学童クラブ	35	35	78.28	7,306,000	3	5	2.24	10,000
	29	かしま学童クラブ	45	38	70.61	11,138,000	4	5	1.86	11,000
	30	かしまあじさい学童クラブ	45	22	63.00	10,448,000	2	3	2.86	11,000
	31	江名かもめ児童クラブ	40	21	82.41	7,181,000	3	5	3.92	9,000
	32	ながさき児童クラブ	35	54	53.25	8,599,000	2	9	0.99	8,000
	33	泉学童クラブ	77	77	150.59	5,045,000	6	7	1.96	12,000
	34	アトリエハウス児童クラブ	45	43	208.61	11,508,000	5	8	4.85	10,000
勿来地区	35	東田放課後児童クラブ	40	38	133.28	8,334,000	3	3	3.51	10,500
	36	植田児童クラブ	45	27	78.28	8,913,000	3	5	2.90	10,000
	37	錦児童クラブ	45	58	82.75	11,424,000	2	3	1.43	10,000
	38	きんせい学童クラブ	32	62	52.70	5,887,000	2	3	0.85	12,000
	39	汐見が丘児童クラブ	45	29	76.36	9,086,000	3	3	2.63	10,000
	40	仁井田児童クラブ	60	57	116.36	8,937,000	5	6	2.04	7,000
	41	勿来幼稚園 小学生クラブ	59	40	81.05	6,770,000	6	6	2.03	12,000
	42	ちどり児童クラブ	25	25	49.60	5,613,878	6	6	1.98	8,000
	43	あざみ幼稚園学童クラブ	32	32	92.75	7,382,000	5	5	2.90	12,000
	44	エンジェルキッズ学童クラブ	25	20	94.90	9,002,000	4	6	4.75	9,000
常磐・遠野地区	45	明德館学童クラブ	40	35	166.62	5,011,000	6	6	4.76	17,000
	46	まこと学童クラブ	50	55	88.00	6,978,014	6	6	1.60	15,000
	47	ゆもと児童クラブ	33	33	49.78	9,102,916	4	4	1.51	10,000
	48	児童クラブ セリオス遊学館	70	50	134.59	7,495,000	5	5	2.69	11,000
	49	れいめい kids factory 第一	40	40	63.70	14,594,000	6	7	1.59	15,500
	50	れいめい kids factory 第二	40	40	63.70	14,594,000	6	7	1.59	15,500
	51	遠野町まこと学童クラブ	40	21	132.00	6,568,809	3	4	6.29	12,000
内郷・四倉・好間・久大地区	52	梨花の里児童クラブ	10	10	87.19	3,597,000	5	5	8.72	10,000
	53	御殿小児童クラブ	42	42	63.00	10,567,000	4	5	1.50	10,000
	54	高坂小児童クラブ	38	38	63.00	10,567,000	3	3	1.66	10,000
	55	ときわ児童クラブ	80	66	98.18	8,403,705	5	6	1.49	12,000
	56	四倉やまかぜ児童クラブ	38	47	63.25	11,069,000	2	4	1.35	10,000
	57	四倉うみかぜ児童クラブ	42	43	75.27	13,148,000	3	4	1.75	10,000
	58	大浦ののかぜ児童クラブ	40	39	128.52	10,509,000	3	4	3.30	10,000
	59	小川学童クラブ	80	91	136.98	7,757,999	7	7	1.51	11,000
	60	ピーターバンチャイルドクラブ	60	57	66.80	10,419,000	2	6	1.17	9,000
	61	好間二小児童クラブ	40	70	57.95	7,184,000	2	6	0.83	7,000
	62	好間三小第一児童クラブ	41	41	56.00	10,242,000	3	3	1.37	10,000
	63	好間三小第二児童クラブ	38	38	56.00	10,567,000	3	3	1.47	10,000
	64	好間三小第三児童クラブ	40	0	56.00	0	0	0	0.00	10,000
	65	久之浜児童クラブ	48	47	149.50	11,179,000	5	5	3.18	8,500

(出典：市作成資料)

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	407,820	482,307	597,126
支出負担行為額	351,655	471,640	576,627
未執行予算額	56,164	10,666	20,498

③ 監査の結果

1) 随意契約の理由と今後の対応について

本事業の契約にあたっては各委託先とも随意契約の締結を継続している。随意契約の理由として、「本事業は国庫補助であり、いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき実施しておりますが、当該条例に基づき委託申請がなされ、実施組織及び運営の内容をすべて満たしたうえで、各小学校区において事業の実施が可能なクラブは別紙の65クラブに限られていること。」ことを挙げている。

しかし、市内の保育園等の事業を行う社会福祉法人や学校法人等の名簿を見ると、現在委託契約をしている法人等以外にも多数見られ、当初設置時には要件を満たす法人等は現在の法人等に限られていたかもしれないが、現在で見れば、限られていない可能性もあり理由を再検討する必要がある。なお、その際、現状の理由に、「契約実績と経験を有すること」を追加するだけでは不十分と考える。なぜなら、他法人等も児童の健全な育成を図ることを目的として事業を行っているのであり、契約先が切り替わる際に多少の混乱が生じるかもしれないが、安定後はサービスの質の向上が図れる可能性もあるからである。したがって、再検討した上で理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、既存の児童クラブも含め公募等の方式の検討が必要と考える。【意見】

2) 仕様書の記載について

本事業の委託仕様書中、第8条書類の管理に、児童クラブとして備える書類が明記されている。その中で、保護者の就労証明書等の書類に関しては明記されていない。実態的には、クラブの方で必ず確認しているとのことではあるが、本事業は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童」を前提としている観点から重要書類であり、仕様書に明記した上でその備えの徹底を意識させる必要があると考える。【意見】

### 3) 条例の遵守について

児童クラブは子ども・子育て支援新制度前から、児童福祉法により実施されてきたが、新制度により国は児童クラブの基準を定め、運営上満たす基準（内容、規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等）が明確化された。

#### イ) 面積基準の遵守

子どもが安心・安全な空間の中で遊び・生活ができるよう、施設・設備基準の中で、最低基準が定められており、市も条例で国の基準を参考とし、面積基準として、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないとしている。なお、本事業が、新制度施行前から実施されている面も考慮し、直ちにすべての児童クラブが基準を満たすことも現実的でないとして、附則で当分の間努力義務としている。

しかし、いつまでも基準に準拠しない状況も許容されるものではない。上記表の64クラブにおいて、1.65㎡未満のクラブは26クラブ、その中で1㎡未満のクラブは5クラブある状況である。市は、今後も利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保、新規の施設整備等を行うが、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。【意見】

いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
第10条 設備の基準  
第2項 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。  
附則2 この条例の施行の日の前日において整備法による改正前の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っていた場合について第10条第2項の規定を適用するときは、当分の間、同項中「でなければならない」とあるのは、「となるよう努めなければならない」とする。

#### ロ) 支援の単位に関する基準の遵守

「支援の単位」とは、子どもが相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活し、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築くことができる規模とされており、市も条例で国の基準を参考とし、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40名以下としている（現状では、個々の児童クラブが実質的に支援の単位と考えられる）。なお、支援の単位に関しても、附則で当分の間市長がやむを得ないとするときは、この限りではないとされている。

しかし、上記表の64クラブ中、在籍児童数が40名を超えている施設は34クラブとなっており、70名以上のクラブも4クラブある状況である（これらの中には、そもそも定員数が40名より大幅に超過しているケースや定員数を在籍児童数が超過しているケースもあり、逆に待機児童数が少ないことにもつながっていると考えられる）。今後、イ) 面積基準の遵守と同様な対策を取る他、厚生労働省のQ&Aにある、1クラブの中



をパーテーションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討する必要があると考える。【意見】

第 11 条 職員の配置の基準

第 4 項 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

附則 4 施行日の前日において整備法による改正前の法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行っていた場合における放課後児童健全育成事業所について第 11 条第 4 項の規定を適用するときは、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、一の支援の単位を構成する児童の数については、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない」とする。

4) 委託先のモニタリングについて

市は、年に一度、委託先から運用状況調査表を入手し、それに基づき市庁舎にて面談を行っている。また、児童クラブ収支決算書等を含む放課後児童健全育成事業実績報告書を毎年入手しているが、収支内容等について踏み込んだチェックは行っていないとのことである。

児童の健全育成を図るという観点から、委託契約とはいえ、より踏み込んだモニタリングが必要と考える。具体的には、クラブ数が多い状況なので、毎年審査するクラブを決め、ローテーションにより現地での視察・面談、収支状況を含めた重要な運営状況数値の現地確認等を取り入れ、クラブに対する牽制機能を高めることが必要と考える。

また、現状の収支決算書は各科目について決算額の記入欄しかないが、予算や前年度金額も記入する欄を追加し、その中で比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査することも有用と考える。【意見】

5) 開所する日数の増加について

条例第 19 条第 2 項において、開所する日数については 1 年につき 250 日以上を原則とする、と定めている。市の現在の児童クラブにおいて、これを下回るクラブはないが、280 日を下回るクラブは 20 クラブとなっている。平成 30 年度第 4 回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会資料によると、開所日数が 280 日以上の児童クラブは全国的に約 7 割を超えている。したがって、280 日を下回る児童クラブに対しては、保護者等のニーズ、委託先の状況を確認した上で、積極的に日数増加の働きかけを行う必要があると考える。【意見】

いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 19 条 開所時間及び日数

第 2 項 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数につ

いて、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

#### 6) 利用者負担について

各児童クラブは市からの委託料の他に、保護者から月額利用料を徴収しており、上記表の各クラブ平均は約10,000円、また、クラブ間で利用料の開きは7,000円から17,000円となっている。利用料の開きに関しては、各クラブの児童数、国の単価・各種加算により決まる委託料収入と各クラブの人件費等支出のバランスにより決まり、また、クラブと保護者間の合意も前提にあるのでやむを得ないものと思われる。

しかし、現在、兄弟姉妹利用世帯やひとり親世帯等に対する減免はなされておらず、今後、市あるいは委託先による減免の検討の必要があると考える。【意見】

#### 7) 中央台北小児童クラブ室トイレ増設工事について

##### イ) 入札実施の早期化について

本工事は、平成30年度放課後児童クラブ室施設整備の一つとして、当初より予定されていた。入札は平成30年12月19日に11者による指名競争入札で実施され、1回目10者辞退、1者も2回目に辞退、また年度内に竣工ができない理由より指名替え不可としていたため不調に終わり、再発注手続となった。その後は、「平成30年12月19日の入札において落札しなかったものである。本施設は児童数に対して便器の数が不足しており、施設利用に支障をきたしていることから、早期に改修する必要があるため、平成11年度に本児童クラブ室を整備したA工業と随意契約とするもの。」との理由により随意契約となった。

しかし、当年度当初より工事に組み込まれ、施設利用に支障をきたすことは想定されていたことであり、より早期に入札を行えば、指名替え可という条件により、当初の入札も実施でき、一定の競争性の確保により契約を締結できた可能性もあったと考えられる。今後留意する必要がある。【意見】

##### ロ) 随意契約の理由について

本工事の随意契約の理由として、上記の他、「なお、同社と随意契約した場合、標準工期に比べ約2週間短縮でき、かつ、これにかかる経費を約10万円縮減することができる。」としており、その説明資料が添付されていた。

(単位：千円)

A	工期2.5か月の場合(74日間) 入札時の設計金額(税込)	4,173
B	工期2.0か月の場合(60日間) 設計金額(税込)	4,072
A-B	差額	100

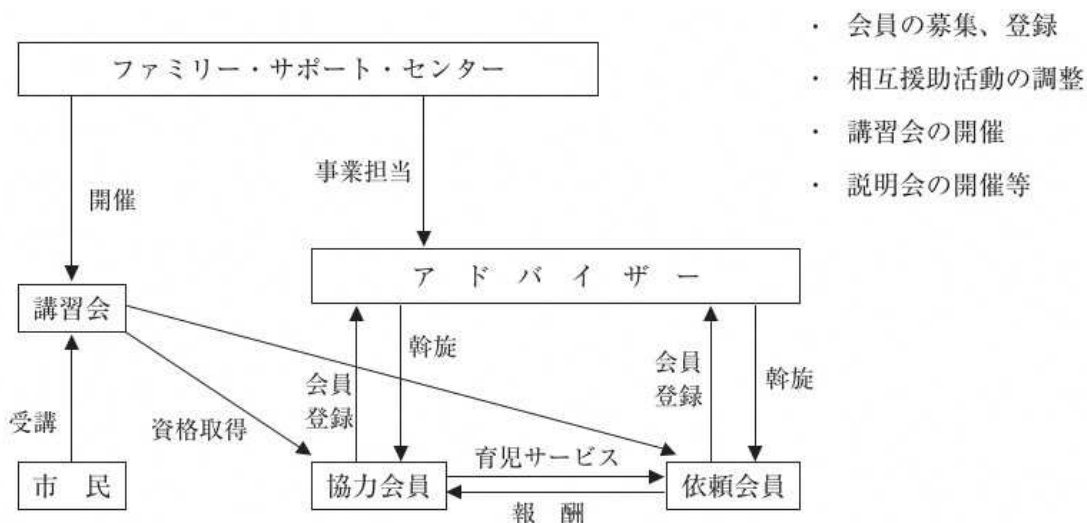
(出典：市作成資料)

しかし、上記の理由は、A と B の比較においては言えるが、実際には、随意契約時の設計金額（税込）は、再発注手続きを経て 4,473 千円とアップ、契約額も 4,428 千円となっており、全体として有利とはなっておらず理由には不備があった。今後十分留意する必要がある。【指摘事項】

(10) ファミリー・サポート・センター事業費

① 事業の概要

幼い子どもを持つ世帯の育児を支援するため、育児の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）からなる会員組織を設置して、会員の就労と子育て支援のための相互援助活動を支援する事業であり、会員の登録業務の外、相互援助活動における会員同士のマッチング業務及び協力会員に対する相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催等を行う。ファミリー・サポート・センター事業は、基本事業と病児・緊急対応強化事業からなり、平成 30 年度は、これに臨時で会員募集強化事業が追加されている。ファミリー・サポート・センター事業を図で示すと以下のようになる。



(出典：いわき市の保健福祉・子育て支援)

また、主な相互援助活動としては以下のようなものがある。

- ・ 保育施設の保育時間開始までや保育終了後の子どもの送迎、預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早朝・夜間等の緊急時の預かり

直近の事業実績は以下の通りである。

- ・ 基本事業

(単位：人)

区分	依頼会員	協力会員	両方会員	計	利用件数 (件)
平成 28 年度	473	282	63	818	2,714
平成 29 年度	472	278	59	809	3,101
平成 30 年度	479	284	55	818	2,802

・病児・緊急対応強化事業

(単位：人)

区分	依頼会員	協力会員	両方会員	計	利用件数 (件)
平成 29 年度	252	30	1	283	1,037
平成 30 年度	572	24	4	600	1,189

(出典：いわき市の保健福祉・子育て支援)

## ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	23,089	27,043	29,146
支出負担行為額	23,089	27,043	29,146
未執行予算額	0	0	0

## ③ 監査の結果

### 1) 随意契約の理由と今後の対応について

本事業の内、基本事業に関しては、平成 12 年度よりいわき市社会福祉施設事業団が随意契約にて業務を行っている。随意契約の理由として、「事業団は、これまで児童館等の管理運営を受託するなど、児童に対する知識や対応に対する十分な実績があることに加え、当該事業を平成 12 年度より受託しており、会員のニーズや子どもの状況を十分に熟知、及び会員間のマッチング調整のノウハウが備わっている市内で唯一の事業者である。」ことを挙げている。

しかし、社会福祉協議会や各種子育て支援団体もあり、それらも会員のニーズや子どもの状況を把握していると考えられ、そのような団体であれば、マッチング調整も十分行われるものと考えられる。したがって、現状の随意契約の中の「市内で唯一の事業者」という理由は再検討する必要があるとあり、再検討した上でも理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約

の透明性や経済性を確保するため、公募等の方式の検討が必要と考える。【意見】

## 2) 事業委託実績報告書等について

市は、事業委託契約第 8 条により委託期間終了後、事業実績報告書及び収支決算書の提出を求めている。また、市の実績報告に関する通知の中で、対象経費にかかる領収書や給与台帳等支出を証する書類の写しの提出も求めているが、以下のような不備があった。

- ・ 会員募集強化事業については、事業に関する実績報告書がなく、収支決算書は基本事業と合算したものとなっているが、科目はその他事業管理費と括られ、人件費やそれ以外の経費の詳細が不明である。また、市から求められる収支決算書のフォームは予算額との対比のものであるが、予算額との対比になっていない。
- ・ 病児・緊急対応強化事業については、事業に関する実績報告書がなく、収支決算書は委託先独自のもので、市から求められる収支決算書のフォームは予算額との対比のものであるが、予算額との対比になっていない。さらに、領収書や給与台帳等支出を証する書類の写しの提出もない。

両事業とも月次での活動報告があるが、年度での実績報告書等の入手・確認は、市として事業が適切に行われたことを検証する手段の一つであり、今後厳正な対処が必要である。【指摘事項】

## 3) 市への月次活動報告について

市は、委託者より毎月活動状況の報告を書面にて受けているが、その中には、トラブル、事故・ヒヤリハットの報告、マッチングに至らないケース等の異例事項については記載がない。担当者によれば、その都度、口頭で報告を受けているとのことであるが、月次で書面による報告があれば記録として残り、市も、本事業の全体の把握や他の子ども・子育て支援事業に役立てることができると考えられ、書面による異例事項の報告の検討が必要と考える。【意見】

## 4) 病児・緊急対応強化事業の委託先のモニタリングについて

本事業の依頼者は増加傾向にあるが、病児・緊急対応はリスクがあり、協力会員の増加は厳しいのが現状である。その中で、委託先は豊富な実績とノウハウを持ち、本事業を行う他、職員自らが協力会員の立場となり、病児・病後児の一時預かり等を行い、依頼者のニーズに応えている状況でもある。

しかし、上記 2) 事業委託実績報告書等についても記載した通り、委託先は管理面で弱い面も見られ、今後も適時に現場の状況や支出内容のモニタリングを継続していく必要があると考える。【意見】

5) 周知の方法について

市では現在、広報・ホームページ、ラジオ等により、利用者拡大に向け周知を行っている。平成 30 年度は、臨時的に会員募集強化事業として市内スーパーの店頭でも周知拡大を行った。また、数年前に市退職者、公民館や図書館の利用者に呼び掛けて拡大を図ったこともある。

しかし、特に基本事業に関しては、会員数及び相談件数とも横ばいの状況であり、今後も地元自治会等への呼びかけも含め、周知活動を継続的に行っていく必要があると考える。【意見】

(1 1) こども元気センター管理運営費

① 事業の概要

子どもに健全な遊び、学習等の場を提供するとともに、子育てをする家庭及び地域社会との交流を促進し、子どもの健やかな成長を支援することを目的に設置する子ども・子育ての支援施設（こども元気センター）を管理運営する事業である。

東日本大震災により植田児童館が被災したことから、国の「福島再生加速化交付金」を活用し、被災前の場所に本施設を整備、平成 28 年 4 月 1 日にオープンした。市は、本施設は子育て支援及び児童健全育成に係る機能と屋内運動場を持つ運動施設としての機能を持つが、交付金の要件から、運動施設機能部分を基幹事業とし、子育て支援及び児童健全育成機能部分は基幹事業の効果を高める効果促進事業という整理をした。

施設利用状況等は以下の通りである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数（人）	121,528	109,525	111,678
地域活動推進事業（回）	35	24	30
幼児教室等（回）	93	114	115

（出典：市作成資料）

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	40,533	40,717	44,552
支出負担行為額	40,516	40,712	44,326
未執行予算額	16	5	225

③ 監査の結果

1) 決裁日付について

使用料の徴収及び収納に関する事務の委託について（伺い）及び寄附受納について（伺い）について、起案書の決裁日付が漏れており、今後留意が必要である。【指摘事項】

いわき市文書等管理規程第 35 条（決裁年月日）

決裁が終了したときは、電子決裁起案の場合にあっては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書に決裁者が決裁した年月日を記入するものとする。

## 2) 指定管理者の財務内容について

当該施設、児童館、児童遊園の管理運営は、公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団（以下、「事業団」という）を指定管理者として選定している。平成 30 年度における第 4 四半期の指定管理料は、事業団からの要請により前倒しで繰上支出を行っている。これは事業団全体においては、過去に大幅な損失を計上しており、収支改善が進んでおらず、資金ショートを回避するためのものである。

このような状況において、令和元年度以降の指定管理者の選定において、公募したものの、応募者は当該事業団のみであった。選定に当たっては、複数の課の担当者が採点を行っている。採点項目の団体の概要等において、財務状況は良好なものであるかというものがあるが、適正と評価あるいは、単一の団体であったにも関わらず、採点が相違しているケースが見受けられた。

財務状況の判断は、配点も低く決定要因としてはあまり重要視されていないように見受けられるが、公益財団法人は、2 期連続で正味財産が 300 万円を下回った場合、解散となるため、財務内容、事業の継続性について、選定時に十分議論する必要がある。また、今後の財務内容の推移に関しては、十分モニタリングする等の対応が必要である。

### 【意見】

なお、平成 30 年度における財務内容については、改善傾向にあり、法人が解散に至るような状況には陥っていない。

## 3) こども元気センターにおける情報把握について

平成 30 年度に行われた子育てハッピープレイス事業においては、知りえた情報源や参加理由、参加した地区別の乳幼児数や年齢等をアンケートにより把握しているが、全体として、新規来館者の同様な情報についての把握は現状行われていない。投書箱等の設置により情報を把握し事業運営に役立てる必要があると考える。【意見】

## (1 2) 地域子育て支援拠点事業費

### ① 事業の概要

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の基本事業を実施するものである。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回1以上）

現在、市は主たる地区に支援拠点を一つずつ設置している。施設名及び所在地は以下の通りである。

施設名	チャイルドハウスふくまる	いわき市社会福祉センター	内郷児童館	小名浜児童センター	こども元気センター
所在地	四倉町	平字菱川町	内郷綴町	小名浜寺廻町	植田町本町

(出典：市作成資料)

## ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	22,044	22,949	24,083
支出負担行為額	21,836	22,882	24,076
未執行予算額	208	67	7

## ③ 監査の結果

### 1) こども元気センターの事業実施区分について

本事業の実施に当たっては、その経費を国が補助することとなっているが、厚生労働省の通知による事業実施要綱によれば、基本事業は「一般型」あるいは「連携型」として実施することとされる。

「一般型」では、常設の地域子育て支援拠点を開設し実施した場合で、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設などの子育て親子が集う場として適した場所が実施場所とされる。「連携型」では、効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（連携施設）において実施。児童館・児童センターにおける既存の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所が実施場所とされる。

補助額は両者で異なり、市は施設ごとに型を区分した上で、実施要綱の金額を参考に、実績報告に基づき支払を行っているが、運営費の基本分について、「連携型」は最大2,793千円なのに対し、「一般形」は最大8,364千円であり金額は多くなる。

施設毎の型の区分は以下の通りである。



施設名	チャイルドハウスふくまる	いわき市社会福祉センター	内郷児童館	小名浜児童センター	こども元気センター
型の区分	一般型	一般型	連携型	連携型	一般型

(出典:市作成資料)

この中で、こども元気センターに関しては、当初の交付金の要件から、基幹事業は屋内運動場の運動施設機能部分として整理していること、また、実施要綱の中で「連携型」は、児童館・児童センターで行うとの記載があり、市の「いわき市児童厚生施設条例」に規定される「児童館・児童センター」ではないため、「一般型」の8,364千円をもとに算定している（こども元気センターは、「いわき市子ども元気センター条例」で規定されている。）

しかし、基幹事業部分とされる屋内運動場は、9時から17時までは小学生・未就学児及びその保護者にのみ無料で提供され、18時から21時のみ有料で市民に開放されている現状から、屋内運動場の活用は、子どもの健全育成活動に主眼が置かれているものと考えられる。また、児童厚生員を置く他「児童館ガイドライン」の運営基準に沿って運営され、さらにその業務内容も、当初の指定管理者業務仕様書（下表参照）、平成30年度協定書、実施状況報告書、指定管理者による施設管理状況評価票を比較すればほぼ同一である。

以上より、こども元気センターも実質的には児童館・児童センター、本事業においても「連携型」区分と考えられ、事業実施区分の再検討が必要と考える。【意見】

	こども元気センター仕様書		小名浜児童センター仕様書
ア	子どもの遊び、学習等のための施設の提供	A	児童の健全な遊びの指導に関する業務（健全な遊びを指導し、児童の体力等を涵養、自主性等を高めるため、児童の指導を実施、健全育成活動の助長を図る）
イ	子どもの健全な育成に係る活動の企画及び実施	B	子ども会等の児童集団の指導及び育成に関する業務（母親クラブや子ども会等の地域促進活動を支援し、育成を助長する）
ウ	子育てに関する相談、助言及び情報の提供(*1)	C	子育てに関する相談、助言及び情報の提供、「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙に定める事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>・子育て等に関する相談、援助</li> <li>・地域の子育て関連情報の提供</li> <li>・子育て及び子育て支援に関する講習等</li> </ul>

	こども元気センター仕様書		小名浜児童センター仕様書
			の実施
エ	子育てををする家庭及び地域社会における交流の促進	D	その他児童の福祉を増進するための事業 (子育て家庭の支援を行う)
オ	子ども・子育て支援強化モデル事業の実施		—(*2)
カ	その他(自主事業として、元気センター等の目的を達成するために必要と認められる事業)	E	その他(自主事業として、児童センター等の目的を達成するために必要と認められる事業)

(出典：市の仕様書及び協定書を監査人が要約)

\*1 小名浜児童センター仕様書にある子育て及び子育て支援に関する講習等の実施がないが、実施状況報告書から幼児教室や子ども・子育て支援強化モデル事業の実施の形で行われている。

\*2 当初の仕様書にはないが、平成30年度協定書には含まれている。なお、上記表では、施設等の維持管理業務等は省略している。

## 2) 地区ごとの支援拠点のバランスについて

内郷児童館、小名浜児童センター、こども元気センターは、「いわき市児童厚生施設条例」、「いわき市こども元気センター条例」等に基づき、施設の管理及び運営のために指定管理者制度が採用されている。そして、その事業においても子ども・子育て支援事業が含まれるので、3施設においては本事業が加重された形で行われている。一方、下記表(平成31年4月1日現在)で見た場合、比較的乳幼児が多い平地区は、児童館等の施設がないため、指定管理者事業としての子ども・子育て支援業務はない。現状、市は本事業の支援拠点を主たる地区ごとに1拠点としているので、このような状況となっているが、利用者の日常の交通の便や地区内でのその他の子ども・子育て支援事業の実施状況等も勘案した上で、本事業における地区ごとの支援拠点のバランスについても再検討することが必要と考える。【意見】

地区	0歳～2歳	3歳～5歳	計
平	1,798人	2,003人	3,801人
小名浜	1,983人	2,188人	4,171人
勿来・田人	993人	1,099人	2,092人
常磐・遠野	723人	879人	1,602人
内郷・好間・三和	810人	910人	1,720人
四倉・久之浜大久	325人	326人	651人
小川・川前	122人	139人	261人
計	6,754人	7,544人	14,298人

(出典：市作成資料)

3) 各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について

イ) 年度実績報告書における利用実績の利用組数の記載について

利用組数欄の記載が、つどいの場の大人の利用数記載のケース、小人の利用数記載のケース、別資料である利用者集計表の利用組数記載のケースと、支援拠点でまちまちであり統一を図る必要がある。また、相談件数欄はないが記載欄を設け記載させる必要がある。【意見】

ロ) 月次における利用件数等報告書の報告内容の統一について

相談内容等の記載が、毎日 1 行で記載しているケース、より具体的に記載しているケース、相談実績票も添付しているケースと、支援拠点でまちまちであり統一を図る必要があると考える。【意見】

4) 各支援拠点の利用者数及び相談件数について

平成 30 年度の本事業利用者数及び相談件数は以下のとおりであるが、ばらつきが見られる。ばらつきの要因は、児童施設の中にある支援拠点かどうか、開設時間の長さ、子育て支援員数、地区の乳幼児数等にもよるが、各拠点での利用者数の把握や相談対応の仕方の違いも影響していると考えられる。

施設名	チャイルド ハウスふく まる	いわき市社 会福祉セン ター	内郷児童館	小名浜児童 センター	こども元気 センター
本事業 利用者数	15,516 人	10,431 人	7,056 人	6,158 人	3,474 人
相談数	180 件	125 件	1,467 件	903 件	2,079 件
延施設 利用者数	—	—	37,239 人	22,207 人	111,678 人

(出典：市作成資料を監査人が要約)

たとえば、こども元気センターは、遊び場として自由来館者の利用も多く、その中から子育て支援員等が声掛けを行った人数を本事業者利用者数とし、その中で相談がなされた件数を相談数としてカウントしているとのことであった。

本事業の効果を測定する指標として、利用人数・相談件数は重要であるが、市は現状、各支援拠点からの報告数を単純に集計して利用実績としている。しかし、尺度の異なる数値を集計することは問題であり、支援拠点の状況を調査した上で、共通の尺度によりカウント・報告させる必要がある。【指摘事項】

5) こども元気センターにおける子育て支援日誌記載の網羅性について

こども元気センターでは、自由来館者の中から、子育て支援委員等が声掛けを行い、相談された件数を記載しているが、ほぼ毎日 5 件の記載のみがなされている。実際は、それより多い日もあるとのことであり、実情を把握するために網羅的に記載する必要がある。【意見】

(13) 児童館施設管理運営費

① 事業の概要

児童福祉法第 40 条に規定される「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする」屋内型の児童厚生施設である児童館の管理及び運営を行うための事業費である。市では、「いわき市児童厚生施設条例」に基づき内郷児童館と小名浜児童センターを設置している。

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	31,413	31,391	35,112
支出負担行為額	30,916	31,389	34,993
未執行予算額	496	2	119

③ 監査の結果

1) 児童厚生施設の管理及び運営に関する規則について

指定管理者業務仕様書では、子ども・子育て支援業務が含まれているが、規則では以下のように規定されている。

第 2 条 (事業)	児童館の行う事業は、次のとおりとする。 (1) 児童の健全な遊びの指導 (2) 子供会等の児童集団の指導及び育成 (3) その他児童の福祉を増進するための事業
第 3 条 (使用者の範囲)	児童館を使用することができる者は、次のとおりとする。 (1) 健康を増進し、情操を豊かにしようとする 3 歳から学校教育法(中略)に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者までとする。 (2) 児童福祉の増進に関する会合及び事業のために施設を使用する者 (3) その他指定管理者が適当と認める者

第2条を広義に解釈すれば、子ども・子育て支援事業も含まれると考えられ、また、第3条の(1)では0歳から2歳までの乳幼児の利用はできないことになるが、(3)により指定管理者が認めれば利用できることにはなる。

しかし、国の今般の「児童館ガイドライン」の改正や、それを受け市が作成した「今後の児童館・児童センターの今後の在り方」では、今後、市の児童館・児童センターは、未就学児(0歳から2歳)への対応とその保護者への対応を中心とする方向性が示されている。また、指定管理業務仕様書では、子ども・子育て支援事業に関し明瞭な記載となっている。したがって、規則の第2条及び第3条についても、その方向性を受け明瞭な記載とする検討が必要と考える。【意見】

#### (14) 公立保育所管理経費及び公立保育所事業費

##### ① 事業の概要

公立保育所を維持・運営するための費用であり、主に人件費(嘱託職員)分、人件費(臨時職員)分となる。人件費(嘱託職員)分は公立保育所において正規職員以外のクラス担任として嘱託保育士、調理員退職による欠員補充のために嘱託調理員を雇用するための経費をいい、公立保育所管理経費の約6割に相当する。人件費(臨時職員)分は保育環境の充実を図るため、運営に係る臨時保育士・調理員を雇用するための経費をいい、公立保育所管理経費の約3割に相当する。

嘱託職員は、雇用をこども支援課、給与等の支払いを地区保健福祉センターで実施している。平成30年4月1日現在では、嘱託保育士(149名)、嘱託調理員(16名)がいる。

臨時職員(日々雇用職員)は、雇用及び給与の支払いを地区保健福祉センターで実施している。平成30年4月1日現在では、臨時保育士(113名)、臨時調理員(71名)、保育パート(56名)がいる。また、臨時職員のうち事務補助職員(18名)については、雇用及び給与の支払いをこども支援課で実施している。

また、公立保育所事業費は、各地区保健福祉センターやこども支援課で支出されている給食材料や食器など児童に関するその他の各種経費である。

##### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

###### 1) 公立保育所管理経費

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	698,164	722,237	724,757
支出負担行為額	664,143	660,983	718,432
未執行予算額	34,020	61,253	6,324

2) 公立保育所事業費

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	267,899	267,746	268,138
支出負担行為額	252,187	257,329	259,759
未執行予算額	15,711	10,416	8,378

③ 監査の結果

1) 給与計算の誤りについて

人件費について、サンプルで常磐・遠野地区の平成 31 年 3 月分給与を再計算した結果、誤りが 1 件検出された。社員No.K0066 は 3 月 23 日に土曜出勤し、その代わり 3 月 20 日を午後週休して相殺している。しかし、給与計算上は 3 月 20 日、3 月 23 日両方とも出勤扱いとしており、結果として 1 日分多く給与の支払いがなされている。

給与計算はいろいろな雇用形態があり、職員の出勤も変動的であることから複雑化している。職員の出勤管理も含めた給与計算のチェック体制の構築が必要である。【指摘事項】

2) 公立保育所の収支管理について

公立保育所については予算としての管理は行っているが、公立保育所ごとの収支管理は行っていない。そのため、保育事業が効率的に実施されているか、数値上把握することはできない。

今後、保育所の民営化や少子化・老朽化による統廃合を検討する際にも、保育所ごとの採算管理は重要な判断材料になると考えられることから、各保育所の収支管理を行い、保育事業の効率的な施策を検討することが望ましい。【意見】

(1 5) 保育所利用者負担金（歳入）

① 事業の概要

保育所等の利用を希望する保護者は、支給認定（1 号、2 号、3 号）申請を作成し、1 号認定は希望する園へ提出し、2 号・3 号については市（各地区の保健センター）へ提出することになる。2 号・3 号認定は市で行い、保護者の希望する保育所等への利用調整を行っている。また、支給認定の際に保護者の所得に応じて利用者負担額を決定している。

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,265,270	1,049,648	1,162,266
調定額	1,299,521	1,194,418	1,224,840
収入済額	1,240,108	1,139,257	1,167,888

### ③ 監査の結果

#### 1) 保育所利用者負担金の債権徴収に向けた取組について

保育所利用者負担金は保護者の市民税所得割課税額に基づき納付する金額を決定している。そのため、収入が少ない家庭ほど納付額は少なくなっている。しかし、保護者の就労が安定せず支払いが滞納するケース、また保護者にもともと多額の借金等があるためその借金等の返済の支払いが原因で保育所利用者負担金が払えなくなるケース等がある。

保育所利用者負担金の過去 3 年度（平成 28 年度～平成 30 年度）の未収債権の回収状況は以下の通りである。

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
滞納繰越分	調定額(A)	55,477	55,350	54,610
	収入額(B)	17,141	17,172	16,569
	不能欠損額	2,944	550	134
	収入未済額	35,391	37,626	37,907
	収入率(B/A)	30.9%	31.0%	30.3%
現年度	調定額(A)	1,244,044	1,139,068	1,170,230
	収入額(B)	1,222,967	1,122,084	1,150,573
	不能欠損額	—	—	—
	収入未済額	21,076	16,983	19,657
	収入率(B/A)	98.3%	98.5%	98.3%

(出典：市作成資料)

また、滞納金額別滞納者の状況は下記の通りとなっている。

収入未済額の区分	人数 (人)
～1 万円以下	56
1 万円超～5 万円以下	262
5 万円超～10 万円以下	92
10 万円超～30 万円以下	102
30 万円超～60 万円以下	47

60 万円超～100 万円以下	13
100 万円超～140 万円以下	1
140 万円超～200 万円以下	4
200 万円超～	0
合計人数	577 人
合計滞納額	57,564 千円

(出典：市作成資料)

各地区保健福祉センターの担当職員により、電話督促、来所償還指導、訪問徴収等を実施することにより回収努力を行っている。新規利用申込者に対して口座振替への加入促進を図ったほか、未納通知書を 7 月・12 月・3 月に送付し、さらに未納通知書に応じなかったものに、差押前の催告を 5 月・9 月・1 月に送付して納付催告を実施している。

しかし、現状では滞納額 140 万円超が 4 名おり、また過去の滞納繰越分についても回収が思うように進まず、時効の 5 年が経過して不能欠損処理をしているものもある。このような保育所利用者負担金の滞納・不能欠損は、誠実に料金を納めている保護者と不公平が生じることとなる。

回収業務の対応にも職員により差があり、また担当が交代した際の引継ぎも十分ではなかったケースがあった。児童手当からの特別徴収や財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足していることもあり、十分な回収ができていない。回収率を高めるために、債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考える。【意見】

#### (16) 公立保育所往査～渚保育所

##### ① 保育所の概要（平成 30 年度）

- ・名称：いわき市立 渚保育所
- ・住所：いわき市小名浜
- ・開所時間：平日 7 時 15 分～18 時 15 分  
土曜日 7 時 15 分～13 時 00 分
- ・外観





・定員 50 名（現員 50 名） 職員数 13 名

0 歳児	0 名	施設長	1 名（兼）
1 歳児	8 名	保育士	9 名
2 歳児	10 名	看護師	0 名
3 歳児	12 名	その他	1 名
4 歳児	11 名	調理員	2 名
5 歳児	9 名		

## ② 監査の結果

### 1) 備品の管理について

備品台帳から現物、現物から備品台帳をランダムで合計 15 件確認したが、確認した結果問題のあったものは以下の通りである。

抽出	備品番号	物品番号	規格	取得日	結果
2	168033	10926010	デュプロ「はたらく乗り物」渚保育所	平成 20 年 12 月 19 日	X
4	170439	10909010	石油暖房機 コロナ GH-B128F	平成 21 年 5 月 26 日	X
5	173421	10909010	空冷式ヒートポンプ厨房用エアコン（3 馬力相当）ダイキン STP80AAV	平成 22 年 3 月 24 日	X
6	174130	10909010	石油暖房機 コロナ GH-B128F	平成 22 年 5 月 17 日	X
9	201492	10923010	玉入れカップイン	平成 26 年 3 月 30 日	X
10	201534	10905010	直線ユニット（青）	平成 26 年 3 月 26 日	X

2 については、容器に備品シールが 2 枚貼ってあった。入れ物を使いまわしており、以前入れていた別の遊具の備品シールが貼りっぱなしであった。古い備品シールは剥がすよう依頼した。4,5,6,9,10 については、廃棄済みであり現物無し。新築園舎への引越時（平成 31 年 2 月）に廃棄したが、備品台帳に残ったままとなっていた。

保育所の備品は児童が触れることから備品シールを備品本体に直接貼れないものもある。その場合、備品が分かるように備品シールを管理することが必要となる。また、備品に備品シールが貼っていない、もしくは古くなり備品シールの番号が擦れて見えないなどが原因で備品登録の抹消漏れが生じていると考えられる。

「いわき市財務規則」第 277 条では、備品の管理規定が設けられており、備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底さ

せるべきである。また、備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、登録の抹消手続きを行う必要がある。【指摘事項】

いわき市財務規則第 277 条（備品の整理）

1 物品管理者は、その所管に係る供用備品をは握するために、備品台帳（第 9 号様式）を整理し、備品整理票（第 98 号様式）をちょう付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。ただし、これにより難いものについては、帳簿に品質、形状等を明記し、現品との照合に便利なおこななければならない。

2 （略）

3 財政部長は、備品台帳により常に供用備品の使用状況をは握しておかななければならない。

## 2) 休日保育及び一時預かりの勤怠管理について

休日保育とは、保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等のために、児童を日曜日や祝日において家庭で保育できない場合、保護者の申請に基づき、保育所で保育サービスをするものである。一時預かりとは、パート就労等により断続的（週 3 日程度）に家庭で保育ができない場合、または、冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合に、保育を実施するものである。

渚保育所では、一時預かりのみ該当している。一時預かり業務の流れは以下の通りである。

- ・地区センターで一時預かりを希望する保護者から申請を受付後、地区センターから保育所へ「一時預かり申請書兼保育児童台帳」を FAX する。
- ・当日キャンセル等は保護者から保育所に直接電話がきて、保育所で電話対応したキャンセル分を地区センターへ FAX する。

毎月地区センターへ提出している「一時預かり事業利用児童数報告書」と、勤務簿（担当保育士が勤務日に押印）、保育所臨時職員稼働状況調書（勤務簿と整合）、保育日誌（担当 2 名のうち 1 名が記載）との整合を、サンプルの平成 31 年 2 月、平成 31 年 3 月で確認した。

臨時職員は出勤した際に勤務簿に押印することにより出勤管理をしている。給与計算は月末締め翌月 10 日払いであり、保育所から各地区センターへ勤務簿を提出し、各地区センターで給与計算を行っている。

勤務簿を確認した結果、保育日誌に記録者の記載があるのに勤務簿に出勤の押印がないケースがあった（2 月 1 件、3 月 1 件）。2 月のケースでは、出勤簿にあらかじめ出勤の押印をした 1 月 31 日の欠勤分を 2 月 4 日に出勤簿に押印をせずに出勤することで調整している。3 月のケースでは、出勤簿にあらかじめ出勤の押印をした 2 月（日付は記録が残っていないため不明）の欠勤分を 3 月 7 日に出勤簿に押印をせずに出勤することで調整している。

給与計算は月末締めだが、月末以降に勤務簿を提出すると 10 日の給与支払日までに給与計算が間に合わない可能性があるため、それより前の 25 日ごろに各地区センターへ提出している。その場合、提出日以降、月末までの出勤の押印は出勤予定の日にあらかじめ押印して提出するため、出勤予定日に出勤ができない、または出勤予定日ではないのに出勤した場合、各地区センターへ電話して修正することになる。しかし、月末に休暇などを取り連絡ができずに修正が間に合わないこともあり、出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。

結果として給与計算上は翌月分の給与で調整されているが、シフト表や調整した内容も残っていないことがあり、実際の勤務実態が把握できず、また、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに、勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。【指摘事項】

#### (17) 公立保育所往査～綴保育所往査

##### ① 保育所の概要（平成 30 年度）

- ・名称：いわき市立 綴保育所
- ・住所：いわき市内郷
- ・開所時間：平日 7 時 15 分～18 時 15 分  
土曜日 7 時 15 分～13 時 00 分
- ・外観



・定員 120 名、現 95 名                      職員数 32 名

0 歳児	6 名	施設長	1 名
1 歳児	12 名	保育士	23 名
2 歳児	18 名	調理員	8 名
3 歳児	24 名		
4 歳児	15 名		
5 歳児	20 名		

## ② 監査の結果

### 1) 備品の管理について

備品台帳から現物、現物から備品台帳をランダムで合計 15 件確認した。確認した結果、問題のあったものは以下の通りである。

抽出	備品番号	物品番号	規格名称	取得日	結果
1	58050	10905010	敷楽幼児用畳 4枚セット	平成10年3月17日	X
2	58186	10909010	オート扇風機 479918	平成3年6月27日	X
3	58366	10913010	冷凍冷蔵庫	平成15年8月29日	X
4	58384	10913010	ガス回転釜 471362	平成3年2月23日	X
5	58385	10913010	2段蒸し器 4713121	昭和59年3月26日	X
6	58519	10914010	カセットデッキ	平成4年9月30日	X
7	58705	10923010	ソフティボール	平成9年7月5日	X
8	59174	10926010	デュプロ乗り物セット	平成12年12月8日	X
13	199659	10928010	レインボーバランスストーン	平成26年3月3日	X

1,2,4,13については、備品シールが貼っていない。備品自体が古く、旧システムの備品シールが貼ってあるものもあった。3,5,6,7については、廃棄済みであり、現物無し。8については、現物不明。他のブロックに混ざっている可能性があり、また、備品を入れていたケースも変えているため、備品シールを確認できなかった。

保育所の備品は児童が触れることから備品シールを備品本体に直接貼れないものもある。その場合、備品が分かるように備品シールを管理することが必要となる。また、備品に旧システムの備品シールを貼っているものがあつたが、文字が擦れて見えないものがあり、備品廃棄時に備品を特定できずに備品登録の抹消漏れが生じていると考えられる。また、備品の登録では具体的な品名を「規格名称」で登録しているが、規格名称が分かりにくいものが一部あり、備品の特定がすぐにできないものがあつた（備品実査サンプルNo.9は「教育用具類」で規格名称を登録されているが、実物は「滑り台」）

「いわき市財務規則」第 277 条では、備品の管理規定が設けられており、備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳には備品を特定できるように分かりやすい名称で登録するようにし、また備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には登録の抹消手続きを行う必要がある。【指摘事項】

## 2) 休日保育、一時預かりの勤怠管理について

綴保育所では、休日保育のみ該当している。なお、休日保育、一時預かりの定義は、渚保育所参照のこと。

休日保育の業務の流れは下記の通り。

- ・保育所または地区センターで受付（主に保育所での受付）する。保育所で受付した際は、「休日保育利用申請書兼保育児童台帳」を地区センターへ FAX する。申請書は、地区センターに原本、保育所にコピーを保管する。
- ・保護者は休日保育当日に「休日保育・児童家庭連絡表」を保育所に持参する。キャンセルなどの連絡も保育所に対応する。
- ・月次で「休日保育事業実績報告書」を地区センターへ提出する。

毎月地区センターへ提出している「休日保育事業実績報告書」と、勤務簿（正規職員は PC で管理、嘱託・臨時職員は勤務簿に出勤時に押印）、勤務表（年間の予定表をベースに適時実績に修正）、保育日誌（担当のうち 1 名が記載）との整合を、サンプルの平成 31 年 2 月、平成 31 年 3 月分につき確認した。

臨時職員は出勤した際に勤務簿に押印することにより出勤管理をしている。給与計算は月末締め翌月 10 日払いであり、保育所から各地区センターへ勤務簿を提出し、各地区センターで給与計算を行っている。

勤務簿を確認した結果、保育日誌に記録者の記載があるのに勤務簿に出勤の押印がないケースがあった（2 月 1 件）。このケースでは、2 月の勤務簿提出時には出勤予定がなかった 2 月 27 日を押印せずに地区センターへ提出したが、人員不足が生じたため急遽出勤したことにより差異が生じた。そのため、3 月 8 日を出勤簿に押印して実際は休むことで調整している。

給与計算は月末締めだが、月末以降に勤務簿を提出すると 10 日の給与支払日までに給与計算が間に合わない可能性があるため、それより前の 25 日ごろに各地区センターへ提出している。その場合、提出日以降、月末までの出勤の押印は出勤予定の日にあらかじめ押印して提出するため、出勤予定日に出勤ができない、または出勤予定日ではないのに出勤した場合、各地区センターへ電話して修正することになる。しかし、月末に休暇などを取り連絡ができずに修正が間に合わないこともあり、出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。

結果として給与計算上は翌月分の給与で調整されており、調整した内容は PC の勤務表にコメントが残されていること、そして勤務簿に実際の勤務日を調整したメモが残っているため、事後的に実際の勤務状況を把握することは可能だが、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに勤怠管理上の問題があると考えられる。

そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。【指摘事項】

(18) 土曜日保育事業費

① 事業の概要

就労形態の多様化による土曜日午後の保育ニーズに対応するため、平成12年度からモデル事業を実施し、現在、公立保育所5か所で土曜日午後の保育を実施するものである。本事業費には、土曜日午後の保育を行うための休暇代替を確保するために雇用した臨時保育士・調理員の人件費が計上されている。

実施保育所は以下の基準により選定しているとのことである。

- ・ 民間保育所が無いか又は少ない地区
- ・ 入所児童が多く、複数の公立保育所がある地区
- ・ 全年齢の需要に対応できるよう乳児保育の実施保育所があること
- ・ 土曜日午前の出席状況

現在、土曜日午後の保育を実施している公立保育所及び過去3年間の延べ利用児童数は以下の通りである。

(単位：人)

地区	保育所名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平	白土保育所	1,638	1,433	1,230
小名浜	古湊保育所	1,490	1,351	1,479
	本町保育所	2,240	1,734	1,936
	泉保育所	1,765	1,277	1,028
勿来・田人	錦保育所	547	680	887
合計		7,680	6,475	6,560

(出所：市作成資料)

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	24,752	17,651	21,204
支出負担行為額	7,669	11,283	19,854
未執行予算額	17,082	6,367	1,349

③ 監査の結果

1) 本事業に計上する人件費等の基準について

上記①の通り、本事業は土曜日午後保育を実施するため休暇代替を確保するために

臨時職員を雇用するものであるが、通常の保育所の運営・管理経費（公立保育所事業費）で計上する人件費と本事業で計上する人件費の明確な基準が設けられていない。

上記②の通り、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて事業費（支出負担行為額）は約 2.5 倍となっているが、利用児童数は約 15%減少しており、本事業費と利用児童数が整合しておらず、従来は公立保育所事業費で計上されていた人件費が本事業費で計上されている可能性もある。

本事業は当初モデル事業として実施された経緯から本事業費が通常の運営管理費と区分されていたとのことであるが、本事業が開始して 10 年以上が経過しており、事業が経常的に行われるようになったことから、予算管理上、通常の保育所の運営・管理経費（公立保育所事業費）に一本化して運用する検討が必要と考える。【意見】

#### (19) へき地保育所施設管理運営費

##### ① 事業の概要

保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に児童を保育するための施設を設置し、その管理運営を行う事業である。

現在、市内川前町下桶売にある桶売保育所（定員 30 名）及び市内三和町下永井にある永井保育所（定員 30 名）の 2 施設にて事業を行っている。

##### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	21,708	21,708	21,728
支出負担行為額	21,708	21,708	21,728
未執行予算額	—	—	—

##### ③ 監査の結果

###### 1) 収支状況報告書について

指定管理者からの収支状況報告書では、収入 21,728 千円、支出 16,758 千円、収支差額 4,970 千円が生じている。一方、予算見積書では、収入 21,728 千円、支出 21,728 千円、収支差額 0 千円となっている。これは、予算見積時には、間接経費を見ていたのに対し、収支状況報告時には、その分が織り込まれていないことによる。

したがって、市は間接経費の実際発生額も織り込んだ収支状況報告書を提出させ、全体の実際発生額を把握する必要がある。【指摘事項】

2) 2 保育所の今後のあり方について

2 保育所の入所児童数は、定員各々30 名に対して、桶売保育所 4 名、永井保育所 4 名の状況である。2 保育所と他の市立保育所の支出額と入所児童数の関係は、平成 30 年度で各々以下のようにになっている。

	2 保育所	市立保育所
支出額*1	21,728 千円	2,617,496 千円
入所児童数	8 名	2,032 名
1 人当たり支出額	2,716 千円	1,288 千円

(市作成資料より監査人が集計)

\*1 市立保育所の支出額は、歳入歳出決算事項別明細書の 3 款 保育所費 2,617,496 千円を使用

\*2 市立保育所の入所児童数は、こどもみらい部作成の「保育所数及び保育所入所児童数の推移」の平成 31 年度 4 月 1 日現在の公立児童数 2,040 名から 2 保育所の 8 名を控除して算定。

市としては、市内の乳幼児に均等な保育の機会を与える役割があり、当該事業を実施しているものの、結果的に、1 人当たり支出額で比較した場合、現状 2 保育所の方が 2 倍強多くなっている。

したがって、今後 2 施設に関しては、同地域の今後の保育需要、地域住民の意向等も踏まえながら、近隣の保育所への統合、あるいは地域型保育の枠組みの活用等も視野に入れた検討が必要と考える。【意見】

(20) 私立幼稚園運営費補助金

① 事業の概要

子育て支援及び私立幼稚園の健全な発展と振興を図るため、私立学校振興助成法に基づき、運営費や教育・研修に要する費用の一部を補助するものであり、いわき市においては、「いわき市私立学校運営費補助金交付要綱」を定め、私立幼稚園に対して補助している。平成 30 年度に補助対象となった私立幼稚園は 37 園である。

② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	174,186	166,726	163,445
支出負担行為額	173,511	165,923	160,123
未執行予算額	674	802	3,322

③ 監査の結果

1) 要綱で規定される提出書類の未徴求について



本件補助金はいわき市私立学校運営費補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき交付されている。しかし、監査対象とした3園のうち1園について、要綱において実績報告書の添付書類とされている計算書類が徴求されていなかった。

要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。なお、計算書類については、私立学校振興助成法において公認会計士等の監査が求められていることから、提出書類の適正性の点から監査報告書が添付されたものの提出を受ける必要がある。【指摘事項】

## 2) 実績報告書の記載について

実績報告書を3園閲覧した結果、所見は記載されているが、審査を行った日や担当者名が記載されていない。補助金の交付決定に当たっては、必ず起案行為により決裁を受けており、その意思決定の中で、各申請内容を審査し、適正であったことの確認は行っているため、日付や担当者名の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。また、実績報告書の添付書類において、各書類間で数値の不整合があるなど記載に誤りがあると考えられるものもあった。今回の場合、記載内容の誤りが交付金額に影響するものではないが、今後留意が必要である。【意見】

### (2 1) 私立学校運営費補助金

#### ① 事業の概要

私立学校振興助成法に基づき、私立学校の健全な発展と振興を図るため、市内の私立小・中学校及び高等学校の設置者に対して、その運営に要する費用の一部を補助するものであり、いわき市においては、「いわき市私立学校運営費補助金交付要綱」を定めている。

補助額は各学校における5月1日現在の生徒数に補助単価を乗じた額となっている。平成30年度に補助対象となった学校法人（設置者）は3法人である。

#### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	14,010	13,238	12,937
支出負担行為額	12,617	12,264	12,395
未執行予算額	1,392	973	542

#### ③ 監査の結果

##### 1) 要綱で規定される提出書類の未徴求について

本件補助金はいわき市私立学校運営費補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき交付されている。しかし、要綱において規定されている提出書類のうち以下の書類が徴求されていない。

- ・状況報告（補助対象期間の中間時点での状況報告）
  - ・実績報告書に添付する事業内容書、学校運営状況調書
- 要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。【指摘事項】

(22) 一時預かり事業費補助金（幼稚園型・新制度分）

① 事業の概要

平成27年度以降新制度に移行した認定こども園及び私立幼稚園の、1号認定児童の通常の教育時間の前後や長期休業中などに、園児を預かる取組みに要する費用の一部を補助する事業である。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	17,500	19,127	18,649
支出負担行為額	1,287	1,422	4,292
未執行予算額	16,213	17,705	14,357

③ 監査の結果

1) 未執行予算額について

私立幼稚園の一時預かり事業に対する支援制度には、平成27年新制度移行前の県や市による私立幼稚園運営費補助制度と新制度移行後の幼稚園型一時預かり給付制度がある。

市では、当初新制度移行の幼稚園は、一時預かり事業についても新制度を利用するものとし予算を組んだが、実際は新制度移行の幼稚園であっても、新旧両制度のいずれかを選択して申請できるため、必ずしも新制度の利用が進んでいない状況である。

直近では、利用実績が増加傾向にはあるものの、まだ予算額と大幅乖離が見られ、この傾向が続くならば、当事業の予算減額を行い他事業に予算充当する検討も必要と考える。【意見】

(23) 市立幼稚園特別支援教育推進事業費

① 事業の概要

障がいをもつ幼児を健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応力を高めることを目的として、市立幼稚園 6 か所において統合保育を実施する事業である。具体的には、障がいをもつ園児の確保及び個別の配慮を行いながら発達を促すため、職員を増員して配置し、また、実施園への指導助言や職員研修、保護者への相談・助言を行うための統合保育専門員を配置することを内容とする。

近年、子どもの数が減少し、市立幼稚園へ就園する幼児の数も減少傾向にあるが、障がいをもつ幼児の就園人数は増加傾向にあり、私立幼稚園が障がい児の受入れに消極的な中、市立幼稚園に対する当事業へのニーズは高まっている。

## ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	20,703	24,286	24,244
支出負担行為額	18,934	21,463	21,837
未執行予算額	1,768	2,822	2,406

## ③ 監査の結果

### 1) 統合保育を実施する幼稚園の拡大について

本事業は、市各地区の市立幼稚園 6 か所を対象としているが、定員枠があり、また遠距離通園となる等のため 6 か所に就園できない幼児が存在しており、当該幼児に対応するため、市は 6 か所以外の市立幼稚園でも受け入れを行っている状況である。そして、本事業の基準に即して職員の増員等は行っているが、本事業対象の 6 か所ではないため「いわき市立幼稚園統合保育実施要綱」にある統合保育専門委員の助言指導等は、当幼児には行われていない状況である。また、職員増員による人件費も本事業ではなく、全体の職員人件費の中に計上されている。

市では、過去、対象幼稚園の拡大も検討したが、市立幼稚園に就園する幼児が全体として減少傾向にあることも踏まえ、現状維持とした経緯がある。しかし、6 か所に就園できるか否かで、実施要綱にある助言指導等のプロセスを受けられるか否かが決まることは問題であり、また、本事業へのニーズが高まる中、事業の効果を総合的に把握する必要もあり、対象幼稚園の枠を広げる、あるいは 6 か所を基本としながら、その他の園も本事業の枠組みに組み込む等の対応が必要と考える。なお、「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」に伴う実施方針について」においても、市立幼稚園の統合保育の役割が取り上げられており、今後、現在の 6 園とするか広げるかの検討を要する旨の記載がある。【指摘事項】

## 第4 こども家庭課

### 1 事務分掌

平成30年4月1日現在、以下の通りである。

- (1) 母子・父子福祉及び婦人保護に係る企画、調整及び統括に関すること
- (2) 児童及び母子福祉関係手当、福祉金、祝金等に関すること
- (3) 要保護児童対策に関すること
- (4) 母子保健に関すること
- (5) 小児慢性特定疾病対策に関すること
- (6) 育成医療、養育医療等の給付に関すること
- (7) 子育てサポートセンターに関すること
- (8) 助産施設に関すること
- (9) その他母子福祉に関すること

## 2 決算の状況

### (1) 歳入の状況

<現年>				(単位:円)				
款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
分担金及び負担金					2,965,580	3,323,830	3,849,490	3,135,450
負担金					2,965,580	3,323,830	3,849,490	3,135,450
民生費負担金					83,000	80,800	80,800	80,800
児童福祉費負担金					83,000	80,800	80,800	80,800
助産所等入所者負担金					83,000	80,800	80,800	80,800
衛生費負担金					2,882,580	3,243,030	3,768,690	3,054,650
保健衛生費負担金					2,882,580	3,243,030	3,768,690	3,054,650
養育医療自己負担金					2,882,580	3,243,030	3,768,690	3,054,650
国庫支出金					4,289,640,050	4,238,930,238	4,195,641,703	4,137,798,054
国庫負担金					4,247,335,894	4,193,676,727	4,140,207,306	4,068,663,424
民生費国庫負担金					4,182,356,450	4,145,345,605	4,091,046,417	4,018,983,677
児童福祉費国庫負担金					4,182,356,450	4,145,345,605	4,091,046,417	4,018,983,677
児童入所施設措置費等国庫負担金					2,626,525	2,029,766	3,795,511	2,289,445
児童扶養手当国庫負担金					544,408,926	542,564,506	537,115,906	520,499,900
児童手当交付金					3,635,320,999	3,600,751,333	3,550,135,000	3,496,194,332
衛生費国庫負担金					64,979,444	48,331,122	49,160,889	49,679,747
保健衛生費国庫負担金					64,979,444	48,331,122	49,160,889	49,679,747
未熟児養育医療費等国庫負担金					6,974,890	7,246,111	6,194,994	6,520,080
身体障害者援護費国庫負担金					4,208,850	3,812,500	2,786,283	3,429,500
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金					30,704	1,876,011	1,884,236	1,883,592
小児慢性特定疾病医療費国庫負担金					53,765,000	35,396,500	38,295,376	37,846,575
国庫補助金					40,703,000	43,649,000	53,756,000	67,324,000
総務費国庫補助金					0	0	1,627,000	0
総務管理費国庫補助金					0	0	1,627,000	0
社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金					-	-	1,627,000	-
民生費国庫補助金					19,730,000	18,326,000	22,187,000	37,390,000
児童福祉費国庫補助金					18,400,000	16,996,000	20,347,000	35,040,000
子ども・子育て支援交付金					-	5,636,000	6,307,000	16,755,000
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金					18,400,000	11,360,000	14,040,000	18,285,000
婦人保護費国庫補助金					1,330,000	1,330,000	1,840,000	2,350,000
婦人保護事業費国庫補助金					1,330,000	1,330,000	1,840,000	2,350,000
衛生費国庫補助金					20,973,000	25,323,000	29,942,000	29,934,000
保健衛生費国庫補助金					20,973,000	25,323,000	29,942,000	29,934,000
母子保健医療対策等総合支援事業費国庫補助金					20,973,000	24,796,000	29,344,000	29,390,000
小児慢性特定疾病対策国庫補助金					0	527,000	598,000	544,000
国庫委託金					1,601,156	1,604,511	1,678,397	1,810,630
民生費国庫委託金					1,601,156	1,604,511	1,678,397	1,810,630
児童福祉費国庫委託金					1,601,156	1,604,511	1,678,397	1,810,630
特別児童扶養手当支給事務費国庫委託金					1,601,156	1,584,739	1,678,397	1,810,630
全国ひとり親世帯等調査費国庫委託金					0	19,772	0	0
県支出金					803,021,849	794,722,719	776,562,177	778,078,493
県負担金					803,021,849	789,995,719	771,762,177	763,194,493
民生費県負担金					796,639,499	784,358,666	767,454,666	759,011,332
児童福祉費県負担金					796,639,499	784,358,666	767,454,666	759,011,332
児童手当県負担金					796,639,499	784,358,666	767,454,666	759,011,332
衛生費県負担金					6,382,350	5,637,053	4,307,511	4,183,161
保健衛生費県負担金					6,382,350	5,637,053	4,307,511	4,183,161
養育医療給付事業費県負担金					4,277,925	3,730,803	2,914,370	2,468,411
身体障害者援護費県負担金					2,104,425	1,906,250	1,393,141	1,714,750
県補助金					0	4,727,000	4,800,000	14,884,000
民生費県補助金					0	4,727,000	4,800,000	14,884,000
児童福祉費県補助金					0	4,727,000	4,800,000	14,884,000
子ども・子育て支援県交付金					-	4,727,000	4,800,000	14,884,000
財産収入					382,952	354,066	288,803	122,399
財産運用収入					382,952	354,066	288,803	122,399
基金運用利子					382,952	354,066	288,803	122,399
利子及び配当金					382,952	354,066	288,803	122,399
災害遺児激励基金利子					382,952	354,066	288,803	122,399
寄付金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405
寄付金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405
民生費寄付金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405
児童福祉費寄付金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405
災害遺児激励基金寄附金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
繰入金					2,307,048	1,995,934	1,681,197	1,877,601
				基金繰入金	2,307,048	1,995,934	1,681,197	1,877,601
				災害遺児激励金基金繰入金	2,307,048	1,995,934	1,681,197	1,877,601
				災害遺児激励金基金繰入金	2,307,048	1,995,934	1,681,197	1,877,601
				災害遺児激励金基金繰入金	2,307,048	1,995,934	1,681,197	1,877,601
諸収入					2,317,453	3,321,805	376,349	3,084,582
				雑入	2,317,453	3,321,805	376,349	3,084,582
				雑入	1,794,643	519,306	373,926	3,022,459
				雑入	1,683,481	405,856	195,960	2,850,170
				児童手当過年度分返納金	100,000	120,000	60,000	0
				児童扶養手当過年度分返納金	1,129,700	185,370	81,960	2,840,170
				子ども手当過年度分返納金	0	0	0	0
				その他の雑入	453,781	100,486	54,000	10,000
				保険料被保険者負担金	111,162	113,450	177,966	172,289
				保険料被保険者負担金	111,162	113,450	177,966	172,289
				過年度収入	522,810	2,802,499	2,423	62,123
				国県支出金過年度収入	522,810	2,802,499	2,423	62,123
				児童福祉費国庫負担金	434,000	2,241,999	2,423	0
				児童福祉費県負担金	0	560,500	0	0
				養育医療給付事業費県負担金	88,810	0	0	62,123

## 特別会計

<現年> (単位:円)

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
繰入金					6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
				一般会計繰入金	6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
				一般会計繰入金	6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
				一般会計繰入金	6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
				一般会計繰入金	6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
繰越金					29,506,863	15,651,951	19,704,882	9,141,554
				繰越金	29,506,863	15,651,951	19,704,882	9,141,554
				繰越金	29,506,863	15,651,951	19,704,882	9,141,554
				前年度繰越金	29,506,863	15,651,951	19,704,882	9,141,554
				前年度繰越金	29,506,863	15,651,951	19,704,882	9,141,554
諸収入					78,713,954	74,079,446	76,882,792	84,207,825
				貸付金元利収入	78,713,073	74,077,986	76,842,234	84,207,825
				母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	78,713,073	74,077,986	76,842,234	84,207,825
				元金	78,481,423	73,875,922	76,672,372	84,029,403
				貸付金元金収入(現年度分)	68,256,649	64,060,800	66,838,010	75,174,270
				貸付金元金収入(過年度分)	10,224,774	9,815,122	9,834,362	8,855,133
				利子	231,650	202,064	169,862	178,422
				貸付金利子収入(現年度分)	134,690	144,754	112,711	128,249
				貸付金利子収入(過年度分)	96,960	57,310	57,151	50,173
				市預金利子	881	9	0	0
				市預金利子	881	9	0	0
				市預金利子	881	9	0	0
				市預金利子	881	9	0	0
				雑入	0	1,451	40,558	0
				違約金及び延納利息	0	1,451	3,058	0
				違約金	0	1,451	3,058	0
				違約金	0	1,451	3,058	0
				雑入	0	0	37,500	0
				雑入	0	0	37,500	0
				その他の雑入	0	0	37,500	0
市債					10,754,000	39,512,000	35,314,000	41,700,000
				市債	10,754,000	39,512,000	35,314,000	41,700,000
				母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	10,754,000	39,512,000	35,314,000	41,700,000
				母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	10,754,000	39,512,000	35,314,000	41,700,000
				母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	10,754,000	39,512,000	35,314,000	41,700,000

(2) 歳出の状況

<現年>					(単位:円)			
款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総務費					33,504,068	39,382,639	57,884,236	60,265,100
総務管理費					33,504,068	39,382,639	57,884,236	60,265,100
諸費					33,504,068	39,382,639	57,884,236	60,265,100
国県支出金等過誤納返還金					33,504,068	39,382,639	57,884,236	60,265,100
国県支出金等過誤納返還金					33,504,068	39,382,639	57,884,236	60,265,100
民生費					7,401,127,662	7,295,541,274	7,169,139,714	7,035,314,906
社会福祉費					4,385,871	4,409,976	6,787,474	7,452,596
社会福祉総務費					4,385,871	4,409,976	6,787,474	7,452,596
女性相談員運営費					4,385,871	4,409,976	6,787,474	7,452,596
女性相談員運営費					3,751,871	3,762,976	6,193,474	6,599,596
DV被害者緊急一時避難支援事業費					634,000	647,000	594,000	853,000
児童福祉費					7,396,741,791	7,291,131,298	7,162,352,240	7,027,862,310
児童福祉総務費					206,293,531	209,678,345	188,139,117	179,735,830
家庭児童相談室運営費					9,407,093	9,543,239	9,424,620	9,420,664
家庭児童相談室運営費					1,911,522	2,010,749	1,997,223	2,087,898
家庭相談員報酬					7,356,000	7,356,000	7,356,000	7,274,625
要保護児童対策地域協議会運営費					139,571	176,490	71,397	58,141
児童扶養手当支給事務費					7,323,756	13,913,074	7,063,371	7,636,204
児童扶養手当障害審査嘱託医報酬					0	0	0	0
児童扶養手当支給事務費					7,323,756	13,913,074	7,063,371	7,636,204
児童扶養手当支給事務費 人件費分					0	0	0	0
児童扶養手当支給事務費システム改修分					0	0	0	0
児童福祉対策費					148,119,500	144,936,534	136,573,209	129,744,042
災害遺児激励金					2,690,000	2,350,000	1,970,000	2,000,000
災害遺児激励金基金積立金					2,786,837	3,247,061	394,500	1,335,405
出産支援金支給事業費					140,363,063	137,188,180	131,796,300	123,974,303
赤ちゃん絵本プレゼント事業費					2,279,600	2,151,293	2,412,409	2,434,334
児童手当支給事務費					41,443,182	41,225,498	35,077,917	32,180,304
児童手当支給事務費					41,443,182	41,225,498	35,077,917	32,180,304
子ども・子育て支援新制度給付・事業費					0	60,000	0	450,000
産前・産後ヘルパー派遣事業費					0	60,000	0	450,000
児童福祉事務費					0	0	0	304,616
一般事務費					-	-	-	304,616
児童措置費					7,068,517,430	6,957,683,568	6,852,101,002	6,713,316,650
児童入所施設入所費					1,795,890	3,767,498	7,025,562	2,922,290
助産所等入所費					1,795,890	3,767,498	7,025,562	2,922,290
児童手当給付費					5,437,370,000	5,329,930,000	5,243,400,000	5,148,510,000
職員手当等					205,740,000	205,725,000	208,960,000	208,060,000
児童手当					5,231,630,000	5,124,205,000	5,034,440,000	4,940,450,000
児童扶養手当給付費					1,629,351,540	1,623,986,070	1,601,675,440	1,561,884,360
児童扶養手当					1,629,351,540	1,623,986,070	1,601,675,440	1,561,884,360
父子母子福祉費					121,930,830	123,769,385	122,112,121	134,809,830
父子母子対策経費					110,497,572	97,877,953	98,286,412	99,828,015
父子母子奨学資金					64,015,000	61,900,000	59,975,000	57,235,000
父子母子福祉手当					14,991,224	14,066,464	12,930,495	11,752,095
父子母子家庭入学祝金					6,720,000	6,489,000	6,396,000	6,126,000
父子母子対策事務費					237,964	274,000	263,935	334,000
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金					21,384	80,989	161,982	135,420
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業費					24,512,000	15,067,500	18,559,000	24,245,500
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計繰出金					6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計繰出金					6,507,541	20,975,087	18,910,794	30,029,375
母子・父子自立支援員運営費					3,798,140	3,835,700	3,816,184	3,855,893
母子・父子自立支援員運営費					798,140	835,700	816,184	855,893
母子・父子自立支援員報酬					3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員運営費					1,127,577	1,080,645	1,098,731	1,096,547
母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員運営費					1,127,577	1,080,645	1,098,731	1,096,547

款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
衛生費					426,865,569	422,283,706	501,904,574	485,289,820
	保健衛生費				426,865,569	422,283,706	501,904,574	485,289,820
		予防費			328,986,944	329,120,943	402,627,982	386,538,587
			母子保健対策費		85,857,759	77,659,266	93,146,450	94,695,274
			母子保健指導事業費		8,214,850	8,259,896	14,098,105	14,229,690
			母子保健事業費 授乳支援(おっぱい相談)事業費		433,334	432,157	424,713	433,360
			不妊治療費助成事業費		45,181,310	36,174,089	35,917,300	38,475,000
			不妊治療費助成事業費 事務経費分		173,675	103,160	255,280	278,790
			乳幼児健康診査事業費		31,690,809	31,934,895	32,489,363	31,673,168
			乳幼児健康診査事業費(原発避難者特例法分)		163,781	169,602	195,079	148,476
			いのちを育む教育推進事業費		0	585,467	1,553,056	799,049
			新生児聴覚検査支援事業費		0	0	5,618,714	4,937,497
			産前・産後サポート事業費		0	0	802,840	932,744
			産後ケア事業費		0	0	1,792,000	2,787,500
			子ども・子育て支援新制度事業費		243,129,185	251,461,677	309,481,532	291,843,313
			妊産婦健康診査事業費		229,802,260	238,762,066	268,855,843	250,061,107
			妊産婦健康診査事業費義務的経費分		4,648,505	4,434,575	6,101,156	6,202,529
			いわきっ子健やか訪問事業費(乳児家庭全戸訪問事業費)		8,678,420	8,265,036	7,555,236	8,339,330
			母子保健コンシェルジュサービス事業費		0	0	26,947,997	27,064,147
			養育支援訪問(専門的相談支援)事業費		0	0	21,300	176,200
		保健所費			97,878,625	93,162,763	99,276,592	98,751,233
			保健指導費		97,878,625	93,162,763	99,276,592	98,751,233
			育成医療給付事業費		132,213	127,452	117,283	128,107
			育成医療費		7,742,418	5,357,966	5,184,723	4,904,468
			養育医療給付事業費		97,153	103,204	119,322	118,834
			養育医療費		12,756,961	14,546,829	15,679,802	14,060,696
			子育てサポートセンター運営事業費		4,154,165	4,081,421	4,296,475	4,205,116
			子育てサポートセンター運営事業費 人件費分		5,255,791	5,221,315	5,623,816	3,019,286
			障害児保育判定委員報酬		464,800	365,200	439,900	456,500
			小児慢性特定疾病医療費		66,507,693	60,129,644	63,592,580	67,387,095
			小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費		0	79,060	50,838	0
			小児慢性特定疾病医療事務費		599,023	554,840	627,579	714,379
			小児慢性特定疾病審査会委員報酬		107,900	107,900	0	0
			小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費		60,508	2,487,932	3,544,274	3,756,752

## 特別会計

<現年>					(単位:円)			
款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費					109,830,407	130,513,602	141,670,914	141,417,993
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費				109,830,407	130,513,602	141,670,914	141,417,993
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			109,830,407	130,513,602	141,670,914	141,417,993
			貸付事業費		109,830,407	130,513,602	141,670,914	141,417,993
			貸付金		108,468,216	129,091,000	140,244,200	132,060,196
			事務費		1,362,191	1,422,602	1,426,714	9,357,797



### 3 主な歳出の状況

こども家庭課の歳出より中事業名の区分で原則として 10,000 千円以上のもの、また、その中が細目に分かれている場合は任意に抽出して、監査手続を実施しているが、以下、抽出した事業名を記載している。また、「4 監査の結果及び意見」においては、以下の内、指摘事項あるいは意見がある事業について記載している。

(単位：千円)

No	目	中事業名	平成 30 年度 決算額
1	諸費	国県支出金等過誤納返還金	60,265
2	児童福祉総務費	出産支援金支給事業費	123,974
3		児童手当支給事務費	32,180
4	児童措置費	職員手当等	208,060
5		児童手当	4,940,450
6		児童扶養手当	1,561,884
7	父子母子福祉費	父子母子奨学資金	57,235
8		父子母子福祉手当	11,752
9		ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業費	24,245
10		母子父子寡婦福祉資金貸付金会計 繰出金	30,029
11	予防費	母子保健指導事業費	14,663
12		不妊治療費助成事業費	38,753
13		乳幼児健康診査事業費	31,821
14		妊産婦健康診査事業費	256,263
15		いわきっ子健やか訪問事業費 (乳児家庭全戸訪問事業費)	8,339
16		母子保健コンシェルジュサービス 事業費	27,064
17	保健所費	養育医療費	14,060
18		小児慢性特定疾病医療費	67,387
19	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費 (特別会 計)	貸付金	132,060

#### 4 監査の結果及び意見

##### (1) 国県支出金等過誤納返還金

###### ① 事業の概要

平成 30 年度の内訳の主たるものは児童手当に対するものである。児童手当においては、4 月に現年度実施分の補助金について交付申請をしており、申請額については、児童数の増減傾向と、前年度の決算額に基づき算出している。また、1 月の追加交付申請においては、現年度分の実績と未支払分(2 月定時支払分及び 12 月～3 月の随時支払分)見込額に基づき算出しているが、見込額を正確に算出することが困難であることから、過誤納返還金が、国交付分 43,692 千円、県負担金 3,475 千円発生している。

###### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	39,384	57,885	60,266
支出負担行為額	39,382	57,884	60,265
未執行予算額	1	0	0

###### ③ 監査の結果

###### 1) 過誤納返還金を減少させる対応策について

平成 30 年度の児童手当交付金に係る主な日程は以下の通りであった。

	平成 30 年度	平成 29 年度
平成 30 年 4 月	国交付金及び県負担金の平成 30 年度概算交付申請	
平成 30 年 5 月末	4 月に申請した国交付金及び県負担金の額確定 ※申請額の 9 割の額で確定されるので、不足分については 1 月中旬に申請する。	
平成 30 年 6 月		平成 29 年度事業実績報告
平成 30 年 8 月～11 月		国交付金及び県負担金額確定 ※過誤納返還金確定。翌 1 月末までに返納
平成 31 年 1 月中旬	国交付金及び県負担金の平成 30 年度追加交付申請	
平成 31 年 1 月末		平成 29 年度過誤納返還金返納

	平成 30 年度	平成 29 年度
平成 31 年 3 月	国交付金及び県負担金の追加交付額決定	

市としての A.方針、B.過誤納返還金を減少させるための具体的な対応策について質問したところ、下記の回答であった。

#### A. 方針

1月の追加交付申請の際、算出方法を見直し、より正確な額で申請する。これによって過誤納返還金を減少させることが可能である。

#### B. 具体的な対応策

本市の受給者数は県内の自治体の中でも特に多いことから、毎年度決算額の変動幅が大きく、正確に算出することが困難であるが、受給者数変動の傾向を分析し、より正確な額で追加交付申請を行い、過誤納返還金の減少に努めることにする。

今後、市として、上記の対応を図っていくことが必要である。また、市負担金については、概算交付額より実績報告額が 18,228 千円上回った状況であり、補助金概算交付申請時の算定を適切に行うことによって、適切な予算の策定ができるものとする。

#### 【意見】

### (2) 児童手当

#### ① 事業の概要

児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健全な成長を支援するために支給するものであり、概要は以下の通りである。

##### 1) 支給対象

日本国内に住所を有する者で、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）の児童を養育している者

##### 2) 支給月額

3歳未満	一律	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限限度額以上	一律	5,000円

##### 3) 支給月

10・2・6月支給

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	5,162,140	5,059,724	5,012,050
支出負担行為額	5,124,205	5,034,440	4,940,450
未執行予算額	37,935	25,284	71,600

③ 監査の結果

1) 児童手当返納金の債権管理について

児童手当については、対象者からの申請により支給認定した者に対して、支給決定月額を4か月に一度前4か月分の合計額を支給（定時支払）しているが、支給事由が消滅したにもかかわらず届け出ずにいた場合など、支給済月分の支給事由が消滅したことにより過払い金が発生し、対象者に対して返納を求めている。

児童手当返納金については、こども家庭課家庭支援係において、納入者に対して納期限を定めた「返納通知書」を発行するとともに、エクセルで作成する管理台帳（「児童手当過年度分収入未済金繰越内訳書」）に登録して、残高の管理を行っている。

児童手当返納金の過去5年度（平成26年度～平成30年度）の状況は以下の通りである。

(金額単位：円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額（前年度決算）		370,000	445,000	435,000	465,000	445,000
調整額（調定減額）		55,000	—	—	—	—
滞納繰越分	調定額	425,000	445,000	435,000	465,000	445,000
	収入額	—	10,000	—	20,000	—
	不能欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	(10件) 425,000	(11件) 435,000	(11件) 435,000	(12件) 445,000	(12件) 445,000
現年度	調定額	20,000	90,000	150,000	40,000	95,000
	収入額	—	90,000	120,000	40,000	45,000
	不能欠損額	—	—	—	—	—
	収入未済額	(1件) 20,000	—	(2件) 30,000	—	(2件) 50,000
収入未済額（決算）		(11件) 445,000	(11件) 435,000	(13件) 465,000	(12件) 445,000	(14件) 495,000

(出典：市提供資料)

しかし、氏名・調定日・調定額・収入日・収入額・収入未済額の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。

債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。

**【指摘事項】**

2) 児童手当返納金の債権徴収に向けた取組について

いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第 57 条）が、児童手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。

規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。**【指摘事項】**

3) 児童手当返納金の不能欠損処理について

児童手当返納金は、非強制徴収公債権として時効期間は 5 年である。一方、平成 30 年度末の児童手当返納金の発生年度別の債権残高は以下の通りである。

発生年度 (調定年度)	子ども手当		児童手当	
	件数 (件)	残高 (円)	件数 (件)	残高 (円)
平成 21 年度	—	—	2	70,000
平成 22 年度	2	117,000	3	170,000
平成 23 年度	—	—	—	—
平成 24 年度	3	52,000	—	—
平成 25 年度	3	170,000	5	175,000
平成 26 年度	—	—	—	—
平成 27 年度	—	—	—	—
平成 28 年度	—	—	2	30,000
平成 29 年度	—	—	—	—
平成 30 年度	—	—	2	50,000
合計	8	339,000	14	495,000

(出典：市作成資料より監査人が集計)

担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 754,000 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。

**【指摘事項】**

(3) 児童扶養手当

① 事業概要

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を共にしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、父又は母のいない児童や父又は母の心身に一定の障がいのある児童を養育している父又は母、または父又は母に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するものであり、概要は以下の通りである。

1) 対象者及び要件

- ・ 父又は母が生計を維持していない児童を養育していること。
- ・ 公的年金を受けていないこと。(ただし、児童ごとに障害年金の加算額が児童扶養手当を下回る場合、老齢福祉年金を受けている場合を除く。)等
- ・ 支給対象年齢は、18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は、20歳未満)

2) 支給月額(平成31年4月以降)

	全部支給者	一部支給者
第1子	月額 42,910 円	所得に応じて、月額 10,120 円から 42,900 円まで 10 円きざみの額
第2子加算額	月額 10,140 円	所得に応じて、月額 5,070 円から 10,130 円まで 10 円きざみの額
第3子以降加算額	月額 6,080 円	所得に応じて、月額 3,040 円から 6,070 円まで 10 円きざみの額

3) 支給月

4・8・12月の年3回払い

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	1,662,534	1,624,779	1,589,188
支出負担行為額	1,623,986	1,601,675	1,561,884
未執行予算額	38,547	23,103	27,303

③ 監査の結果

1) 児童扶養手当返納金の債権管理について

児童扶養手当については、児童扶養手当法に基づき、対象者からの申請により支給認定した者に対して、支給決定月額を4か月に一度前4か月分の合計額を支給(定時支

払)しているものであるが、支給事由が消滅したにもかかわらず届け出ずにいた場合など、支給済月分の支給事由が消滅したことにより過払い金が発生し、対象者に対して返納を求めている。

当該債権（児童扶養手当返納金）については、こども家庭課家庭支援係において、納入者に対して納期限を定めた「返納通知書」を発行するとともに、エクセルで作成する管理台帳（「児童扶養手当返納金債務者一覧表」）に登録して、残高の管理を行っている。

児童扶養手当返納金の過去5年度（平成26年度～平成30年度）の状況は以下の通りである。

（金額単位：円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
過年度分	調定額	8,376,610	7,944,510	8,382,610	8,197,240	8,115,280
	収入額	599,620	682,000	185,370	81,960	93,000
	未収金	7,776,990	7,262,510	8,197,240	8,115,280	8,022,280
現年度	調定額	47,030	995,640	—	—	3,043,320
	収入額	—	447,700	—	—	2,747,170
	未収金	47,030	547,940	—	—	296,150
歳出戻入	戻入すべき額	583,810	658,780	199,320	—	1,305,430
	収入額	350,160	86,620	199,320	—	883,170
	未収金	233,650	572,160	—	—	422,260
不能欠損額		—	—	—	—	—
翌年度滞納繰越計		8,057,670	8,382,610	8,197,240	8,115,280	8,740,690

（出典：市作成資料）

しかし、氏名・調定日・調定額・債務の発生日・理由・最終納入日又は承認日の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。

債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。

#### 【指摘事項】

#### 2) 児童扶養手当返納金の債権徴収に向けた取組について

いわき市財務規則では、納期限後20日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第57条）が、児童扶養手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。

規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。【指摘事項】

3) 児童扶養手当返納金の不能欠損処理について

児童扶養手当返納金は、非強制徴収公債権として時効期間は5年である。一方、平成30年度末の児童扶養手当返納金の発生年度別の債権残高は以下の通りである。

発生年度 (※)	児童扶養手当	
	件数 (件)	残高 (円)
平成 21 年度	4	622,680
平成 22 年度	3	2,535,300
平成 23 年度	3	751,150
平成 24 年度	6	1,800,090
平成 25 年度	2	343,250
平成 26 年度	2	92,300
平成 27 年度	7	1,665,270
平成 28 年度	—	—
平成 29 年度	—	—
平成 30 年度	4	930,650
合計	31	8,740,690

(出典：市作成資料より監査人が集計)

※発生年度は調定日若しくは最終納入日・承認日に基づく

担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成25年度以前に発生した残高は6,052,470円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。**【指摘事項】**

(4) 父子母子奨学資金

① 事業の概要

いわき市父子、母子等奨学資金支給条例に基づき、父子及び母子家庭等の父若しくは母又は保護者で、児童を扶養している人の経済的負担を軽減するため、奨学金を支給するものであり、概要は以下の通りである。

1) 支給対象及び支給要件

- ・対象児童が高等学校又は高等専門学校(3年間)に在学していること
- ・市内に1年以上住所を有する要保護世帯であること

2) 支給月額

5千円

3) 支給月



#### 4・10月支給

##### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	65,066	60,175	61,380
支出負担行為額	61,900	59,975	57,235
未執行予算額	3,166	200	4,145

##### ③ 監査の結果

###### 1) 支給の起案書について

支給に際しては、起案書及び支出負担行為兼支出命令書が各地区センターにおいて起案・起票され所長が承認している。サンプルで内郷・好間・三和地区の起案書等を確認したが、下記2件について支出負担行為兼支出命令書は確認できたものの、起案書が見当たらなかった。

起案日	支給人数	支給対象	支給金額	起案書の有無
平成30年7月20日	新規1名	5～9月	25千円	無
平成30年8月6日	新規1名	6～9月	20千円	無

起案書はその添付書類と一緒にファイリングされて保管されている。原因としては、起案書を管理している担当者が年度の切り替えで変更になり、起案書の管理が疎かになったと考えられる。起案書等の文書管理の徹底が必要である。【指摘事項】

##### (5) 母子保健指導事業費

###### ① 事業の概要

母子保健法に基づく妊産婦及び乳幼児に対する各種健康相談、健康教育、各種健康診査の事後指導、訪問指導等を行う事業。親子健康手帳（母子健康手帳）の交付、プレママ・プレパパクラス等の開催、離乳食教室等も含む。

##### ② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	9,197	14,957	15,084
支出負担行為額	8,692	14,522	14,663
未執行予算額	505	434	421

### ③ 監査の結果

#### 1) プレママ・プレパパクラス等の開催について

市は現在、安心して出産・子育て時期を迎えられるよう、それらに関する知識を身につけることを目的として、プレママ・プレパパクラスや産前・産後サポート事業としてのマタニティサロンを開催している。その他、市内の 5 つの産婦人科においても同様の教室が開催されている。

プレママ・プレパパクラスは各地区毎月 2 回日曜日に行われているが人気があり、平成 30 年度ではプレママ 215 人（プレママ・プレパパ延べ参加者 430 人÷2）の利用となっている。また、マタニティサロンは各地区毎月あるいは隔月ごとに 1 回、平日の午前中に行われているが、平成 30 年度では延べ個別相談 189 人、延べミニ講座受講者 331 人となっている。一方、平成 30 年度の親子健康手帳交付者数から見た初産婦者数は 890 人という状況である。

以上より、市内産婦人科の動向等もあるが、プレママ・プレパパクラス等の潜在的需要はあると考えられ、プレママ・プレパパクラスの土曜日開催やマタニティサロンの週末開催の検討が望まれる。【意見】

### (6) 不妊治療費助成事業費

#### ① 事業の概要

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業である。保険適用の治療だけでは困難で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦が対象なり、治療法としては、体外受精や顕微授精等がある。また、治療内容により異なるが、原則 1 回 7 万 5 千円、または、15 万円助成され、年齢及び所得制限がある。

#### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	53,271	46,283	43,339
支出負担行為額	36,277	36,172	38,753
未執行予算額	16,993	10,110	4,586

### ③ 監査の結果

#### 1) 助成承認決定起案書と元資料の照合について

平成 30 年 3 月 29 日起案の特定不妊治療費助成申請起案書には、「今回執行額 7,800 千円」と記載されていたが、実際の支出額は 7,500 千円であり、300 千円の差額があった。

これは、起案時に金額の記載の誤りがあり、承認時に上司から実支出額と同じ 7,500 千円に修正しておくよう指示があったものの、そのまま文書保存したためである。

起案書に上司の押印承認がなされているが、起案書と元資料の数値が不一致のまま承認されているのは問題であり、上司は、起案書と元資料の修正を確認した上で承認する必要がある。今後留意が必要である。【指摘事項】

## 2) 不妊専門相談センターの設置について

国は、本事業と関連して、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的として、不妊や不育症の課題に対応するため、中核市に関しても令和元年度までに不妊専門相談センターの設置を推進している。センターの内容は、相談員を配置して個別相談を受けることや市民向けに講習会を開催すること等があげられる。

市では、監査日現在未設置の状況である。国では、単独での設置が困難な場合、県と協力・連携して実施する方法もあるとしているが、何時でも身近に相談できる場所として、市単独でのセンターの設置が望まれる。【意見】

## (7) 乳幼児健康診査事業費

### ① 事業の概要

発達の節目である 4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳の時期に健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療とよりよい発育・発達のため適切な保健指導及び育児不安の軽減を図る育児支援を行う事業である。対象者には健康診査の前月に通知を行い、未受診者には葉書による受診勧奨の他、電話や訪問により状況確認を行っている。健康診査の推移の状況は以下のとおりであるが、3 歳児の受診率が低下するのは、保育所・幼稚園での受診等が影響していると考えられる。また、平成 29 年度の厚生労働省の報告によれば、平成 29 年度の全国平均は、3 か月～5 か月児で 95.5%、1 歳 6 か月児で 96.2%、3 歳児で 95.2%となっており、3 歳児を除き市の受診率が上回っている。

● 4か月児健康診査状況

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)	2,600	2,459	2,365	2,365	2,168
受診者数(人)	2,513	2,401	2,293	2,302	2,107
受診率(%)	96.7	97.6	97.0	97.3	97.2

● 10か月児健康診査状況

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)	2,546	2,505	2,419	2,375	2,304
受診者数(人)	2,449	2,423	2,339	2,310	2,228
受診率(%)	96.2	96.7	96.7	97.3	96.7

● 1歳6か月児健康診査状況

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)	2,465	2,550	2,509	2,437	2,362
受診者数(人)	2,337	2,450	2,425	2,355	2,281
受診率(%)	94.8	96.1	96.7	96.6	96.6

● 3歳児健康診査状況

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)	2,529	2,363	2,549	2,598	2,512
受診者数(人)	2,370	2,227	2,438	2,465	2,386
受診率(%)	93.7	94.2	95.6	94.9	95.0

(出典：いわき市の保健福祉・子育て支援)

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	32,309	33,061	33,111
支出負担行為額	32,104	32,684	31,821
未執行予算額	204	376	1,289

③ 監査の結果

1) 健康診査会場での情報把握について

市は健康診査会場で保健師が育児指導等を行っているが、会場に投書箱等の設置はしていない。

市の子ども・子育て支援サイトでの相談他、各種事業を通して情報の吸い上げは行われてはいるが、乳幼児の保護者からの情報の吸い上げは幅広に行われた方が良く、健康診査会場での投書箱等の設置の検討が望まれる。【意見】

## (8) 妊産婦健康診査事業費

### ① 事業の概要

妊娠中の異常を早期に発見し、保健と医療の連携のもとに早期に適切な援助を行い、母子共にできるだけ正常な妊娠及び分晩経過をたどれるよう、健康診査費用を公費で負担する事業である。市では、市に住民票がある全妊婦を対象に、妊娠中、妊婦一般健康診査を 15 回、概ね産後 1 か月を目途に産婦一般健康診査を 1 回行うこととしている。また、異常が発見された特定の妊婦に対しては、妊婦精密健康診査が行われる。

### ② 本事業の過去 3 年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算現額	257,799	295,329	291,405
支出負担行為額	238,762	274,956	256,263
未執行予算額	19,037	20,372	35,141

なお、未執行予算額が多くなっているが、事業の性質上 1 年前の出生数で、かつ事後的に判明する流産や転出入も含めて、予算を多めに見込むためでありやむを得ない。

### ③ 監査の結果

#### 1) 未受診者のモニタリングについて

妊娠が判明すると、妊産婦は各地区保健福祉センターの窓口に出向き、妊娠届出書を提出し、同時に母子コンシェルジュから親子健康手帳（母子健康手帳）と妊婦健診受診票綴りの交付を受け、その後回数分だけ健康診査の受診を行うこととなる。

平成 30 年度親子健康手帳交付者数 2,016 名に対し、少なくとも 1 度も受診しなかった人の調査をかけたところ該当者は 14 名であった。市は、従来、妊娠者がその後流産等の事情により受診しなくなるケースもあり、その気持ちを察し、また、流産等か否かの状況が判別しにくいいため、未受診者のデータ抽出は行ってこなかった。

しかし、一定の基準を決めて未受診者のデータの抽出とモニタリングを行う意義はあると考えられ、その中で受診が不連続となっているケース等については、受診勧奨の対応が必要と考える。【意見】

## (9) 母子保健コンシェルジュサービス事業費

### ① 事業の概要

いわきネウボラの一環として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するために、7 地区保健福祉センターをワンストップ拠点とし、専任で担当する有資格者を母子コンシェルジュとして配置し、主に妊娠期から産前・産後の相談・支援を行

う事業である。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算現額	27,902	27,902	30,022
支出負担行為額	26,947	26,947	27,064
未執行予算額	954	954	2,957

③ 監査の結果

1) 母子コンシェルジュ間の意見交換の場の開催について

現在、主管課の係長等が地区保健センターを回り、各母子コンシェルジュからの意見吸い上げを行い、それらを各母子コンシェルジュに還元すること等は実施しているが、定期的な母子コンシェルジュ間の意見交換の場の開催は行われていない。母子コンシェルジュ同士の横の連携を図り、業務の共通理解・課題等の認識を深めるため、定期的な開催が必要と考える。【意見】

2) 専用パソコンの設置について

母子コンシェルジュ業務において、妊婦全員への面接後、アセスメント評価やそれに対応した支援メニューの作成等入力業務も多い中、現在、専用パソコンがなく他の保健師やケースワーカーと共同使用のため、こま切れ時間を利用して行う等効率が悪くなっている。令和2年度には共同使用するパソコンが各地区センターに増設される予定であるが、専用パソコンの設置の検討が望まれる。【意見】

(10) 貸付金(母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(特別会計))

① 事業の概要

母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等に対し、資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っている。

1) 支給対象

- ・母子福祉資金：母子家庭の母、母子家庭の母に扶養されている児童等、  
父母のいない児童、母子福祉団体
- ・父子福祉資金：父子家庭の父、父子家庭の父に扶養されている児童等、  
父子福祉団体
- ・寡婦福祉資金：①配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった人  
②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び

寡婦以外のもの（所得制限あり）

2) 貸付金の種類

事業開始、事業継続、修学、技能取得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度及び結婚資金の貸付を行う。

② 貸付額の推移

（単位：千円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子福祉資金	124,740	135,159	127,482
父子福祉資金	621	892	1,114
寡婦福祉資金	3,730	4,194	3,465
合計	129,091	140,245	132,060

③ 監査の結果

1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権徴収に向けた取組について

貸付の件数及び金額は修学資金に集中している。

種別	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
事業開始資金	0	-	0	-	0	-
事業継続資金	0	-	0	-	0	-
修学資金	123	88,218	127	92,976	117	90,404
技能習得資金	8	4,570	5	3,438	10	5,628
修業資金	10	4,258	15	7,674	17	8,050
就職支度資金	5	1,410	8	2,630	3	980
医療介護資金	0	-	0	-	0	-
生活資金	20	8,122	36	12,007	34	8,937
住宅資金	1	2,000	1	1,000	1	1,500
転宅資金	7	1,193	9	2,197	14	2,742
就学支度資金	59	19,319	43	18,321	41	13,817
結婚資金	0	-	0	-	0	-
特例児童扶養資金	0	-	0	-	0	-
合計	233	129,091	244	140,245	237	132,060

（出典：市作成資料）

元金及び利息の回収において、納付書の発行及び前月滞納分の督促状発行は、こども家庭課で行われている。延滞分の回収管理は主に母子父子自立支援員によって行われている。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の過去3年度（平成28年度～平成30年度）の未収債権の回収状況は以下の通りである。

（金額単位：千円）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
滞納繰越分	調定額(A)	97,310	105,591	113,517
	収入額(B)	9,872	9,891	8,905
	不能欠損額	—	—	—
	収入未済額	87,438	95,699	104,611
	収入率(B/A)	10.1%	9.4%	7.8%
現年度	調定額(A)	82,358	84,768	93,174
	収入額(B)	64,205	66,950	75,302
	不能欠損額	—	—	—
	収入未済額	18,152	17,817	17,872
	収入率(B/A)	78.0%	79.0%	80.8%

（出典：市作成資料）

母子等福祉資金貸付担当職員、母子・父子自立支援員、貸付事業協力員により、電話督促、来所償還指導、訪問徴収等を実施し、また平成31年度からは口座振替を開始するなどの回収努力を行っている。その効果により現年度分については年々収入率が上昇している。しかし、過去の滞納繰越分については回収が思うように進まず、収入率の低下や収入未済額の増加の傾向がある。

未納額の回収では債務者の経済状況に鑑み分納での納付に応じたり、滞納通知書を保証人にも送付したりと回収努力を行っているが、滞納件数が多く人員が不足している現状がある。また、財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足しているため、十分な回収ができていない。債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考えられる。【意見】

## 2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納整理について

母子父子寡婦福祉資金貸付金は母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等の経済的自立と生活意欲の助長を目的としているため、経済的に不安定な世帯を対象とすることもあり、回収が長期にわたることもある。

滞納分の収入未済額の年度調べをした結果、下記の表の状況である。

事業年度	収入未済額（滞納分）	事業年度	収入未済額（滞納分）
5	23千円	18	2,982千円
6	23千円	19	2,712千円
7	62千円	20	2,369千円
8	365千円	21	2,844千円



事業年度	収入未済額（滞納分）	事業年度	収入未済額（滞納分）
9	365 千円	22	4,045 千円
10	365 千円	23	4,972 千円
11	462 千円	24	6,460 千円
12	439 千円	25	8,635 千円
13	955 千円	26	11,081 千円
14	2,077 千円	27	13,073 千円
15	2,906 千円	28	14,473 千円
16	3,386 千円	29	16,085 千円
17	3,454 千円	合計	104,611 千円

（出典：市作成資料）

また、貸付資金の種類が多岐にわたり、1世帯で複数の種類の貸付を行っているケースや同種類の資金（例えば修学資金）を子の人数分の貸付を行っているケースもあり、高額滞納の管理が複雑になっている。下記は高額滞納者の上位10位となる。

<市の滞納データより>滞納金額上位10位			
1	3,994 千円	6	2,191 千円
2	2,958 千円	7	2,190 千円
3	2,655 千円	8	2,081 千円
4	2,404 千円	9	1,969 千円
5	2,320 千円	10	1,968 千円

（出典：市作成資料より監査人が集計）

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金額が全体として増加傾向にあるが、上記の複数貸付の名寄せ管理等ができていない状況であり、データ整備を行った上で、滞納金額を分類・整理、滞納者ごとの実情を把握し、効率的・効果的な回収を図る必要があると考える。【意見】